

新！ひのっ子すくすくプラン

～ 日野市子ども・子育て支援事業計画 ～

2015年4月~2020年3月



日野市

平成27(2015)年3月

新！ひのっ子すくすくプラン策定にあたって

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定子ども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定子ども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）に基づき、平成27年度より、社会全体で子ども・子育てを支援する新しい仕組みである「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートします。

子ども・子育て支援新制度スタートに先立ち、全ての都道府県、市町村が新制度の実施主体として、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援が適切に提供されるよう事業計画を策定することが定められ、日野市でも子ども・子育て支援事業計画である「新！ひのっ子すくすくプラン」を策定しました。

策定にあたっては、多くの市民の皆様にご協力をいただいてニーズ調査などを実施し、現在、子育て中の多くの方の意見を伺いました。また、様々な立場で子育てに携わる関係者で構成された「日野市子ども・子育て支援会議」を開催して多くの意見を伺いながら、計画をつくりあげました。

これから、日本全体の人口は緩やかに減少し、急速に高齢化が進み、生産年齢人口は減少していきます。日野市でも数年後には人口が減少し、少子化、高齢化がさらに進行することが予測されます。このような変化や未来を受け入れなければならないのは、これから社会に出て行く若者、これから学び育てゆく子どもたち、これから生まれ来る子どもたちです。子どもたち一人ひとりが大人になった時に自分の子どもを持ち、その将来を期待できるような世の中を作れるように、今からの行動を決めなければなりません。

これからの日野市政のビジョンとして、人とまちの諸力融合が「可能性に満ちた未来」を拓くと掲げ、地域の魅力を向上させ、様々な世代がバランスよく交流し、子育てや介護をしながら働くことができる環境を整備するなど、子育て世代や若い世代の方に日野市を選んで住み続けていただけるようなまちの実現を目指し、「人口バランス・定住化促進」などの戦略に取り組んでまいります。

これらの戦略を基に、日野市が目指す「子育てしたいまち しやすいまち日野」の実現に向けて策定した子ども・子育て支援事業計画「新！ひのっ子すくすくプラン」を計画的に進めます。

計画策定にあたり、ご尽力、ご協力いただいた皆様には心から感謝を申し上げます。



平成27年（2015年）3月

日野市長 大坪 冬彦

新！ひのっ子すくすくプラン

(日野市子ども・子育て支援事業計画)

～ 目 次 ～

序 章 「子育てしたいまち・しやすいまち日野」の実現に向けて	1
～ 新！ひのっ子すくすくプラン ～	
1 止まらない人口減少と社会の変容	
2 子どもや親をとりまく環境の変化	
3 家庭の子育て力回復と地域の支え	
4 福祉と教育の連携強化	
第1章 計画の策定にあたって	7
1 計画策定の背景	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間と対象	
4 計画の策定体制	
第2章 子育てと子育てをめぐる現状	11
1 国の動向	
2 日野市の子どもや家庭などの現状	
3 日野市の子育て支援施策の状況	
4 日野市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要	
第3章 基本理念と基本目標	51
1 基本理念	
2 基本目標（将来像）	
3 子ども・子育て支援会議委員の主な意見	
4 子ども・子育て支援法の基本理念・基本指針抜粋	
第4章 施策の体系と重点的な取り組み	55
1 新！ひのっ子すくすくプランの体系 (理念・基本目標（将来像）・方針・施策の方向)	

第5章 個別施策の展開	57
Ⅰ 子育ての豊かさと楽しさの発見	
Ⅱ 一人ひとりが輝く主体的でたくましいひのっ子育て	
Ⅲ 共に生き、互いに育てあうまち	
Ⅳ 命を慈しむ心を育て、次の世代の親を育てる	
第6章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、 提供体制の確保の内容、実施時期について	119
1 新制度の全体像	
2 新制度の事業体系	
3 推計の手順	
4 提供体制の確保の内容、実施時期	
第7章 計画の推進に向けて	139
1 日野市としての総合的な取り組み	
2 市民参画と地域との連携強化	
3 計画の効果的かつ効率的な推進	
4 時代のニーズに応える施策展開	
5 計画の推進体制	
資料編	143
資料1 子ども・子育て支援会議議事一覧	
資料2 子ども・子育て支援会議委員名簿	
資料3 事務局名簿	
資料4 放課後児童クラブ基準検討ワーキンググループ	

序 章

「子育てしたいまち・しやすい
まち日野」の実現に向けて

序章 「子育てしたいまち・しやすいまち日野」の実現に向けて
～新！ひのっ子すくすくプラン～
少子化対策の突破口 日野市のこれまでの取り組み

「子育てしたいまち・しやすいまち日野」の実現に向けて
～新！ひのっ子すくすくプラン～

少子化対策の突破口 ～日野市の強みを生かす～

日本における少子化問題は、生産年齢人口が減る一方で、高齢者の数が増え続け、年金や社会保障制度の維持が困難になり、いずれは高齢者を含めて人口が減少していくという状況にあります。この事態を克服するためには、長期的な展望に立ち継続した取り組みが必要になります。若い世代が安心して子どもを産み、育てられる社会をつくりあげることが、少子化問題を克服するひとつの突破口となっていくものと考えています。

少子高齢化が進む中、高齢者施策の分野では、高齢者とその家族を「社会全体で支える」ために公的介護保険制度が導入されました。そして今、子どもとその家族を「社会全体で支える」ために子ども・子育て支援新制度が始まります。しかし、日本国内であっても、住む地域や家族構成、養育者の就業状況などによって、子どもたちやその家族の日々の暮らしは大きく異なります。都心部に隣接していながらも豊かな自然環境が残る日野市においても、強みを生かした戦略的取り組みを進めていかなければなりません。

日野市のこれまでの取り組み ～3つの戦略～

自治体を取り巻く厳しい時代の中であって、持続可能なまちづくりをするために、最上位計画として策定された第5次日野市基本構想・基本計画（2020プラン）を基本とし、教育・福祉・まちづくり・環境・防災・産業振興など様々な個別計画、さらに地域コミュニティの基礎となる「家族のあり方」に着目した「三世代がよりそう暮らし」基本方針の策定など幅広い視点に立って取り組みを進めてきました。平成26年度には、これからの日野市政のビジョンとして、人とまちの諸力融合が「可能性に満ちた未来」を拓くと掲げ、3つの戦略である「人口バランス・定住化戦略」「産業立地強化・雇用確保戦略」「ヘルスケア・ウェルネス戦略」に取り組んでいるところです。

ひのっ子すくすくプランとは ～子どもが主役～

子育て支援を真に子育て世帯にとって利用しやすく有用なものとするために、日野市子ども条例の理念を踏まえ、関連する様々な計画や取り組みを「子ども」を主役に「点から線」でつなげ、まとめたものがこの「新！ひのっ子すくすくプラン」です。

日野市が目指す姿 ～一貫した子育て支援の継続（スピリット）～

自分の育ったまち、自分の暮らすまちで、安心して子育てをする、住み慣れた居住空間で家族がそばにいていつでも相談できるという安心感は、乳幼児から高齢者に至るまで、誰にとっても大切なものです。そして、安心して生活をするためには、家族以外の力も必要不可欠です。親など保護者が子育てに対して誇りと喜びを感じることができるよう「社会全体で支える」ことで、みんなに優しく笑顔があふれるまちにしたいとの思いを込め、この計画の基本理念を「子どもが育ち・子どもと育つ・寄り添う地域・あふれる笑顔」としました。

5年を1期とするこの計画は、平成17（2005）年の次世代育成支援対策推進法に基づく「ひのっ子すくすくプラン」をスタートとし、今期で3期目を迎えます。人が生まれてから成人するまでには、18年～20年という長い時間と多くの人々の多大な労力と費用がかかります。計画を実施するにあたっては、一貫性を持って子育て支援を継続していく日野市のスピリットを堅持し、「子育てしたいまち・しやすいまち日野」の実現に努めていきます。



1 止まらない人口減少と社会の変容

(1) 急速な少子化の進行

日本の合計特殊出生率は昭和 41（1966）年以降減り続け、平成 2（1990）年の合計特殊出生率（1人の女性が一生のうちに出産する子どもの数の近似値）は 1.57 まで低下しました。この数値は、人口動態統計史上最低の値として、人口減少社会の進行が明確になったことを示しています。この 1.57 ショックを契機とし、「少子化」が社会問題化したといえます。合計特殊出生率は、その後も下がり続け、平成 17（2005）年には過去最低である 1.26 まで落ち込み、現在では微増傾向（平成 25 年：1.43）に転じているものの、なお低い水準にとどまっています。特に、東京都の合計特殊出生率は、平成 25（2013）年で 1.13 と全国最低となっています。

(2) 人口減少社会の到来

- ・少子化社会では、同時に高齢化率が急速に上昇していきます。日本は先進国の間でも過去に経験したことがないスピードで高齢化が進行しており、2060 年には4割弱が高齢者になるとも推測され、社会それ自体の成り立ちが懸念されています。
- ・平成 24（2012）年の人口推計では、今後も年少人口、生産年齢人口を中心に減少が続き、さらに、高齢者人口も減少し始め、2060 年の人口は8千6百万人台になると推測されています。
- ・こうした状況の中、子どもだけではなく高齢者も心身の健康を維持し、活躍する場を創出する社会づくりが求められています。

(3) 女性の社会進出と子育て（ワーク・ライフ・バランス）

- ・少子化が止まらず、生産年齢人口の減少が予測される中、国の「成長戦略」の一環として、「女性が輝く日本」と題し、女性の社会進出が重要課題の一つに挙げられました。
- ・女性の社会進出は、人口減少の進行が止まらない現在の日本においては、社会構造を維持するためにも重要なことといえます。
- ・女性が安心して子育てと仕事を両立できる仕組み（ワーク・ライフ・バランス）を整えると同時に、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たし、相互に協力することが必要です。

序章 「子育てしたいまち・しやすいまち日野」の実現に向けて

2 子どもや親をとりまく環境の変化 (1) 家族の形の変化 (2) 子どものあり様の変化 (3) 育児に不安を抱える親の増加 (4) 多様化する社会と自己責任

2 子どもや親をとりまく環境の変化

(1) 家族の形の変化

- ・少子化の要因の一つとして、晩婚・晩産化傾向が強まっていることが指摘されています。また、都市部では、核家族化が進んでいます。以前は、兄弟姉妹がいる家庭が一般的なものと考えられていましたが、現在は、兄弟姉妹がいないひとりっ子世帯が増え、一世帯あたりの子どもの人数が減少しています。
- ・女性の社会進出も加速し、共働き世帯も増加しています。一方で、親など保護者と子がふれあう時間が減っているという傾向もみられます。

(2) 子どものあり様の変化

前述のように都市化・核家族化、世帯あたりの子どもの人数が減っていることで、子ども同士が集団や異年齢で関わる機会や友達と自由に遊ぶことができる環境が減少しています。

また、祖父母、親戚、近所の人などの大人と関わる機会も減少しています。こうした状況の中、親子がふれあう時間も減っていることもあり、子どもが多様な経験をする機会が減少しています。

(3) 育児に不安を抱える親の増加

- ・都市化、核家族化が進む中で、地域社会の人間関係が希薄化しているといわれています。このため、子育ての悩みを打ち明ける人や、相談する相手が身近に少なく、悩みを抱え込んで育児に不安を抱える親など保護者の孤立化傾向がみられます。また、児童虐待などの家庭の深刻な問題も増加してきています。
- ・近年、一般にも広く発達障害（発達障害者支援法の定義による）が理解されつつあり、早期発見、関係機関の連携、切れ目のない支援など子どもや保護者への支援が必要とされています。

(4) 多様化する社会と自己責任

- ・多様な価値観を認めあっていこうとする社会では、一人ひとりが自らの価値基準を身につけ、自己責任で選択をしていかなければなりません。例えば、以前は「不登校は解消して、学校へもどすべき」と考えられていましたが、ニーズ調査結果などからも「不登校も一つの選択肢である」という声もあがっており、柔軟な対応が求められています。
- ・自己責任は、一人ひとりが情報を正しく把握し、判断する力が求められ、リスクを負うこととなりますが、一方で、いろいろな可能性が広がるチャンスもあります。そうしたチャンスを活かせるような、独自の道を切り拓くたくましさを持ち、柔軟で幅広い知見を有する「ひのっ子」を育てていければと考えます。

3 家庭の子育て力回復と地域の支え

(1) 家庭での子育て力の回復

家族構成や就労状況などによって様々な家庭の形態がありますが、子どもは家庭ですくすく育つことが基本であると考えます。昨今、家庭の子育て力の低下が指摘されていますが、子育てにおいて家庭の役割がいかに重要であるかを考えたとき、無限のやりがい・よろこびが発見できるような家庭環境が必要です。一方で、子育てを家庭で行う時間を確保するためにも、長時間勤務のあり方、育児休暇制度の取得など、働き方の見直しも必要となります。また、女性だけに限らず、男性も子育てのやりがいとよろこびをともに体験できる機会を創出していく必要もあります。

(2) 地域で子育てを支える

- かつての大家族の中で、家庭を中心に行われていた子育てを、核家族化した現代の家族構成で同じように担うことは非常に困難です。このため、現在子育て中の人はもちろん、子育てを終えた人、いろいろな経験や技術を持った人など、地域の豊富な人材を活用して、子育てをバックアップし、親など保護者を支えるための仕組みづくりも必要です。今こそ市民の力、地域の力、様々な資源を活用した子育て支援が求められています。
- 一方で、障害のある子どもや不登校の子どもなど、特別な支援を必要とする子どももいます。個々のニーズに応じた支援を充実しながら、こうした子どもたちも社会の構成員の一人として、ともに育っていくことが大切です。
- また、様々な理由で保護者が養育できない子どもへの対応も充実させていかなければなりません。とりわけ、近年増加している児童虐待については、日野市子ども条例を踏まえ、子ども家庭支援センターが中心となって、学校、児童相談所、警察などと連携して保護者と子どもを支えていきます。



4 福祉と教育の連携強化

(1) 待機児童解消と子育て支援

待機児童を解消するため、これまでは「保育に欠ける状況」を補う支援、つまり働く親など保護者への支援が子育て支援の中心となっていました。これからは、全ての子どもの健やかな成長を見守り、子育ての励みとなる様々な取り組みなど、さらに発展していくことが求められています。小学校就学前の施設としては、保育園と幼稚園の2つが多く利用されてきましたが、多様なニーズに対応できるよう、両方の良さを併せ持った施設・機能の確保、普及が求められています。また、待機児童の解消を目指して、少人数の子どもの保育の場など、身近な保育の場を確保していく必要があります。

(2) 地域の子育て支援の充実

就労状況に関わらず、子育てについての共通した悩みもあります。急な用事や短期の就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて一時預かりを利用しやすくしたり、親など保護者の孤立化を防ぐため地域の身近なところで子育て相談ができる場所を増やしたり、子どもの放課後の居場所を拡充するなど、地域の子育て支援の充実が求められています。

(3) 一人ひとりの生きる力と自己肯定感を育む教育活動の推進

- ・今日の変化の激しい社会にあって、未来を担う子どもたちに必要となるのは、自分で課題を見つけ、学び、考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力です。また、自らを律しつつ、他人と協調し、思いやる心や感動する心など、豊かな人間性すなわち「生きる力」です。子どもたちが伸び伸びと自らの個性を発揮しながら、自然体験やその他の体験活動を通して「生きる力」を身につけることが求められています。
- ・ニーズ調査において、子どもたちの自己肯定感は年々数値が上がってはいるものの、低い傾向があります。今後も継続して、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認め、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境づくりが必要です。

(4) 学校・家庭・地域社会と連携した教育の充実※第2次日野市学校教育基本構想より抜粋

子供たちが21世紀をたくましく生きていくために、人との豊かなかかわりを通して、個性を磨き合い、新しい課題や応えを創り出していくことが望まれます。そのために、学校や家庭、地域など、たくさんの人たちとかがわり合いをもって生きる中で、お互いの個性を尊重し合い、認め合うことが一層大切になります。

今後、日野市教育委員会は、子供たちが、かかわりの中で知恵を出し合い、自立・協働・創造に向けた教育を進め、教職員や学校は、質の高い教育環境を整え、「次代をつくる特色ある学校づくり」に取り組みます。人が豊かに生きるために体験を充実させ、学校、家庭、地域・社会が一体となった「つながりによる教育」を推進していきます。

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

- これまで国は、少子化傾向に歯止めをかけるべく、平成2（1990）年の「1.57 ショック」以降、エンゼルプラン、新エンゼルプラン、少子化対策プラスワンと少子化傾向への対策を打ち出してきました。そして、平成15（2003）年に次世代育成支援対策推進法が成立し、児童福祉法が改正されました。次世代育成支援対策推進法は、地方公共団体及び企業に対して10年間の集中的・計画的子育て支援計画の策定を義務づけました。

また、児童福祉法改正では、保育園の待機児童数が一定以上の場合、市町村に対して保育計画を策定することが義務づけられました。

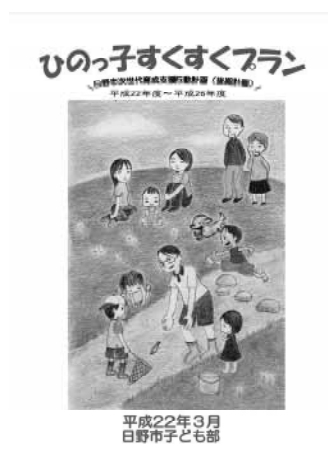
- 平成2年以降、様々な議論や対策を行いながらも、少子化傾向に十分な歯止めがかからず、また、待機児童がなくなることなどから、平成24（2012）年8月に子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決することを目指して、子ども・子育て支援法が成立しました。

子ども・子育て支援法は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本に、社会的な支援の必要性の高い子どもやその家庭を含め、全ての子どもやその家庭を対象に、子どもの視点に立ち、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障していくとともに、親など保護者自身に対しても、その子育て経験を通じて親として成長していく「親育ち」の過程も支援していくものです。子ども・子育て支援法では、法の趣旨を実現するため、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられました。

- この「新！ひのっ子すくすくプラン（日野市子ども・子育て支援事業計画）」は、現行の「ひのっ子すくすくプラン」を継承し、ひのっ子が日野の地域ですくすく育ち、生まれ育った日野で子育てをしたくなるような、希望が持てる「子育てしたいまち・しやすいまち日野」を実現するべく策定したプランです。



前期計画
(H17~H21)



後期計画
(H22~H26)



(H27~H31)

2 計画の位置づけ

本計画は日野市子ども条例を基本理念とし、関係する法令に基づく計画として策定するものです。

(1) 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」

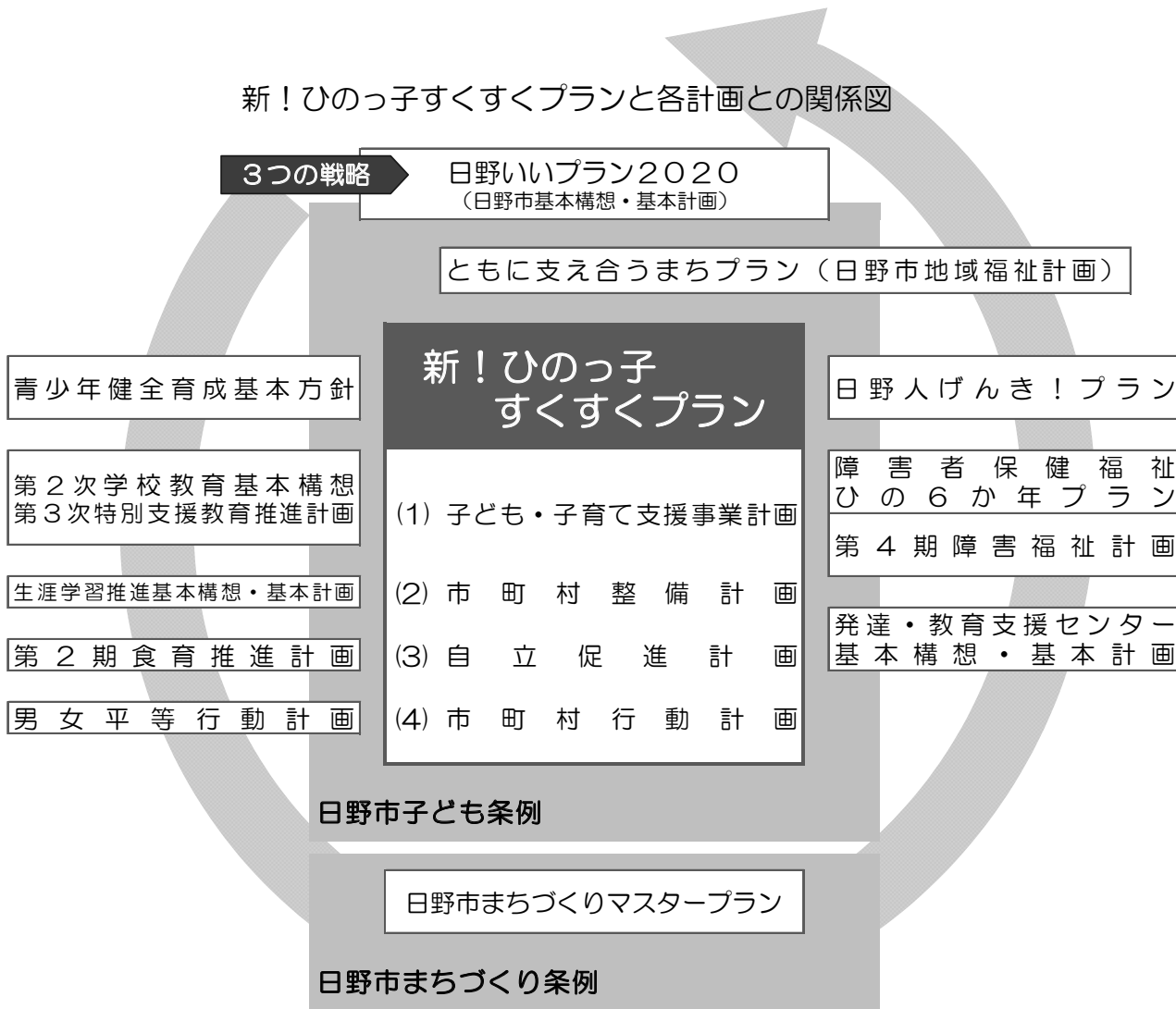
(2) 児童福祉法第56条の4の2第1項に規定される「市町村整備計画」

(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定される「自立促進計画」

(4) 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」

なお、新！ひのっ子すくすくプランは、日野市の基本計画である日野いいプラン2020（日野市基本構想・基本計画）・ともに支え合うまちプラン（日野市地域福祉計画）及び他の関連する個別の行動計画などとも連携・強化し、日野市の子育て施策の推進を図るものです。

新！ひのっ子すくすくプランと各計画との関係図



3 計画の期間と対象

新！ひのっ子すくすくプランの計画期間は、平成 27（2015）年4月～32（2020）年3月までの5年間とします。

ただし、国や東京都の動向、社会経済情勢の変化、人口動態などを見極めながら、必要に応じた見直しを行っていきます。

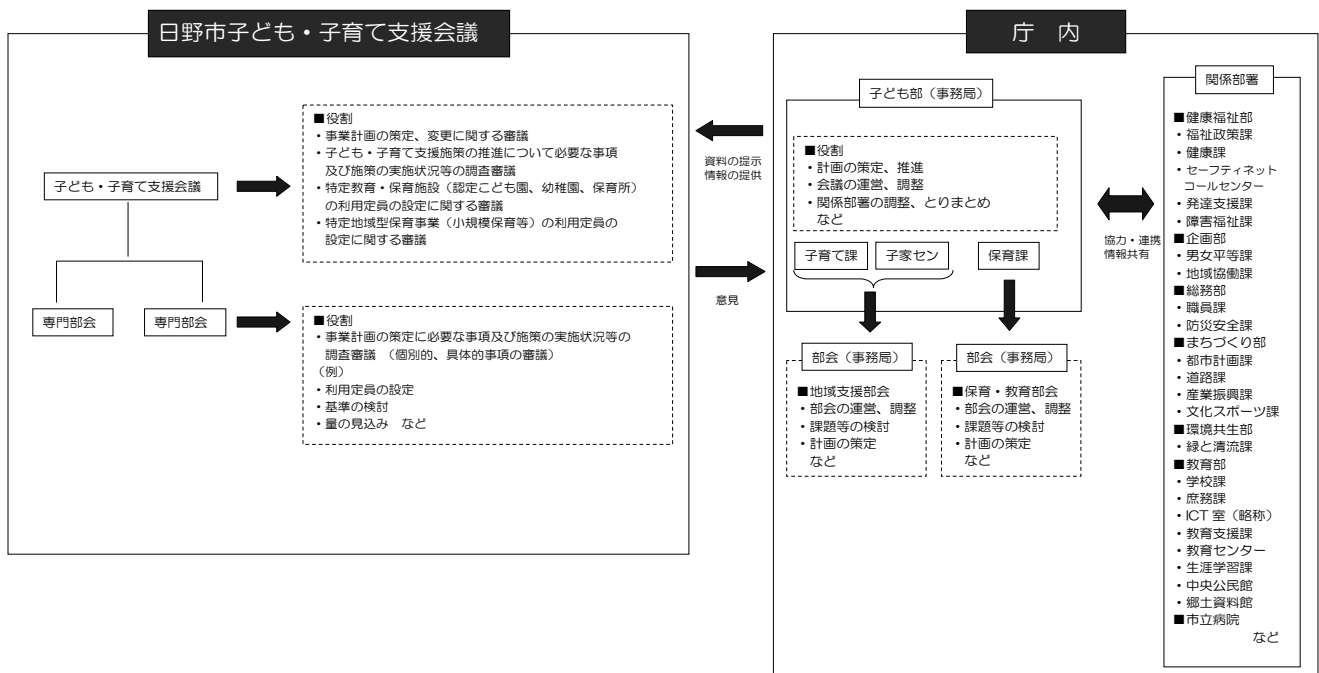
対象は0～18歳までとします。

4 計画の策定体制

計画の推進体制としては、子どもの保護者、地域において子どもの育成及び子育て支援活動に携わる者、民間企業の事業主の代表、民間企業の労働者の代表、子ども・子育て支援に関する事業者、学識経験者、関係行政機関の職員などで構成される「日野市子ども・子育て支援会議」において、市民と行政の協働により計画の推進を図ります。

子ども・子育て支援会議の役割として、計画の検証、評価を行います。

◆策定体制図





第2章

子育ちと子育てを
めぐる現状

1 国の動向

(1) 社会保障と税の一体改革のこれまでの経緯

社会保障と税の一体改革は、二度の政権交代を経て、長年にわたって我が国の最重要課題の一つとして議論が重ねられてきたテーマです。

社会保障・税一体改革は、平成20（2008）年に設置された「社会保障国民会議」での議論を皮切りに、平成21（2009）年に設置された「安心社会実現会議」に継承され、平成21（2009）年税制改正法附則第104条には、消費税の全額が「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」に充てられることを含め税制の抜本的な改革を行うための法制上の措置を平成23（2011）年度までに講ずることが明記されました。

こうした規定などを踏まえた議論が続けられ、平成24（2012）年2月には「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定されるに至りました。平成24（2012）年通常国会では、この大綱に定める改革の実現に向け、衆参両院にそれぞれ設置された特別委員会において集中的な審議が行われ、消費税率の引き上げなどを定めた税制抜本改革法、社会保障制度改革国民会議の設置などを定めた社会保障制度改革推進法、子ども・子育て支援関連の3法、年金関連の2法などが成立しました。その後、社会保障制度改革推進法に基づき設置された社会保障制度改革国民会議において、平成24（2012）年11月から平成25（2013）年8月にかけて合計20回に及ぶ議論が行われ、報告書（「確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋」）が取りまとめられました。

(2) 社会保障費の増加と財政状況の逼迫

急速な少子高齢化の進展により、社会保障費が急速に伸びている状況についても注目する必要があります。

平成2（1990）年には、年金、医療、福祉などの社会保障給付費は約47.2兆円でしたが、平成26（2014）年度予算ベースでは約115.2兆円と、この20年あまりの間に2.4倍以上の伸びを示しています。日本の社会保障制度は社会保険方式を基本とするものであり、現在は、保険料で約6割、公費で約4割が賄われている状況ですが、保険料の負担が困難な低所得者などへの公費による支援や、高齢化への対応などのための基礎年金の国庫負担割合の引き上げなどの影響で、近年、公費の負担割合が増加してきています。また、平成24（2012）年度の給付費をベースに推計した将来見通しによると、改革を見込んだ場合、平成37（2025）年度には148.9兆円にのぼるとされています。

社会保障給付費の約4割の43兆円ほどが国と地方の公費負担であり、平成26（2014）年度予算では、初めて国庫負担が30兆円を超えることとなりました。また、平成26（2014）年度における新規国債発行額は約41.3兆円となっています。近年、新規国債発行額が40兆円を超える水準となっている背景としては、社会保障関係費の増加などにより歳出が増加傾向にある一方で、税収が伸び悩んできたことなども挙げられます。

第2章 子育てと子育てをめぐる現状

1 国の動向

(3) 消費税率引き上げによる安定財源の確保と社会保障の充実・安定化

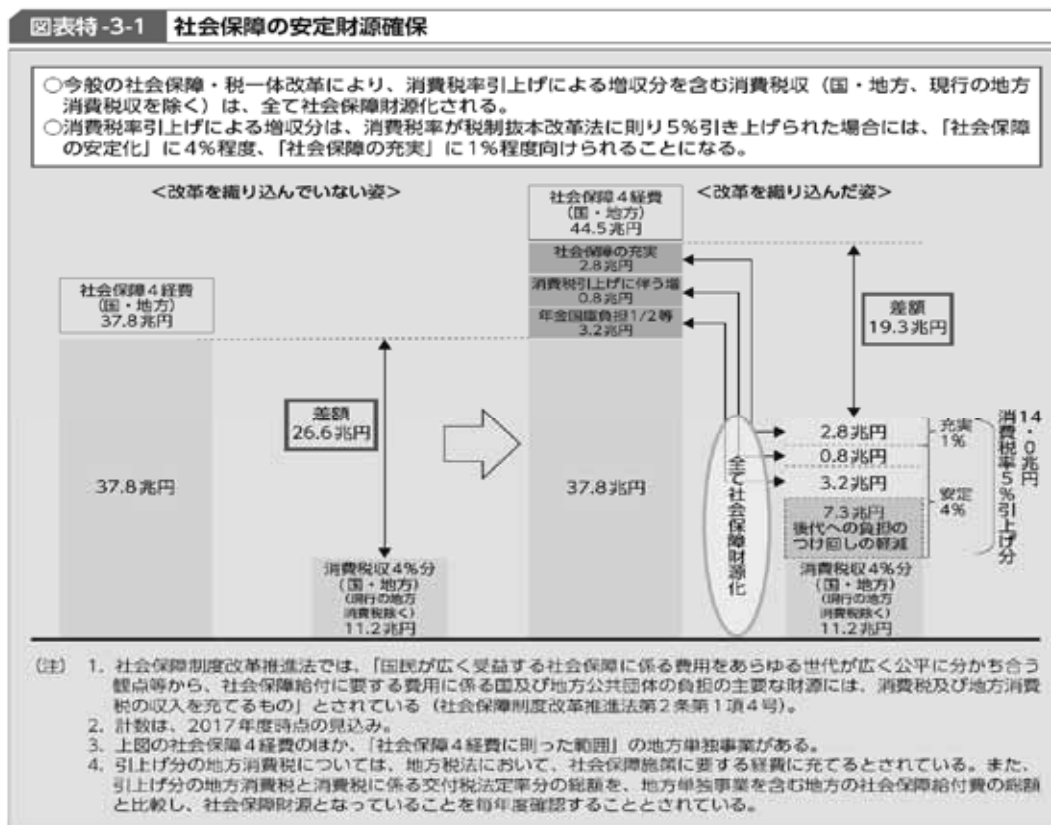
(3) 消費税率引き上げによる安定財源の確保と社会保障の充実・安定化

急速な少子高齢化の進展などにより、前述のとおり社会保障費の増加が避けられない状況にあることを踏まえ、社会保障の安定財源の確保と財政健全化の同時達成に向け、税制抜本改革法に沿って、平成26（2014）年4月には消費税率が8%へ引き上げられました。また、平成11（1999）年以降、消費税込（国分）については、各政府の予算総則において年金、高齢者医療、介護といった「高齢者三経費」に充てることとされていましたが、今回の改革では、子育てや現役世代の医療を加えた「社会保障四経費」に消費税増収分の全てを充てることが消費税法などに明記されました。

税制抜本改革法の規定による、平成27（2015）年10月の消費税率10%への引上げについては、経済状況などを総合的に勘案し平成29（2017）年4月に実施されることになりました。

法に沿って10%に引き上げられた時には、国・地方分を併せて、消費税率5%分に対応するものとして約14兆円の増収が期待されており、社会保障の安定化に約4%分が、社会保障の充実に約1%分が、それぞれ向けられることとされています。

このうち、社会保障の安定化分としては、基礎年金国庫負担割合を恒久的に2分の1とするために約3.2兆円、消費税率の引き上げによる診療報酬、介護報酬、子ども・子育て支援などについての物価上昇への対応として約0.8兆円、また、社会保障の安定のため後世代への負担のつけ回しを軽減するため約7.3兆円が、それぞれ充てられることになっています。一方、社会保障の充実としては2.8兆円分を充てることとしており、そのうち、子ども・子育て支援に約0.7兆円、医療・介護サービスに約1.5兆円、公的年金に約0.6兆円が予定されています。



(4) 待機児童解消に向けた保育の充実と総合的な放課後児童対策の推進

保育所への入所を希望しながら保育所に入所することができない「待機児童」を解消するため、平成24（2012）年度からの「待機児童ゼロ作戦」などに基づき、保育所の受け入れ人数を引き上げるなどの取り組みを進めてきました。しかし、都市部を中心として、待機児童が多く生じており、その数は平成25（2013）年4月現在、2万2,741人となり、3年連続で減少したものの、依然として多くの子どもの受け入れ先が不足しています。

このため、平成25（2013）年4月に策定した「待機児童解消加速化プラン」では、平成27（2015）年度を予定している子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに待機児童解消に意欲的に取り組む地方自治体に対してはその取り組みを全面的に支援することとしています。

このプランでは、平成26（2014）年度を「緊急集中取組期間」とし、2年間で約20万人分の保育の受け皿の確保を目指し、平成27（2015）年度から平成29（2017）年度までを「取組加速期間」とし、保育ニーズのピークを迎える平成29（2017）年度末までに、潜在的な保育ニーズも含め、「緊急集中取組期間」の取り組みと合わせて約40万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指すこととしています。中でも、平成26（2014）年度の「緊急集中取組期間」では、緊急プロジェクトとして5本の柱からなる支援パッケージにより、意欲のある地方自治体を強力に支援しています。

（支援パッケージ～5本の柱～）

- ①賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）
- ②保育を支える保育士確保（「ヒト」）
- ③小規模保育事業など新制度の先取り
- ④認可を目指す認可外保育施設への支援
- ⑤事業所内保育施設への支援

また、共働き家庭など留守家庭における小学生の児童に対しては、学校の余裕教室などを活用し、放課後に適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする放課後児童クラブを実施しています。平成25（2013）年5月1日時点では、放課後児童クラブ数は全国で2万1,482か所、登録児童数は88万9,205人になっています。今後とも、保育所の利用者が就学後に引き続き放課後児童クラブを利用できるよう、「子ども・子育てビジョン」に掲げる数値目標（放課後児童クラブの利用児童数を平成26（2014）年度末までに111万人にする目標）の達成などに向けて、取り組んでいくことにしています。また、地域社会の中で、放課後などに子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、平成26（2014）年度には、「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」を一体的に連携した総合的な放課後対策として「放課後子ども総合プラン」を推進しています。

第2章 子育てと子育てをめぐる現状

1 国の動向

(5) 児童手当制度 (6) 地域における切れ目のない妊娠・出産支援の強化

(5) 児童手当制度

児童手当制度については、平成24（2012）年3月に成立した「児童手当法の一部を改正する法律」（平成24年法律第24号）により、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、同年4月から施行されました。

これにより、所得制限額（例：夫婦・児童2人世帯の場合は年収960万円）未満の方に対して、3歳未満と、3歳から小学生の第3子以降については児童1人当たり月額1万5千円、3歳から小学生の第1子・第2子と、中学生については児童1人当たり月額1万円を支給することになりました。なお、所得制限額以上の方に対しては、特例給付として児童1人当たり月額5千円を支給することになっています（所得制限は同年6月分から適用）。

図表 1-8-1 児童手当制度の概要

制度の目的	○家庭等の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する						
支給対象	○中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)		所得制限 (夫婦と児童2人)		○所得限度額（年収ベース） ・960万円未満		
手当月額	○0～3歳未満 一律15,000円 ○3歳～小学校修了まで ・第1子、第2子：10,000円 (第3子以降：15,000円) ○中学生 一律10,000円 ○所得制限以上 一律5,000円 (当分の間の特例給付)		受給資格者		○監護生計要件を満たす父母等 ○児童が施設に入所している場合は施設の設置者等		
			実施主体		○市区町村（法定受託事務） ※公務員は所属庁で実施		
			支払期月		○毎年2月、6月及び10月 (各前月までの分を支払)		
費用負担	○児童手当等の財源については、国、地方（都道府県、市区町村）、事業主拠出金で構成されている。 事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率（1.5/1000）を乗じて得た額。 ※事業主拠出金の一部を財源として児童育成事業（放課後児童クラブ等）を実施。						
	0歳～3歳未満	特例給付 (所得制限以上)	被用者		非被用者		公務員
			国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	
	3歳～ 中学校修了前	特例給付 (所得制限以上)	被用者		非被用者		公務員
			国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	
			被用者		非被用者		
		国 2/3 地方 1/3		国 2/3 地方 1/3			
財源内訳 (26年度予算額)	[給付総額] 2兆366億円 (内訳) 国負担分：1兆2,377億円 (1兆2,806億円) (2兆2,356億円) 地方負担分：6,188億円 (7,748億円) 事業主負担分：1,801億円 ※ () 内の数字は公務員を含む						
その他	○保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能 (いずれも市町村が実施するかを判断)						

出典：平成26年版 厚生労働白書

(6) 地域における切れ目のない妊娠・出産支援の強化

核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、出産直後の心身のケアや妊産婦の孤立感の解消などが必要になっていることから、妊娠・出産支援を強化し、地域において、妊娠期から出産、子育て期へと切れ目なく支援が行われていくようにしていくことが重要です。このため、平成26（2014）年度から、新たに、①妊産婦などの支援ニーズに応じ、必要な支援につなぐ母子保健コーディネーターの配置、②退院直後の母子の心身のケアを行う産後ケア事業、③助産師などによる相談支援を行う産前・産後サポート事業といった切れ目ない支援を行うためのモデル事業を行っています。また、妊娠・出産に関する相談支援を行う「女性健康支援センター」について、平成26（2014）年度に、新たに全国統一の電話番号を設けるなど、その体制の充実を図り、より相談しやすい環境づくりに取り組んでいます。

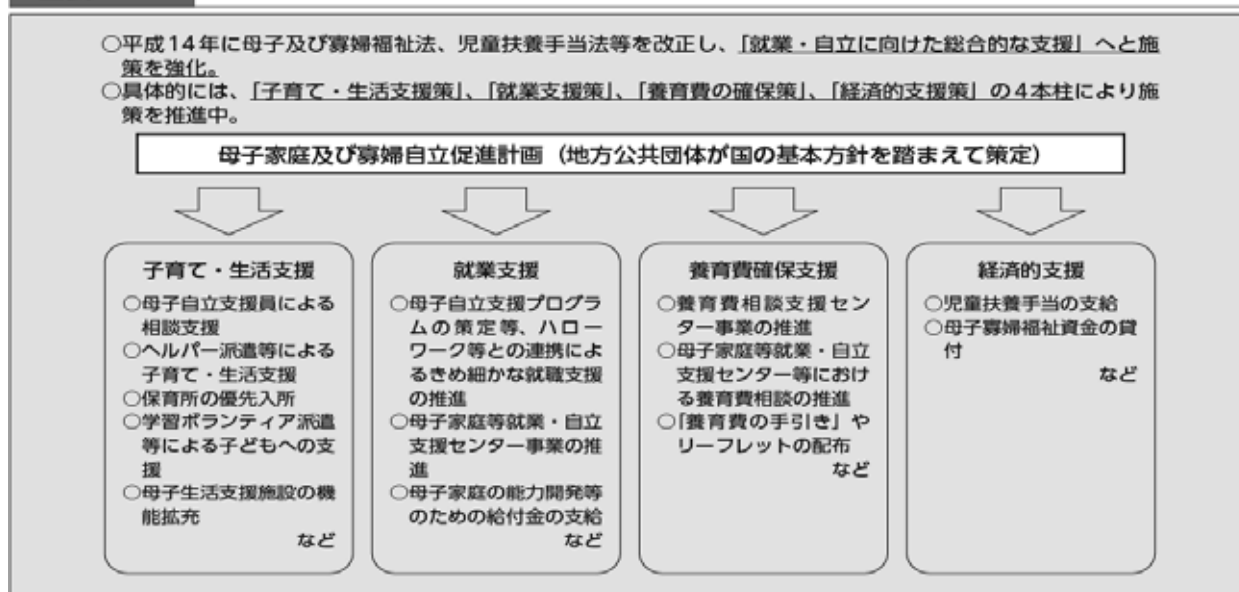
(7) ひとり親家庭を取り巻く状況と自立支援の取り組み

母子世帯数（未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯）は、平成22（2010）年で75万5,972世帯になっており、父子世帯数（未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯）は、同年で8万8,689世帯になっています。母子世帯になった理由別にみると、死別世帯が7.5%、生別世帯が92.5%になっています。就業の状況については、平成23（2011）年には、母子家庭の母は80.6%が就業しており、このうち、常用雇用者が39.4%、臨時・パートが47.4%になっています。一方、父子家庭の父は91.3%が就業しており、このうち常用雇用者が67.2%、事業主が15.6%、臨時・パートが8.0%になっています。

母子世帯の平均年間収入（平成22年）は291万円で、母自身の平均年間収入は223万円、母自身の平均年間就労収入は181万円となっています。世帯の平均年間収入（291万円）は、国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得を100として比較すると、44.2となっています。また、父子世帯の平均年間収入（平成22年）は455万円で、父自身の平均年間収入は380万円、父自身の平均年間就労収入は360万円となっています。世帯の平均年間収入（455万円）は、国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得を100として比較すると、69.1となっています。

母子家庭などに対する支援については、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」などにに基づき、①保育所の優先入所などの子育て・生活支援策、②母子家庭自立支援給付金などの就業支援策、③養育費相談支援センターの設置などの養育費の確保策、④児童扶養手当の支給などの経済的支援策といった総合的な自立支援策を展開しています。

図表 1-6-1 母子家庭の自立支援策の概要



出典：平成26年版 厚生労働白書

第2章 子育てと子育てをめぐる現状

1 国の動向

(8) 子どもの貧困対策

(8) 子どもの貧困対策

子どもの相対的貧困率（※）は、平成21（2009）年の国民生活基礎調査によると15.7%となっており、OECD34カ国中25位（平成22（2010）年のOECDレポート）でした。平成24（2012）年の国民生活基礎調査では16.3%となっており、上昇傾向は引き続いています。これは、子ども6～7人に1人が貧困家庭に育っている現状を示しています。

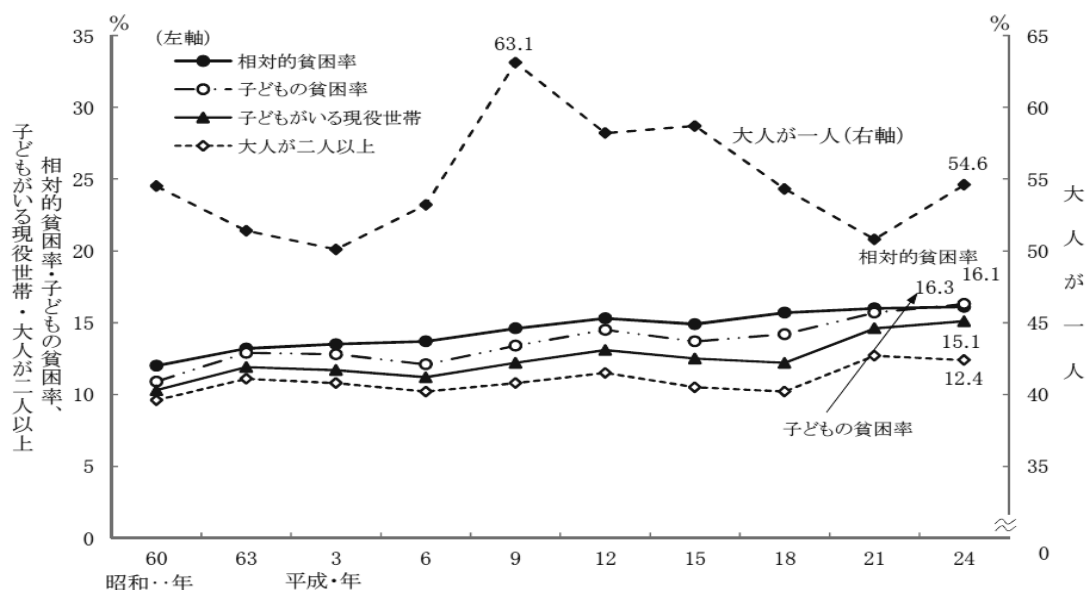
相対的貧困率は可処分所得のみで算定されていることから、この数字だけで貧困の状況全てを測ることはできませんが、子どもの貧困が解決しなくてはならない状況にあることがうかがえます。このため、子どもの将来がその生育環境に左右されることのないよう、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成25（2013）年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平25法64。以下「子どもの貧困対策推進法」という。）が、同年12月に「生活保護法の一部を改正する法律」（平25法104）と「生活困窮者自立支援法」（平25法105）が成立しました。

厚生労働省としては、子どもの貧困対策として、生活保護世帯の親子への養育相談・学習支援、子どもの居場所づくりの推進や、ひとり親家庭への総合的・包括的な支援などを進めているところです。また、本法において、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、第8条において基本的な方針などを定める大綱を定めることとされており、平成26（2014）年8月29日に「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

（※）相対的貧困率・・・所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）以下の所得しか得ていない者の割合。

■ 貧困率の年次推移

図 19 貧困率の年次推移



- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
3) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成25年度）

(9) 発達障害のある子ども・若者の支援

厚生労働省は、「発達障害者支援法」（平16法167）に基づき、地域において医療・保健・福祉・教育・雇用といった分野の関係者と連携し、発達障害者やその家族に対する相談支援を推進しています。具体的には、発達障害者支援体制整備事業により、発達障害者やその家族に対し、ライフステージを通じた一貫した支援体制の強化を図るため、都道府県・指定都市で、ペアレントメンターの養成とその活動を調整する人の配置、アセスメントツールの導入を促進する研修会などを実施しています。

また、地域における発達障害児（者）の支援体制と社会参加を促す観点から、市町村や事業所などにおける支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応などについて、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図っています。加えて、家族の対応力向上を支援するペアレントトレーニングと当事者の適応力向上を支援するソーシャルスキルトレーニング（SST）をメニューに追加し、全国的な普及を図っています。

(10) いじめ問題などへの対応

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。そして、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものです。

いじめの防止のための対策は、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることや、全ての子どもがいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの問題に関する子どもの理解を深めることを旨として行われなければなりません。また、いじめを受けた子どもの生命と心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭などの関係者が連携することが必要です。

平成24（2012）年7月には、滋賀県大津市における、いじめの問題を背景とした中学生の自殺事案に関する報道をきっかけに、いじめの問題が大きな社会問題となりました。教育再生実行会議の第一次提言「いじめの問題等への対応について」でも、いじめについての基本的理念や体制を整備する法律の必要性が言及され、また、国会でもいじめに対して立法で対応すべきとの議論が行われました。平成25（2013）年6月、議員立法により「いじめ防止対策推進法」が成立し、9月に施行されました。

(1) 法の概要

- ・いじめ防止対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務
- ・国、地方公共団体、学校による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（国と学校は義務、地方公共団体は努力義務）
- ・地方公共団体は、学校、教育委員会、児童相談所、法務局や地方法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる
- ・学校は、複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置く
- ・学校の基本的施策：①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
- ・国・地方公共団体の基本的施策：①いじめの防止等の対策に従事する人材の確保、②調査研究の推進、③啓発活動 など
- ・個別のいじめに対して、学校は、①いじめの事実確認と設置者への結果報告、②いじめを受けた子どもやその保護者に対する支援、③いじめを行った子どもに対する指導やその保護者に対する助言、④いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの警察との連携 を実施
- ・学校の設置者や学校は、重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。調査を行ったときは、いじめを受けた子どもとその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。重大事態が発生した旨を地方公共団体の長などに報告し、地方公共団体の長などは、必要と認めるときは、その調査の再調査を行うことができ、また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずる

第2章 子育てと子育てをめぐる現状

1 国の動向

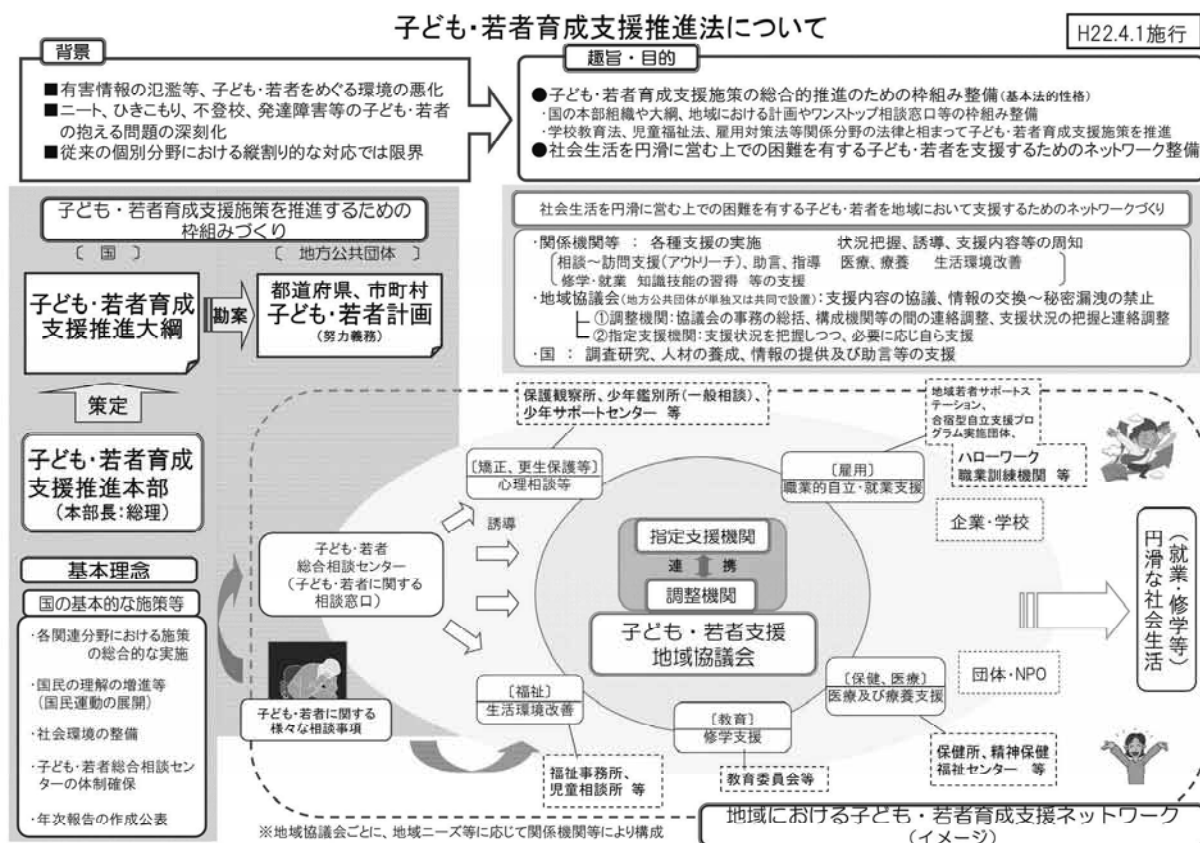
(11)「子ども・若者育成支援推進法」の成立・施行

(11)「子ども・若者育成支援推進法」の成立・施行

平成20（2008）年の「青少年育成施策大綱」策定後も、ニートやひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化や、児童虐待、いじめ、少年による重大事件、有害情報の氾濫など、子どもや若者をめぐる状況は大変厳しいものとなっていました。このため、平成21（2009）年の第171回国会に政府提出法案として青少年総合対策推進法案が提出され、衆議院における修正を経て、平成21（2009）年7月に国の本部組織、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱、地域における計画、ワンストップ相談窓口といった枠組みの整備、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや若者を支援するための地域ネットワーク整備を主な内容とする「子ども・若者育成支援推進法」（平21法71）が、全会一致で成立し、平成22（2010）年4月1日に施行されました。

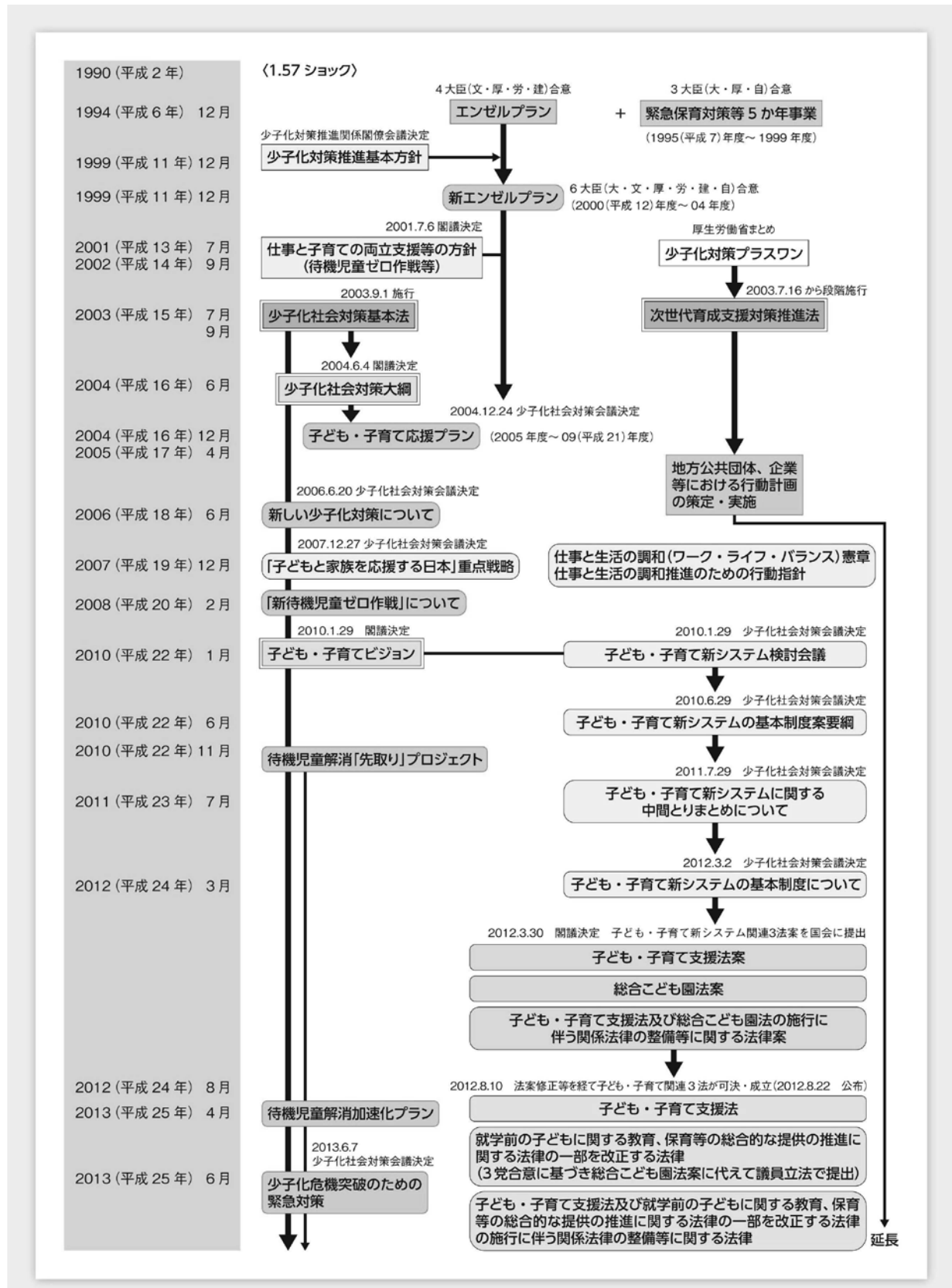
「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、ニートやひきこもり、不登校といった社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの様々な分野の関係機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かして発達段階に応じた支援を行っていくことや、社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関の施設はもとより、子どもや若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談や助言、指導を行うことが必要とされています。

東京都においても、0歳から30歳未満までの子供・若者を対象とした5か年計画（平成27年度から平成31年度）を策定する予定となっています。



出典：内閣府

(12) これまでの取り組み



出典：内閣府資料

第2章 子育てと子育てをめぐる現状

1 国の動向

(13) 各種法令による子ども・若者の年齢区分

(13) 各種法令による子ども・若者の年齢区分

法律の名称	呼称等	年齢区分
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
子ども・子育て支援法	子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
子ども・若者育成支援推進法	子ども 若者 青少年	〔法律上は規定なし〕「子ども・若者ビジョン」（法第8条第1項に基づく大綱）に記載 子ども：乳幼児期、学童期、思春期の者 若者：思春期、青年期の者（施策により、ポスト青年期の者も対象） 青少年：乳幼児期から青年期までの者 ①乳幼児期：義務教育年齢に達するまでの者 ②学童期：小学生の者 ③思春期：中学生からおおむね18歳までの者 ④青年期：おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者 ⑤ポスト青年期：青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童	20歳未満の者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日以後における最初の学年の初めから満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
少年法	少年	20歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳
民法	未成年者	20歳未満の者
	婚姻適齢	男満18歳 女満16歳（未成年者は父母の同意）
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども	おおむね18歳以下の者
未成年者喫煙禁止法	未成年者	20歳未満の者
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者

（参考）

児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者
日野市子ども条例	子ども	この条例において、「子ども」とは、市にかかわる18歳未満の人をいいます。ただし、学校教育法、児童福祉法などに規定する施設、その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設に在籍などしている18歳以上20歳未満の人を対象とします。

出典：平成26年版 厚生労働白書ほか

2 日野市の子どもや家庭などの現状

日野市は、豊かな自然環境が残る都心部郊外住宅地で、比較的安定した家庭環境を背景に、子育て世帯が暮らしやすいまちです。都平均と比較して安定した出生率が見られますが、少子化の傾向は免れていません。また、子育て中の母親の就労率は低い傾向にあります。

◆データの特徴

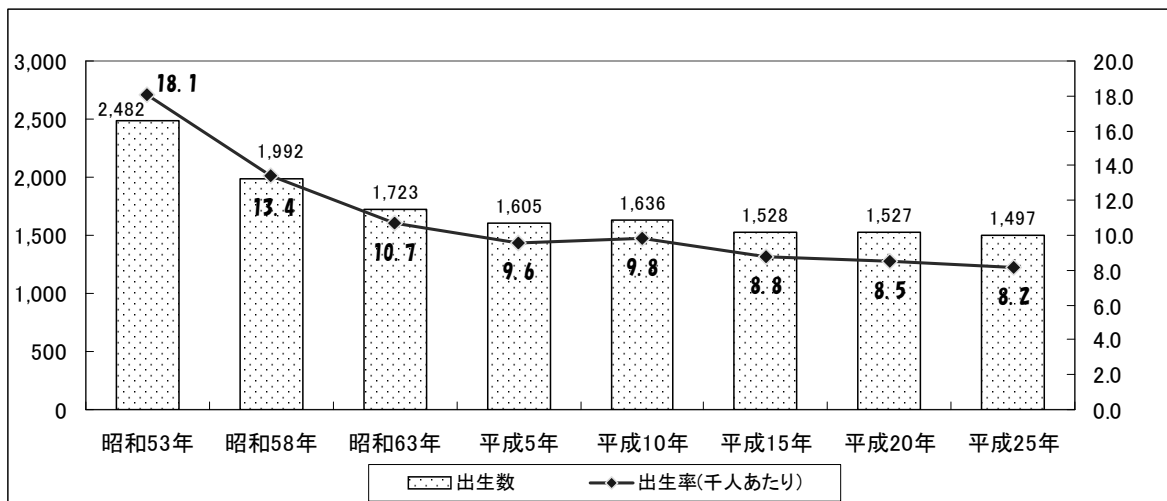
- 都内では高い合計特殊出生率 1.38（都 1.13、全国 1.43）
- 婚姻率は全国なみ、離婚率は全国や都平均を下回り、比較的安定した世帯像
- 女性就業率のM字曲線の落ち込みが大きい
- 夫婦と子からなる世帯割合は、29.2%（都 23.8%、全国 27.9%）
- ひとり親と子どもからなる世帯割合は都なみ 7.7%（都 7.5%、全国 8.7%）

(1) 出生の動向

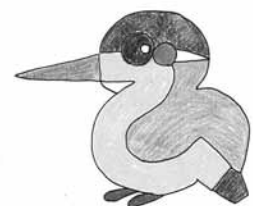
① 出生数の推移

日野市の人口 1,000 人に対する出生数及び出生率は近年、微減傾向で推移しており、平成 25（2013）年には出生数 1,497 人、出生率 8.2 となっています。

■出生数・率の推移



出典：東京都統計年鑑（住民基本台帳人口各年1月1日）



第2章 子育てと子育てをめぐる現状

2 日野市の子どもや家庭などの現状

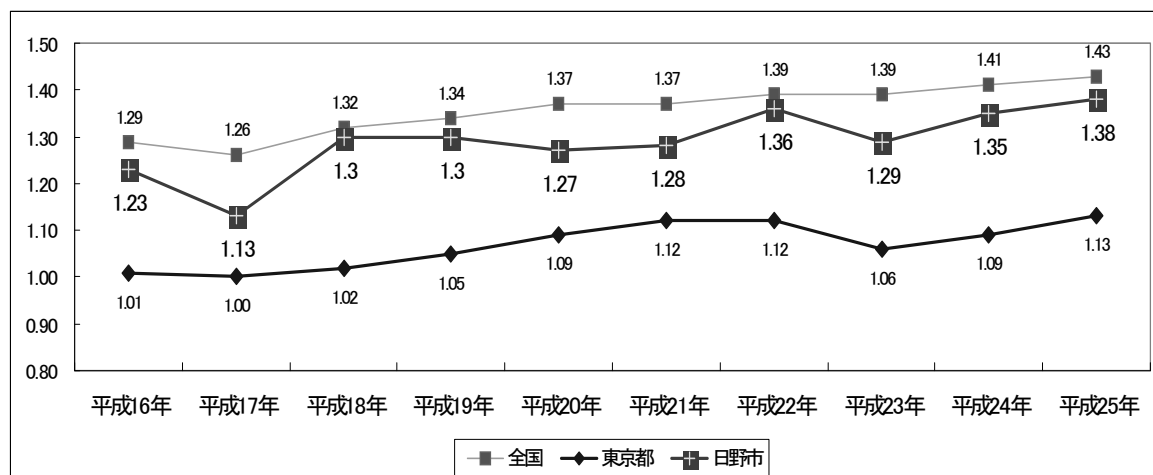
(1) 出生の動向 (2) 年少人口推移

② 合計特殊出生率の推移

「1人の女性が一生のうちに出産する子どもの数の近似値」である合計特殊出生率については、平成25(2013)年現在1.38と推計されています。これは、東京都の1.13よりは高く、全国の率と比べ若干低くなっています。

(※人口維持に必要な合計特殊出生率は、2人強といわれています。)

■合計特殊出生率の推移

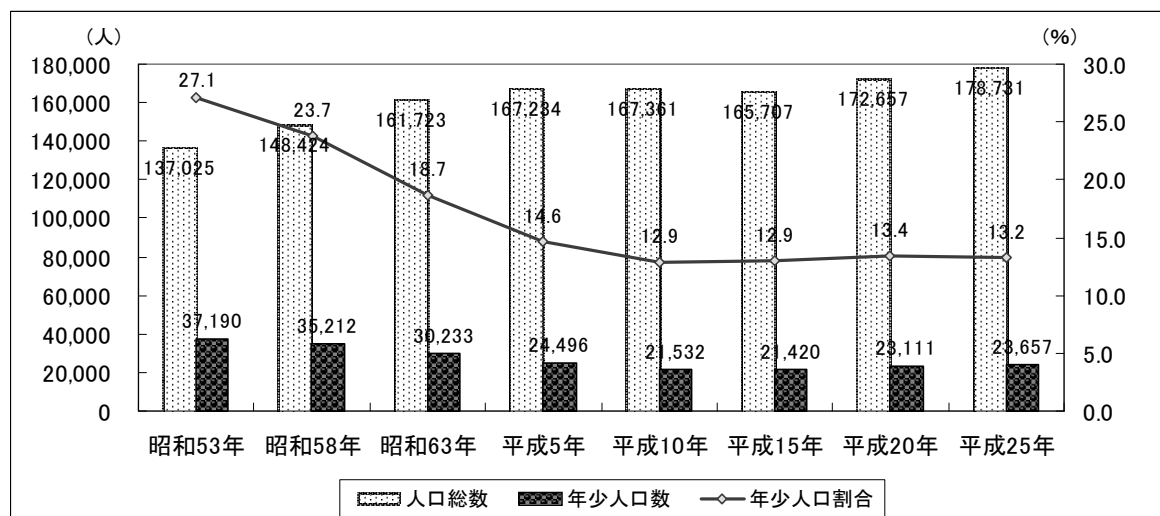


出典：東京都統計年鑑

(2) 年少人口推移

0～14歳の年少人口数については、昭和53(1978)年から平成15(2003)年までは減少傾向で推移してきましたが、以降、若いファミリー世帯の流入などもあり、平成25(2013)年まで微増傾向となっています。平成25(2013)年現在の年少人口は2万3,657人です。

■総人口と年少人口数・割合の推移

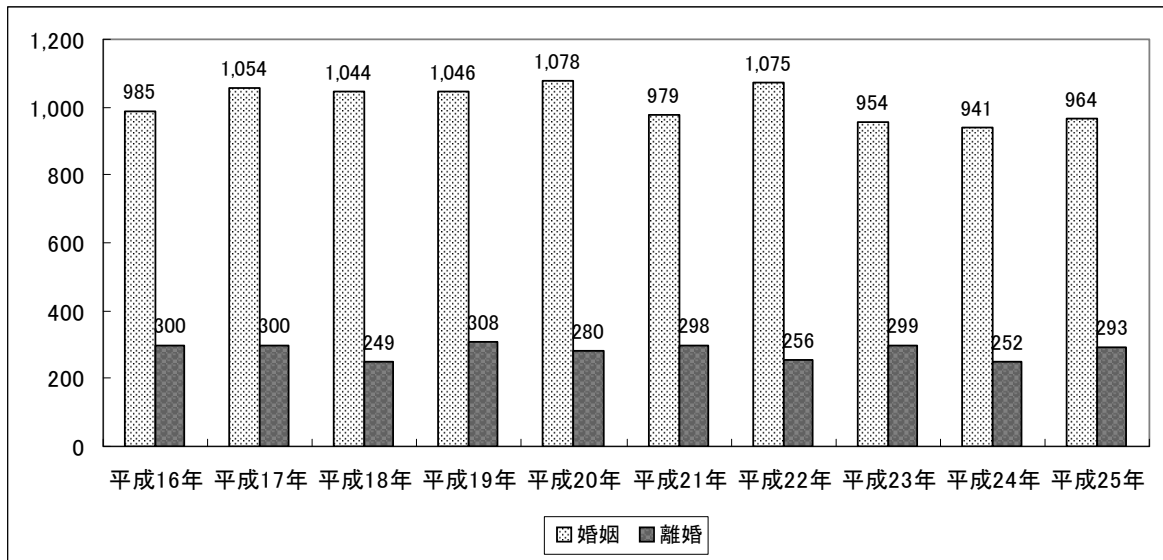


出典：東京都統計年鑑（住民基本台帳人口各年1月1日）

(3) 婚姻・離婚

日野市の婚姻件数は平成 22（2010）年以降、900 件台で推移し、平成 25（2013）年には 964 件となっています。離婚件数は近年 200 件台で推移し、平成 25（2013）年には 293 件となっています。

■日野市の婚姻件数・離婚件数の推移

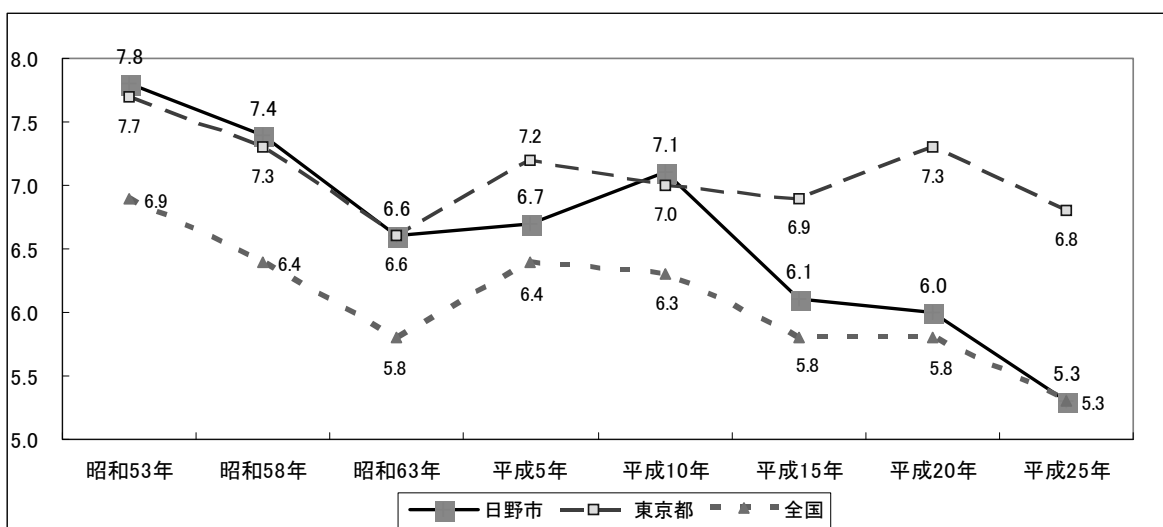


出典：東京都統計年鑑

日野市の人口 1,000 人に対する婚姻の割合は、平成 25（2013）年現在で 5.3 となっており、全国と同じ水準ですが、東京都よりも低い率となっています。

日野市の離婚率は、平成 25（2013）年現在で 1.61 となっており、東京都及び全国よりも低い率となっています。離婚率は近年、全国、東京都ともに減少傾向に転じていますが、日野市は横ばい傾向にあります。

■婚姻率の比較（全国・東京都・日野市）



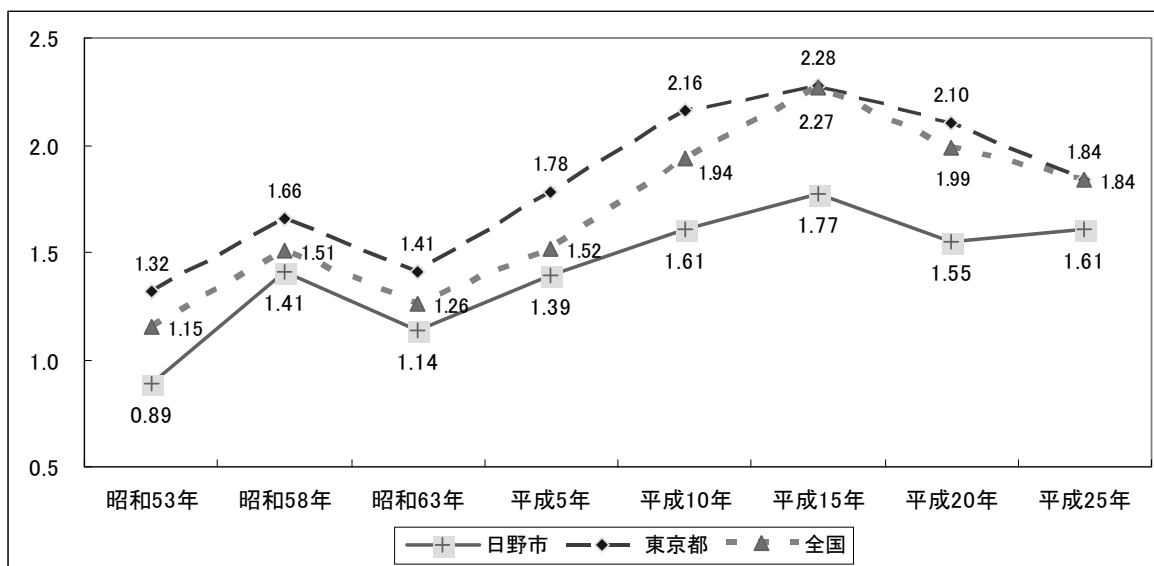
出典：（全国）人口動態統計年報、（東京都）東京都統計年鑑、（日野市）東京都統計年鑑

第2章 子育てと子育てをめぐる現状

2 日野市の子どもや家庭などの現状

(3) 婚姻・離婚 (4) 女性の就労状況

■離婚率の比較（全国・東京都・日野市）

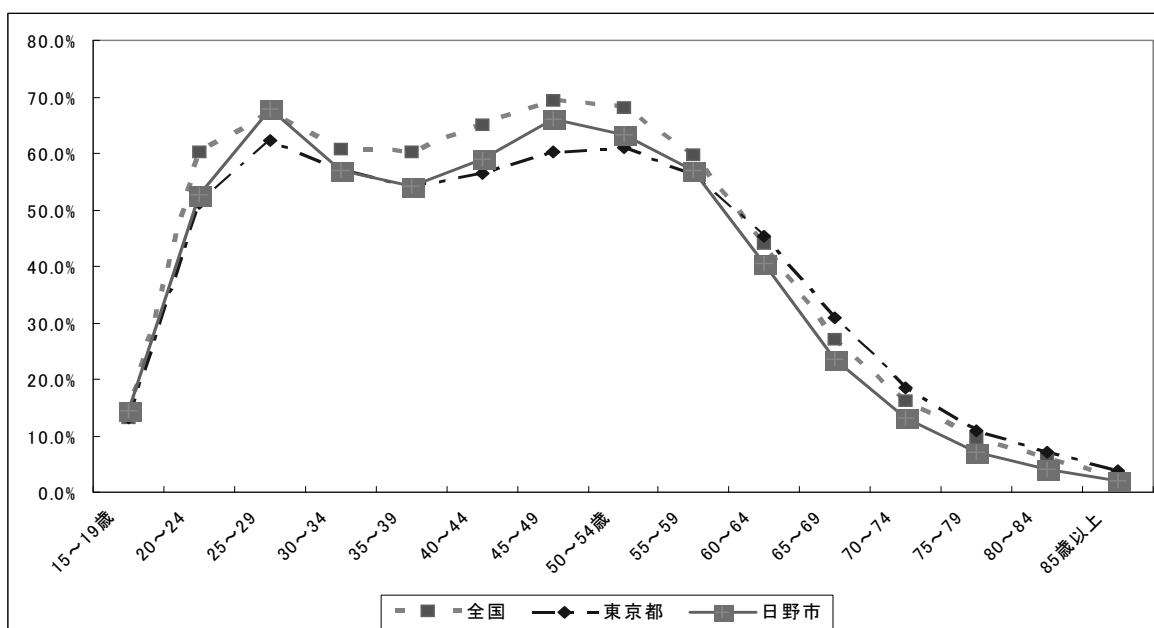


出典：（全国）人口動態統計年報、（東京都）東京都統計年鑑、（日野市）東京都統計年鑑

(4) 女性の就労状況

女性の就労の現状は、子育て期にあたる20歳代後半から30歳代に仕事を辞め、その後再び働くM字曲線を描いています。日野市の平成22（2010）年現在の女性就業率をみると、「25～29歳」が67.9%、「35～39歳」が54.2%で、その差が13.7ポイントと、M字曲線の落ち込みが、全国及び東京都よりも大きくなっています。

■年齢階層別女性就業率の比較（全国・東京都・日野市）



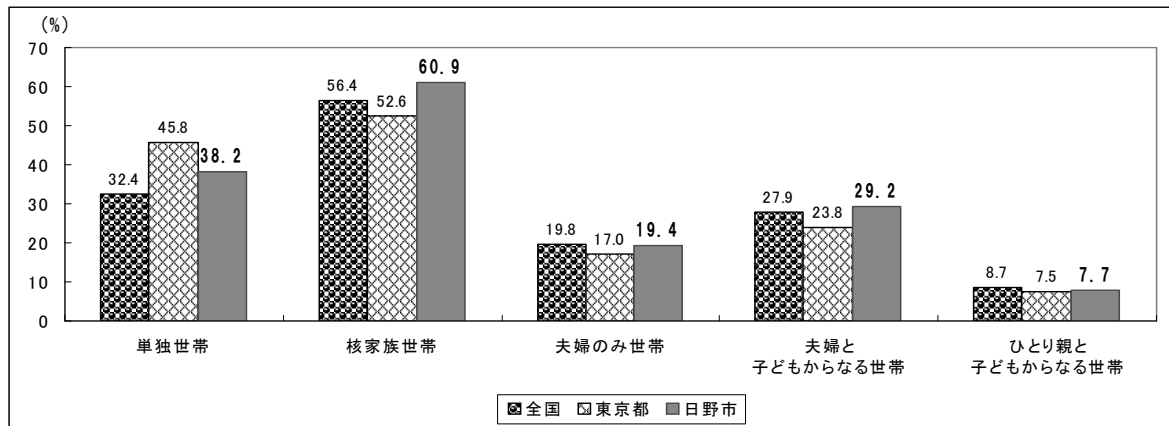
	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85歳以上
全国	13.3%	60.3%	67.1%	60.6%	60.4%	65.1%	69.3%	68.1%	59.7%	44.0%	27.0%	16.3%	9.7%	5.8%	2.4%
東京都	13.1%	51.0%	62.2%	56.9%	54.2%	56.5%	60.2%	60.9%	56.3%	45.4%	30.9%	18.4%	10.8%	7.1%	3.8%
日野市	14.5%	52.8%	67.9%	56.9%	54.2%	59.0%	66.0%	63.2%	57.0%	40.4%	23.5%	13.2%	7.2%	4.1%	2.1%

出典：H22 国勢調査

(5) 世帯の類型

総世帯に占める核家族世帯の割合は、日野市では60.9%となっており、東京都の52.6%に比べ高くなっています。

■世帯類型の比較

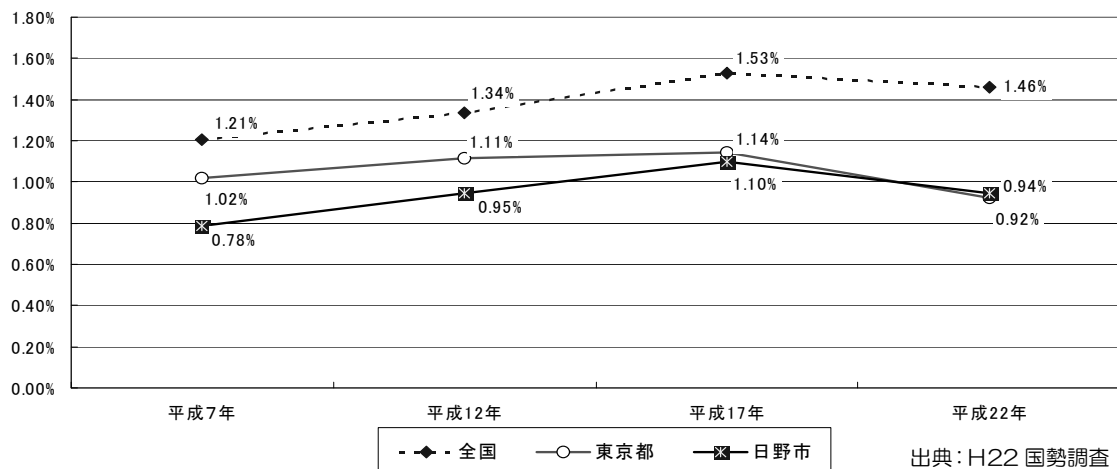


出典：H22 国勢調査

※夫婦のみ世帯、夫婦と子ども世帯及びひとり親世帯は核家族世帯の内数

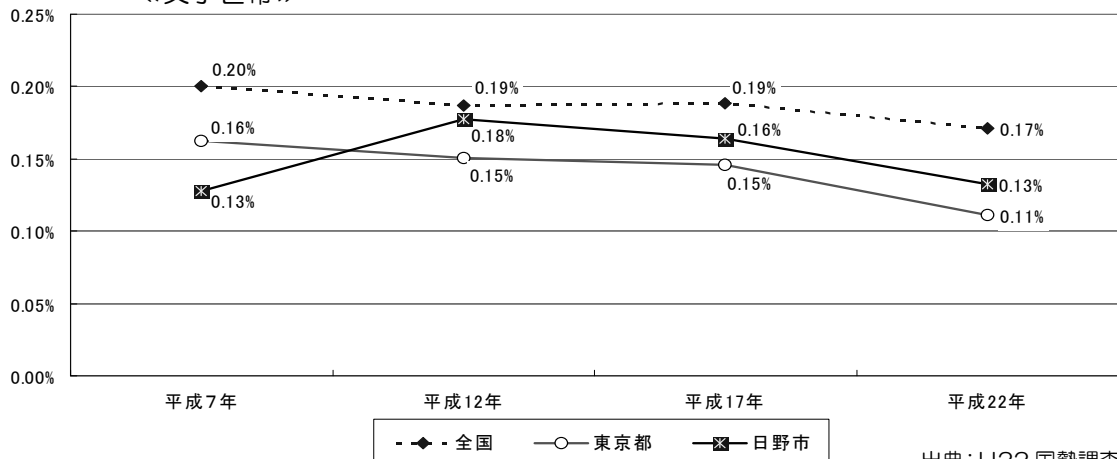
■一般世帯に占める母子・父子世帯の割合の推移（全国・東京都・日野市）

《母子世帯》



出典：H22 国勢調査

《父子世帯》



出典：H22 国勢調査

第2章 子育てと子育てをめぐる現状

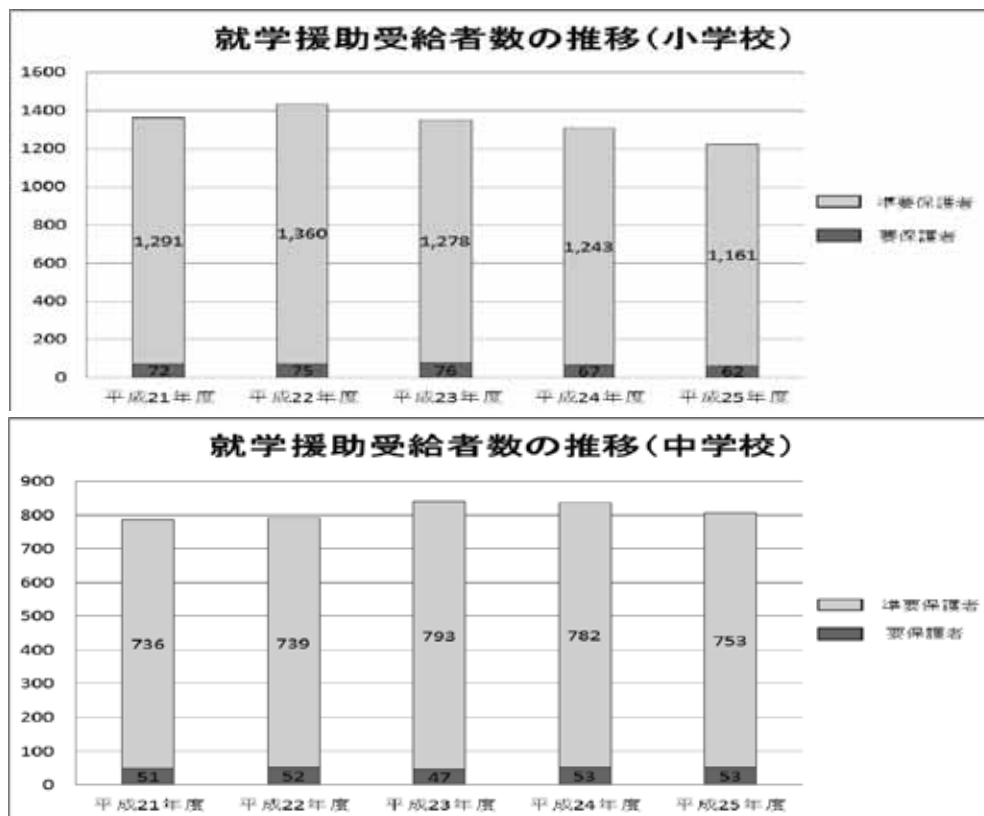
2 日野市の子どもや家庭などの現状

(6) 子どもの貧困の状況

(6) 子どもの貧困の状況

学校基本法では、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされています。

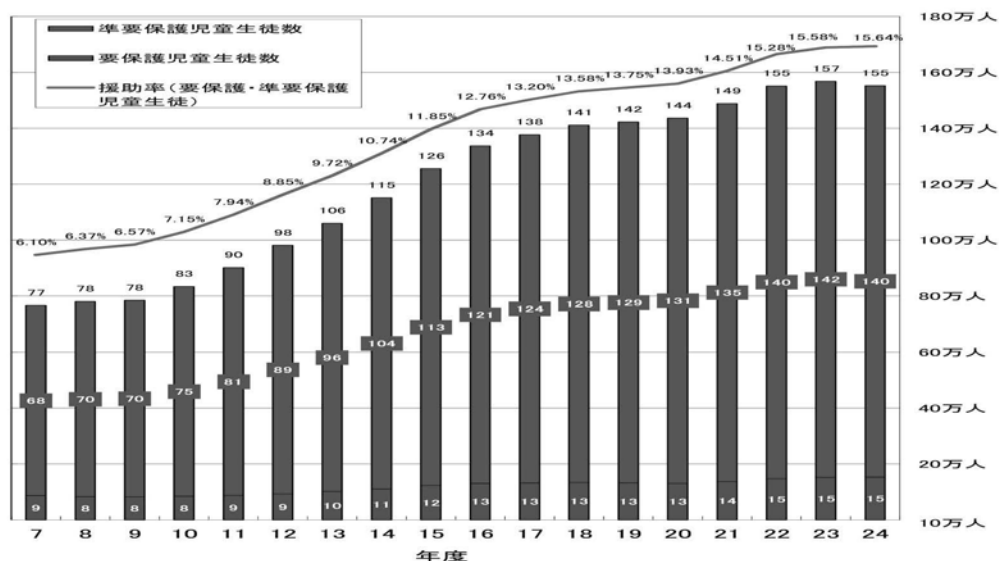
■就学援助受給者数の推移



出典：日野市事務報告

要保護及び標準保護児童生徒数の推移 (平成7年度～平成24年度)

別紙1



※要保護者：生活保護法第6条第2項に規定する要保護者。

※標準保護者：市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者。

出典：文部科学省

第2章 子育てと子育てをめぐる現状

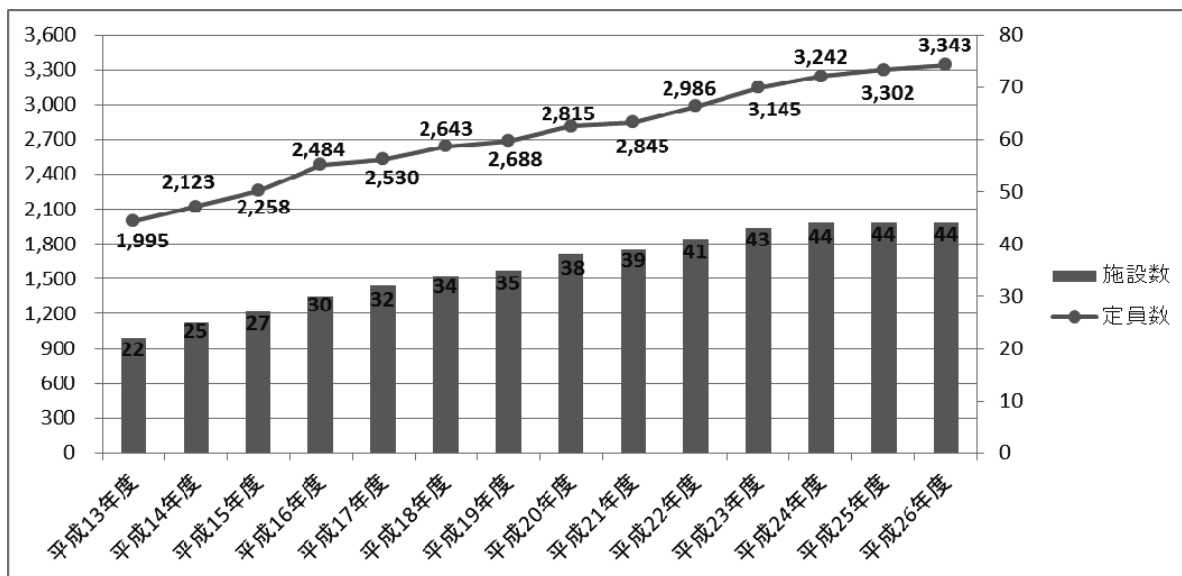
3 日野市の子育て支援施策の状況

(1) 保育園の開設状況 (2) 保育園申込状況など

3 日野市の子育て支援施策の状況

(1) 保育園の開設状況

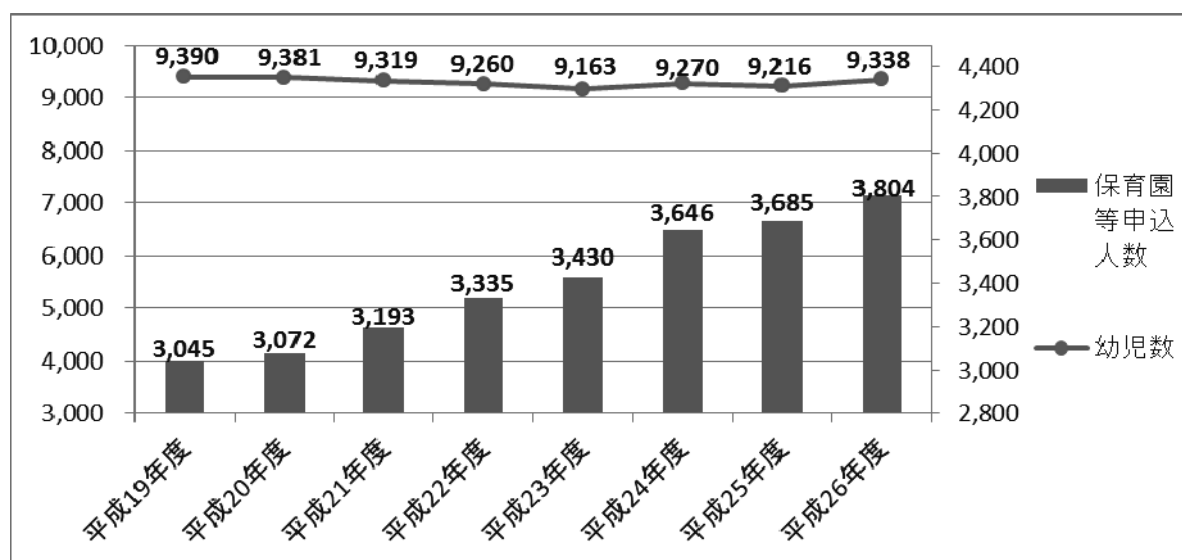
平成13(2001)年度は、認可保育所20施設・認証保育所2施設の計22施設でしたが、平成26(2014)年度には、認可保育所36施設・認証保育所7施設・認定子ども園1施設の計44施設に拡大し、1,348人の定員増を図ってきました。



出典：保育課

(2) 保育園申込状況など

乳幼児数がほぼ横ばいに対し、出現率（保育園などに申込み人数）は上昇しています。



出典：保育課

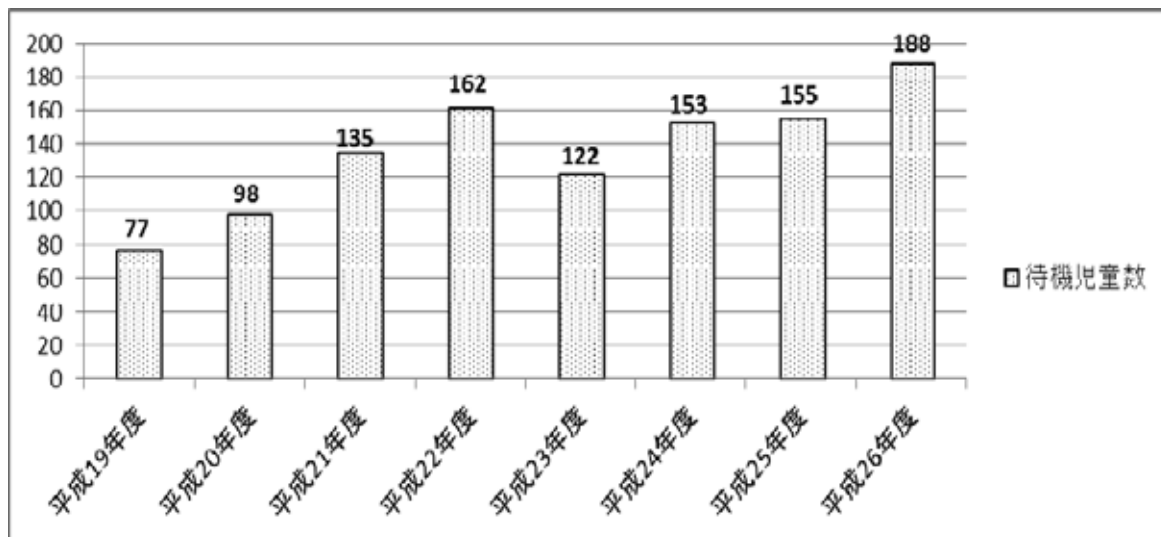
第2章 子育てと子育てをめぐる現状

3 日野市の子育て支援施策の状況

(3) 待機児童の状況 (4) 放課後支援

(3) 待機児童の状況

日野市においては、毎年、新規開設及び定員拡大を図っていますが、待機児童数は、下記のとおり推移しています。

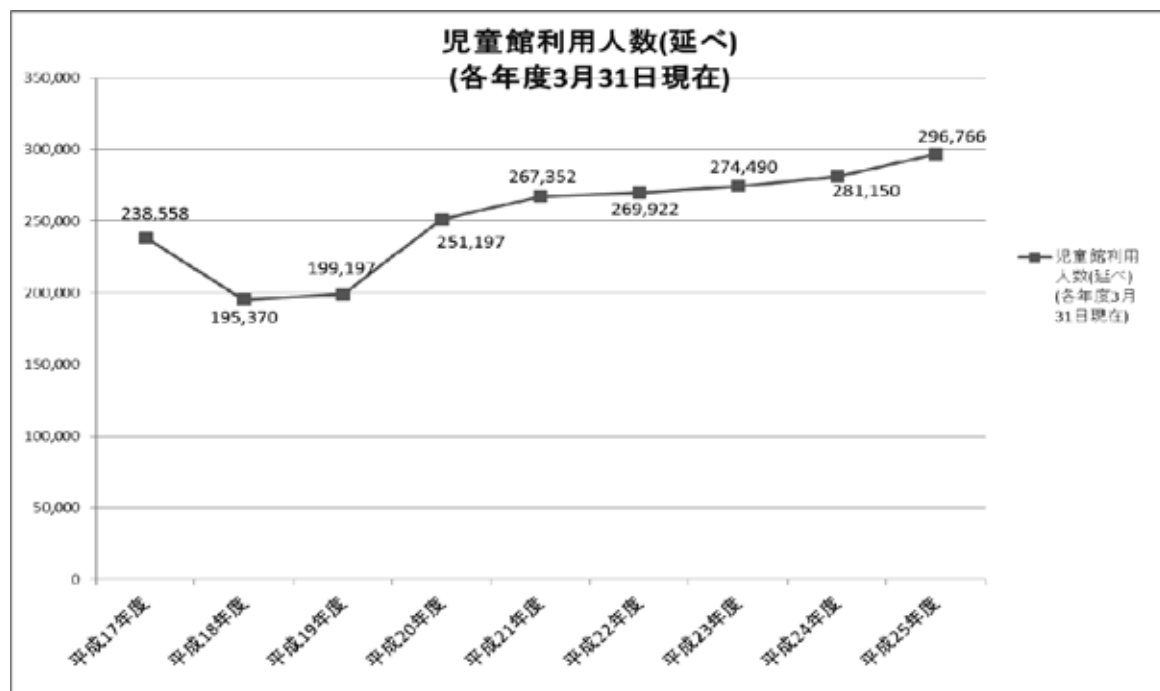


出典：保育課（基準日：各年度4月1日）

(4) 放課後支援（児童館・学童クラブ・ひのっち）

①児童館

「基幹型児童館構想（平成19年作成）」で基幹型児童館は、各地域の児童館・学童クラブを総括するとともに、地域の子育て子育て支援の拠点として、地域に根差したパイプ役も担うと謳われています。児童館では、子どもに関わるあらゆる世代に対応する事業を展開し、年々利用者が増加しています。



出典：日野市事務報告

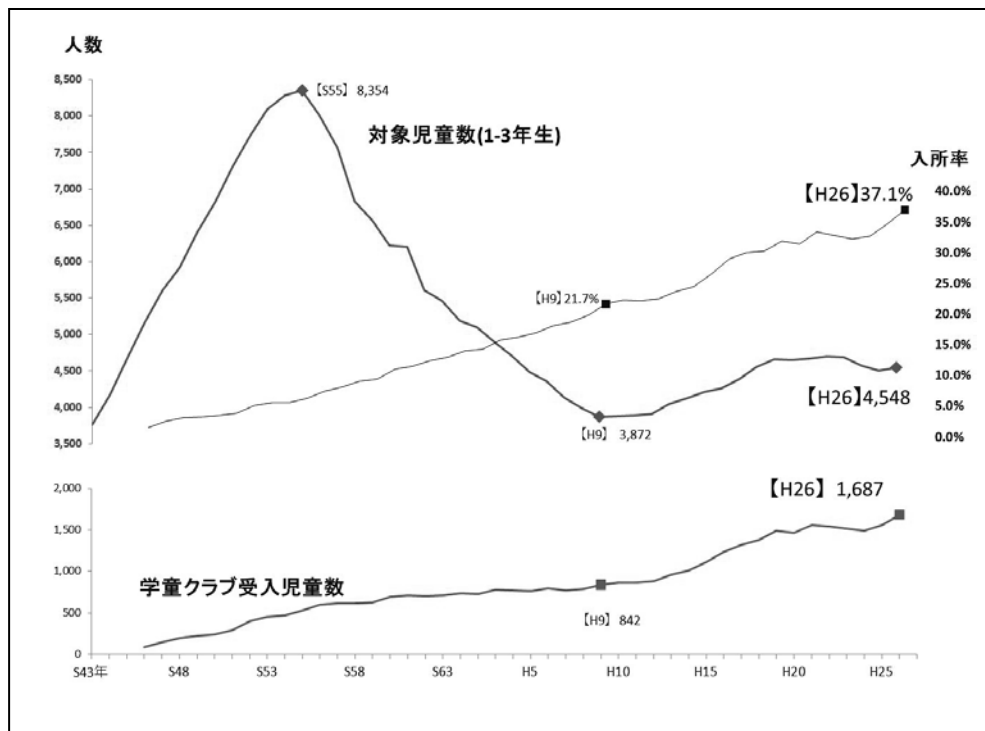
第2章 子育てと子育てをめぐる現状

3 日野市の子育て支援施策の状況

(4) 放課後支援

②学童クラブ

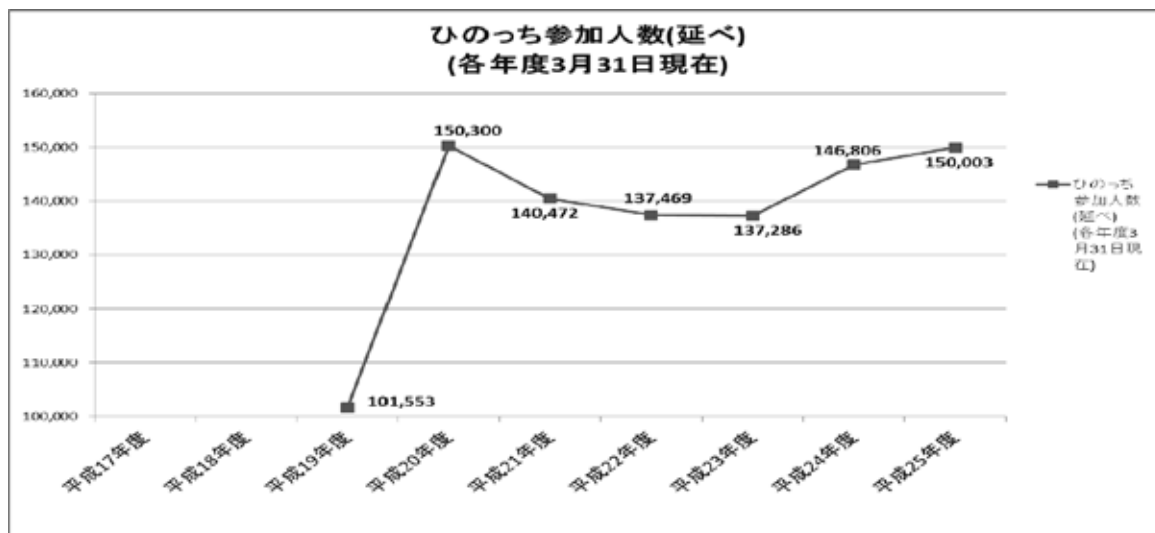
対象児童が昭和 55（1980）年をピークに減少を続けているのに対し出現率は上昇を続け、平成 26（2014）年には 37.1%に達し、これに伴い、学童クラブ受入児童数も増加が続いています。また、国が示した「子ども・子育てビジョン」（平成 22 年）によると、平成 29（2017）年度には小学校 1～3 年生で想定した場合でも 40%に達する潜在需要があると分析しています。



出典：子育て課

③ひのっち

夏休みに午前・午後開催した平成 20（2008）年度がピークとなっており、午前と午後各々に絞った平成 21（2009）年度と平成 23（2011）年度の参加者の減少が見られます。平成 23（2011）年度以降、参加者が増加しています。ひのっちが定着してきたことと、「校庭遊び場開放」を利用していた児童が参加するようになったことが要因であると考えられます。



出典：日野市事務報告

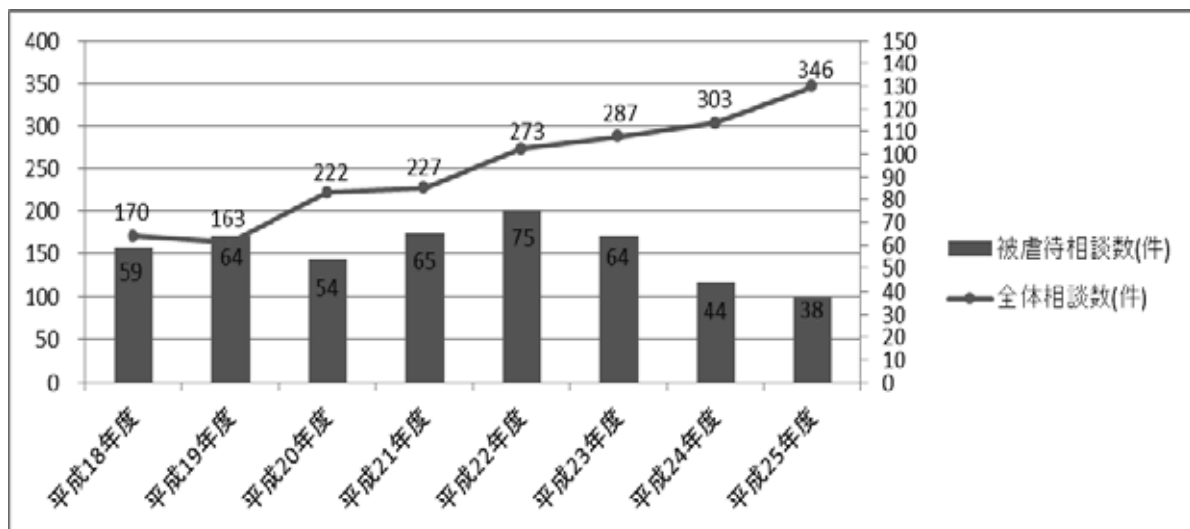
第2章 子育てと子育てをめぐる現状

3 日野市の子育て支援施策の状況

(5) 児童虐待相談の現状

(5) 児童虐待相談の現状

児童虐待への対応については、平成12（2000）年11月に施行された児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の累次の改正や、民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）による親権停止制度の新設などにより、制度的な充実が図られてきました。この間、日野市の児童虐待相談数は一時的な増加を経てここ数年は減少傾向にあります。全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、平成25（2013）年度には児童虐待防止法制定直前の約6.3倍に当たる7万3,765件（【参考1】）となっています。子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、虐待による死亡事件は毎年100件前後発生・表面化する中で、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。



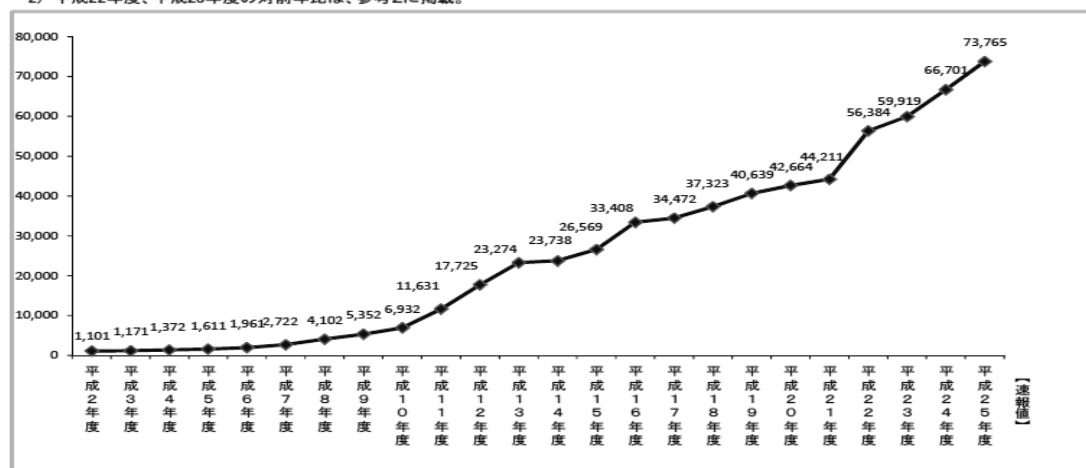
出典：日野市事務報告

【参考1】 児童虐待相談対応件数の推移

年 度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (速報値)
件 数	33,408	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211	¹⁾ 56,384	59,919	66,701	73,765
対前年度比	125.7%	103.2%	108.3%	108.9%	105.0%	103.6%	²⁾ -	²⁾ -	111.3%	110.6%

注：1）平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

2）平成22年度、平成23年度の対前年比は、参考2に掲載。



出典：厚生労働省

4 日野市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要

新！ひのっ子すくすくプラン策定にあたって、日野市の特性を踏まえ、計画策定の基礎資料を作成する目的で、日野市子ども・子育て支援に関するニーズ調査を平成25（2013）年12月に実施しました。市民ニーズ調査の対象と回収結果は下表のとおりです。調査方法は郵送配布・回収で、調査対象者は、住民基本台帳から無作為に抽出しました。

調査対象	配布数	有効回収数	有効回収率
未就学児童保護者	1,600	858	53.6%
小学校児童保護者 （1～6年生）	1,200	655	54.6%
子どものいない 20～30代の成人男女	400	94	23.5%
中学生 （中学1～3年生）	400	208	52.0%
高校生 （高校1年生）	400	306	76.5%
合計	4,000	2,121	53.0%

また、子育てサービスの供給側から子育て状況の実態や意向についての分析を行うため、社会資源調査・関連業者調査を実施しました。調査の対象及び回収結果は下表のとおりです。

調査対象	抽出方法	配布数	有効回収数	有効回収率
関連事業者・団体	保育園、幼稚園、子育て活動グループ、NPOなど	53	37	69.8%
市内の企業	日野市商工会議所 加入事業所	100	44	44.0%
合計		153	81	52.9%

第2章 子育てと子育てをめぐる現状

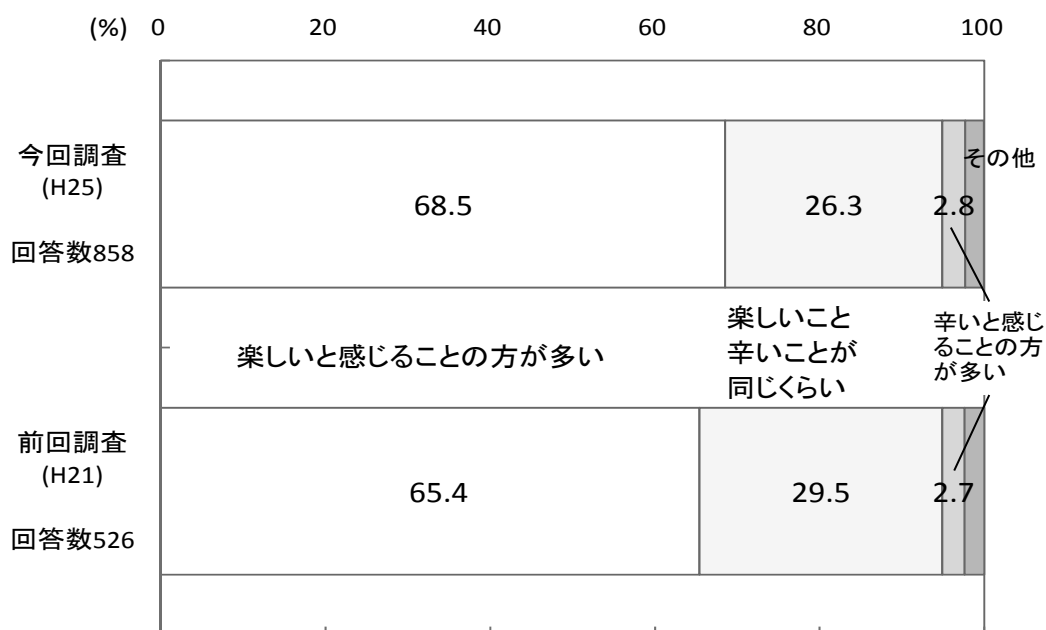
4 日野市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要

I 方針1) 多様なニーズを受け止められる子育て支援

I 方針1) 多様なニーズを受け止められる子育て支援

(1) 子育ての楽しさと辛さ(対象: 就学前児童保護者)

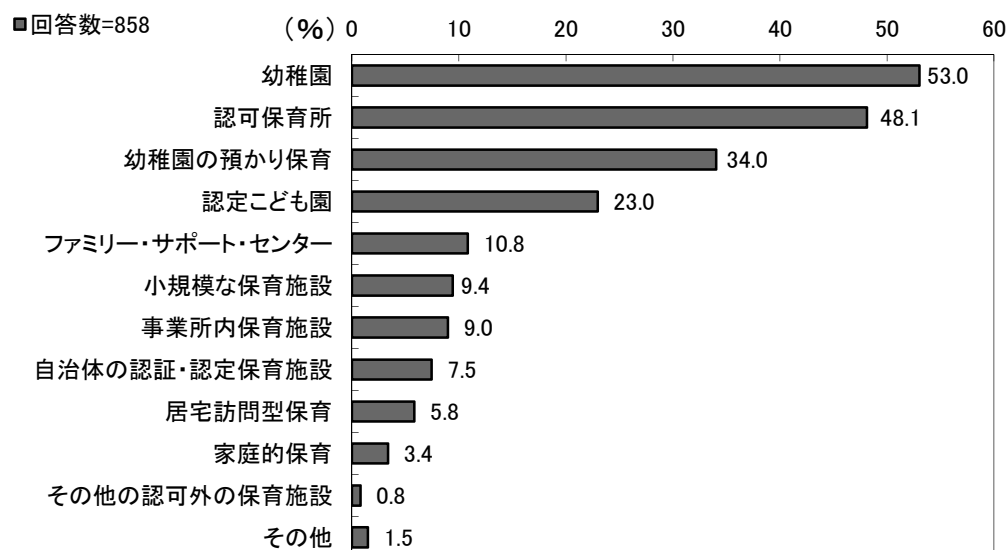
あなたは、自分にとって子育てを楽しんでいることが多いと思いますか？それとも辛いと感じていることが多いと思いますか。



(2) 今後定期的に利用したい教育・保育事業

(対象: 就学前児童保護者)

現在、利用している、利用していないにかかわらず、あて名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。【複数回答】



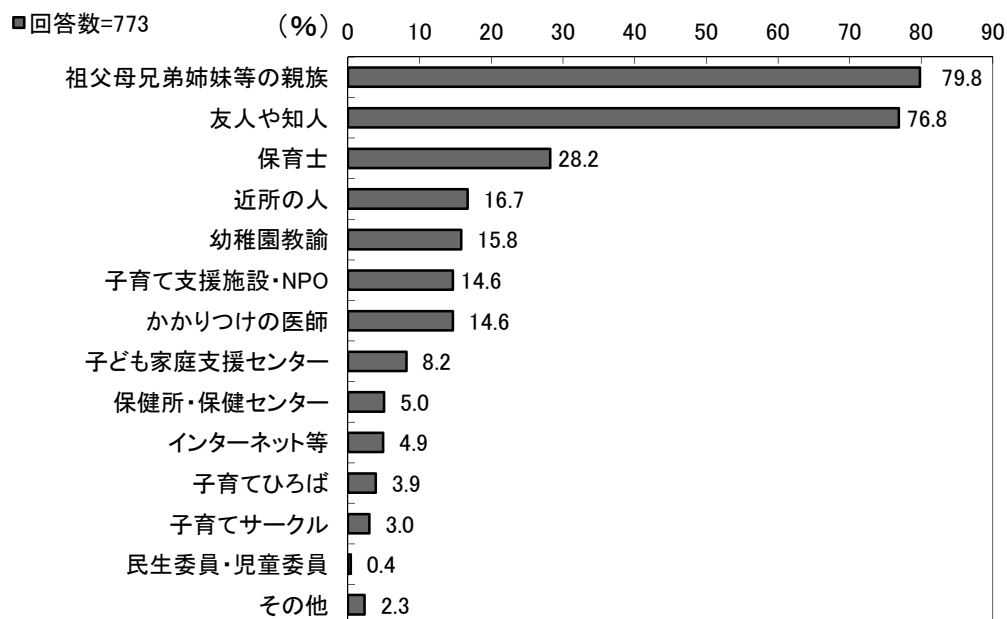
I 一方針2) 子育てを励ます人と場づくり

(1) 子育てについて気軽に相談できる相手先

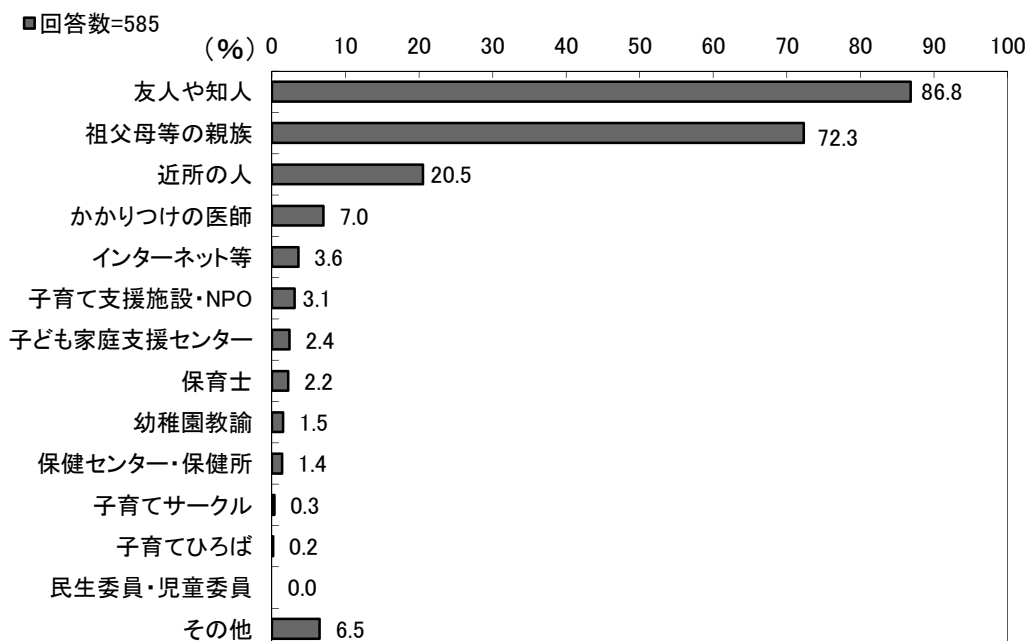
(対象：就学前児童保護者・就学児童保護者)

お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。
【複数回答】

《就学前児童》



《就学児童》



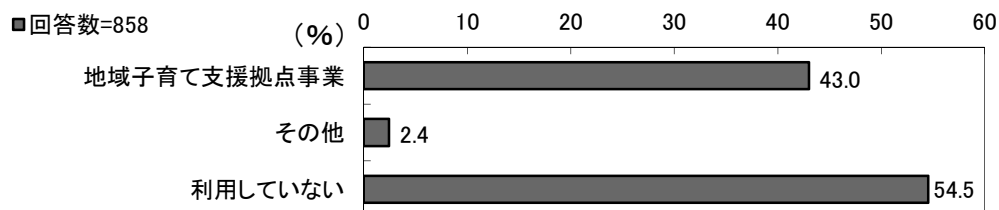
第2章 子育てと子育てをめぐる現状

4 日野市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要

I 方針2) 子育てを励ます人と場づくり

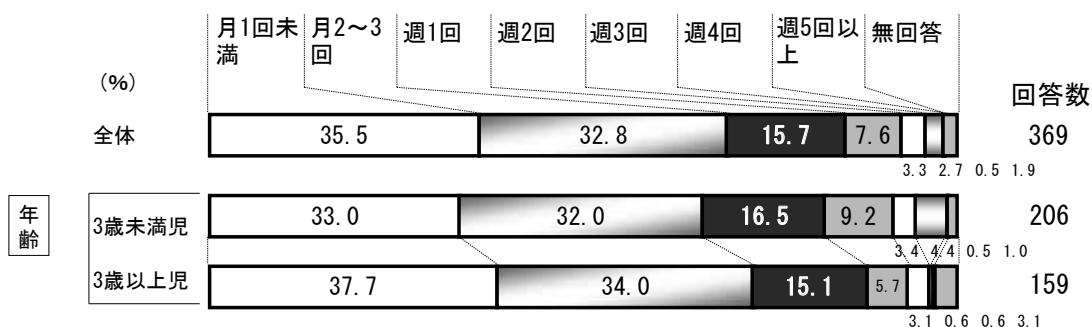
(2) 地域子育て支援拠点事業の利用について（対象：就学前児童保護者）

あて名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、「子育てひろば」「児童館」「子ども家庭支援センター」などと呼ばれています）を利用していますか。【複数回答】



《地域子育て支援拠点事業:回/月・週》

問63 1. 地域子育て支援拠点事業:回数

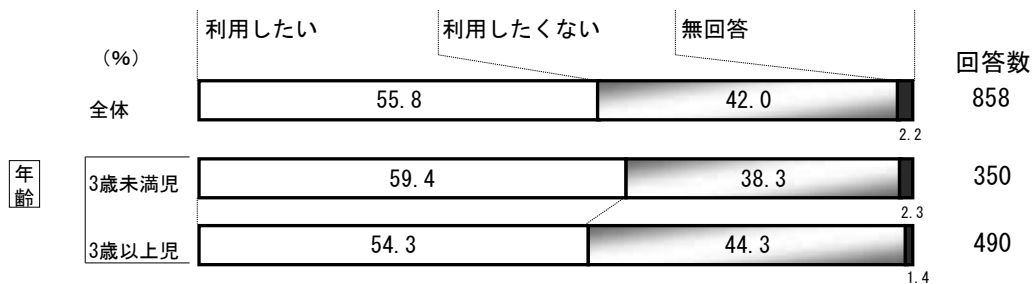


I 一方針3) 周産期における医療・保健・福祉の支援体制づくり

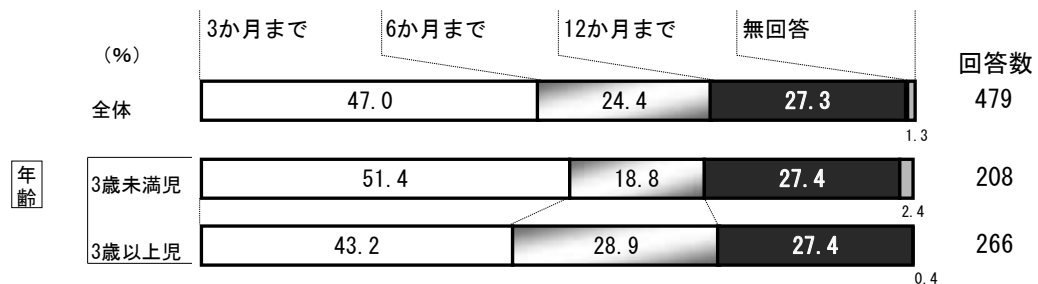
(1) 産前産後の育児・家事支援サービスを利用したいか(対象：就学前児童保護者)

産前産後に育児・家事支援サービスがあれば利用したいですか。

問62 産前産後の育児・家事支援サービスを利用したいか



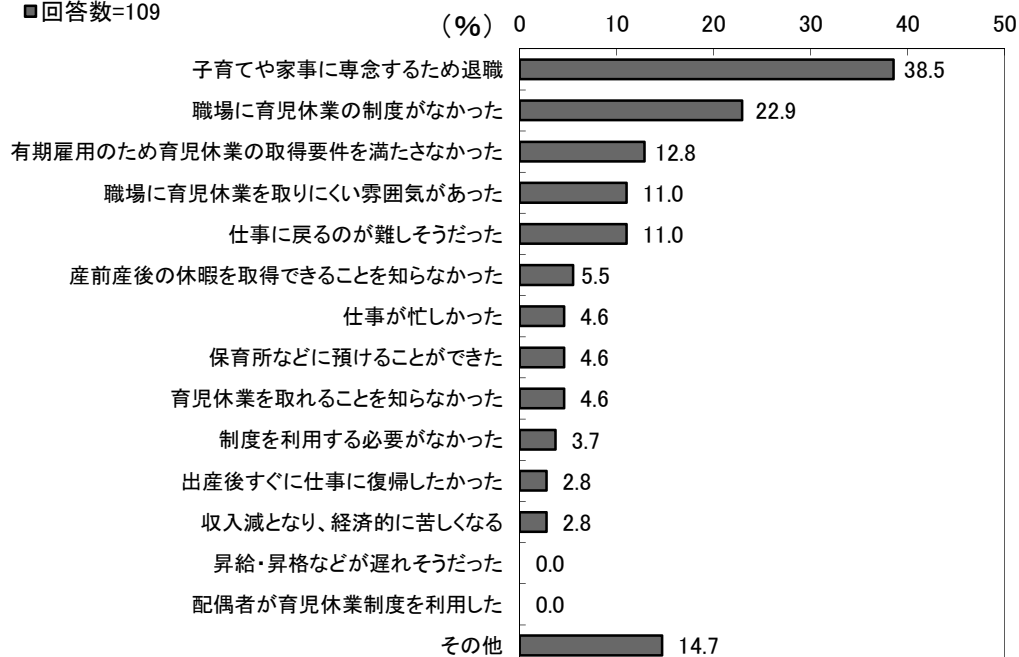
問62 利用したい場合の産後希望期間



(2) 育児休業制度の利用について(対象：就学前児童保護者)

《母親 育児休業を取得していない理由》

■回答数=109



第2章 子育てと子育てをめぐる現状

4 日野市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要

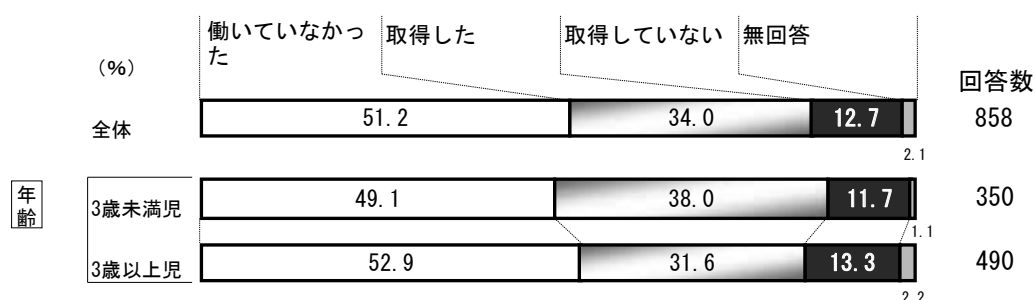
I 一方針4) ゆとりをもって子育てするための環境づくり

I 一方針4) ゆとりをもって子育てするための環境づくり

(1) 育児休業制度の利用について（対象：就学前児童保護者）

あて名のお子さんが生まれた時、母親又は父親もしくは双方が育児休業制度を利用なされましたか。

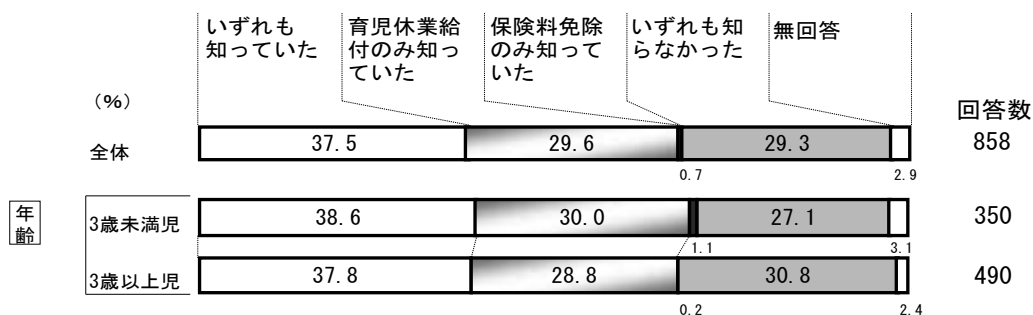
《母親 育児休業の取得について》 問25 母親 育児休業の取得について



(2) 育児休業給付、保険料免除の認知状況（対象：就学前児童保護者）

子どもが原則1歳（保育所における保育の実施が行われないなど一定の要件を満たす場合は1歳6か月）になるまで育児休業給付が支給される仕組み、子どもが満3歳になるまでの育児休業等（法定の育児休業及び企業が法定を上回る期間設けた育児休業に準ずる措置）期間について健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組みがありますが、そのことをご存じでしたか。

問26 育児休業給付、保険料免除の認知状況

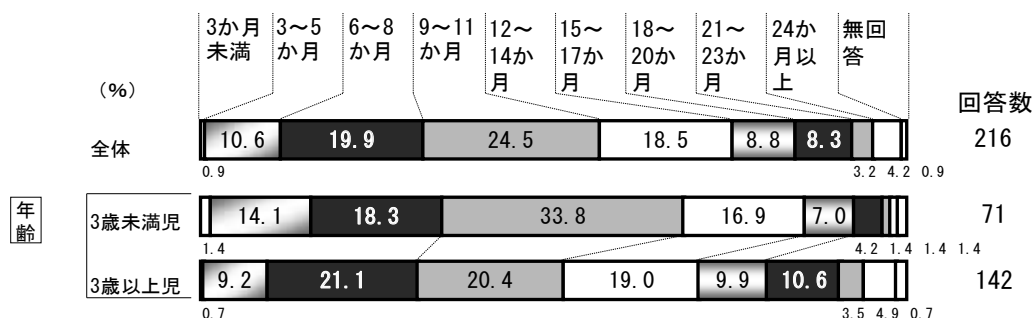


(3) 職場復帰時の子どもの年齢（対象：就学前児童保護者）

育児休業からは、「実際」に職場復帰したのはお子さんが何歳何ヵ月の時でしたか。また、お勤め先の育児休業の制度の期間内で、何歳何ヵ月のときまで取りたかったですか。

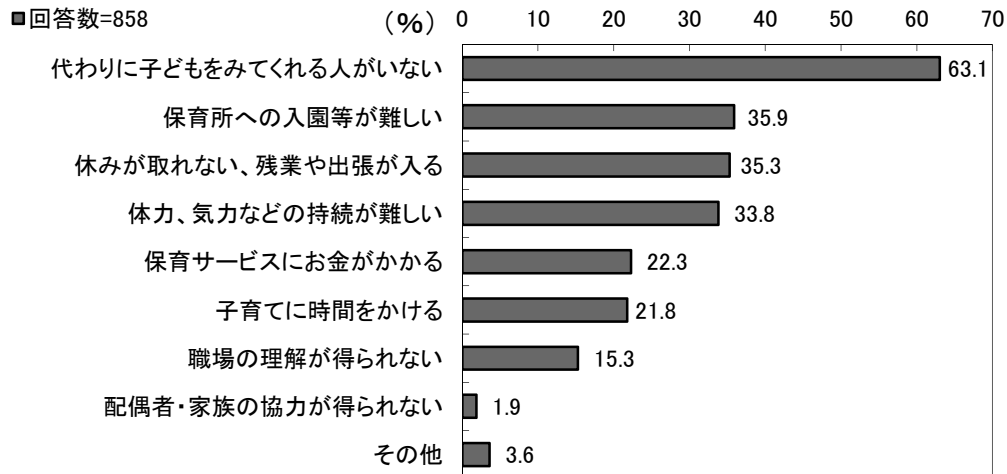
《母親：実際の取得期間》

問29 (1) 母親 実際の取得期間の子どもの月齢



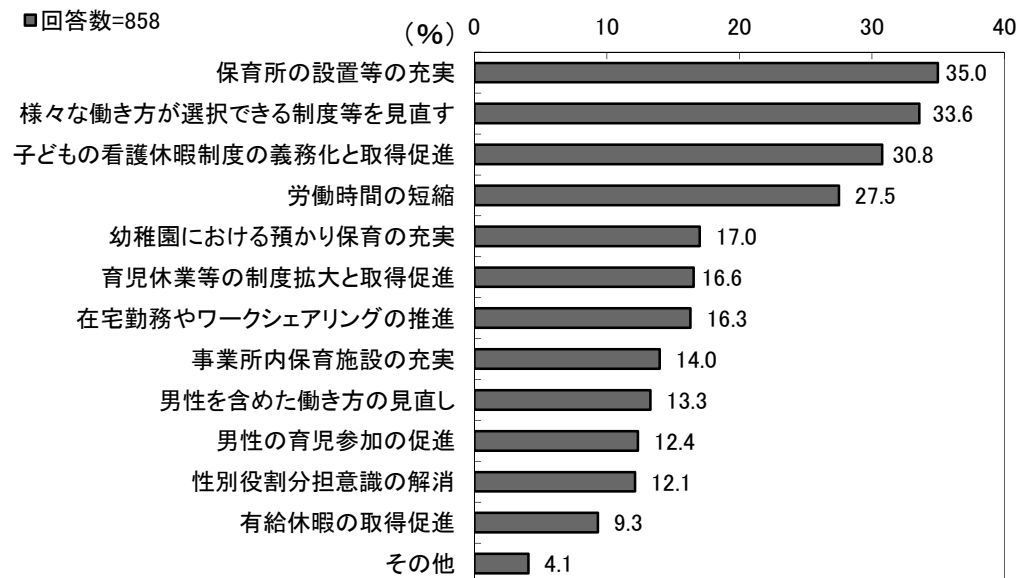
(4) 仕事と子育てを両立させる上で大変だと思うこと（対象：就学前児童保護者）

すべての方に伺います。仕事と子育てを両立（ワークライフバランス）させる上で大変だと思うことは何ですか。【複数回答】



(5) ワーク・ライフ・バランスが可能な環境の整備に重要なこと（対象：就学前児童保護者）

今後、仕事と子育て両立（ワークライフバランス）可能な環境を整備、充実していく上で最も重要と考える取り組みを教えてください。【複数回答】



第2章 子育てと子育てをめぐる現状

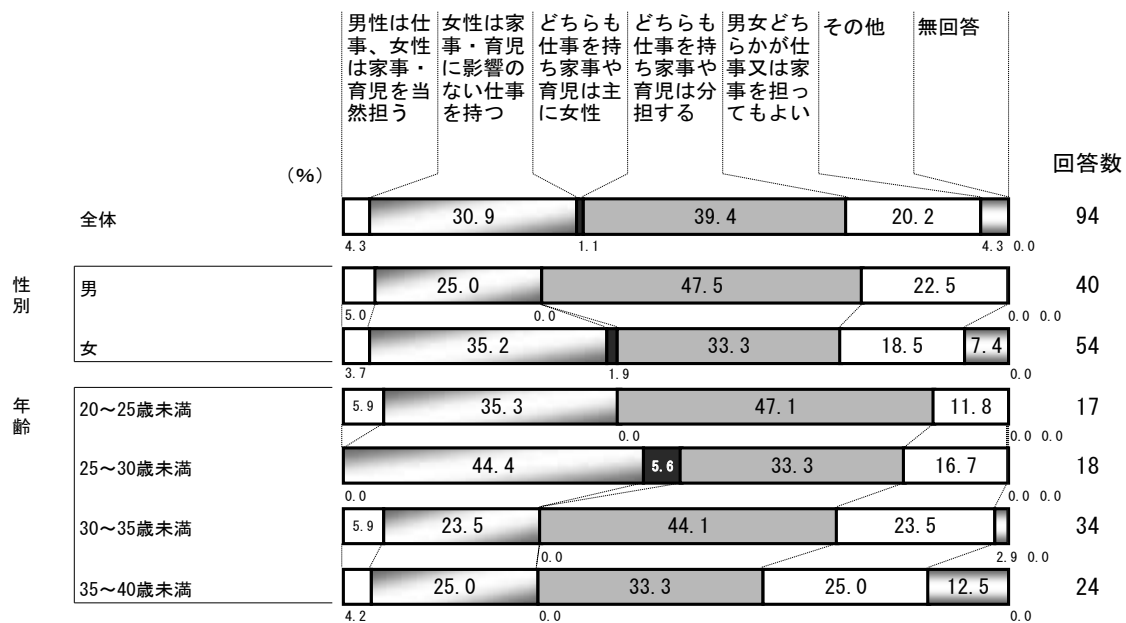
4 日野市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要

I 方針4) ゆとりをもって子育てするための環境づくり

(6) 男女の役割分担（対象：子どものいない20歳から30歳代の方）

男女の役割分担についてどのように考えていますか。

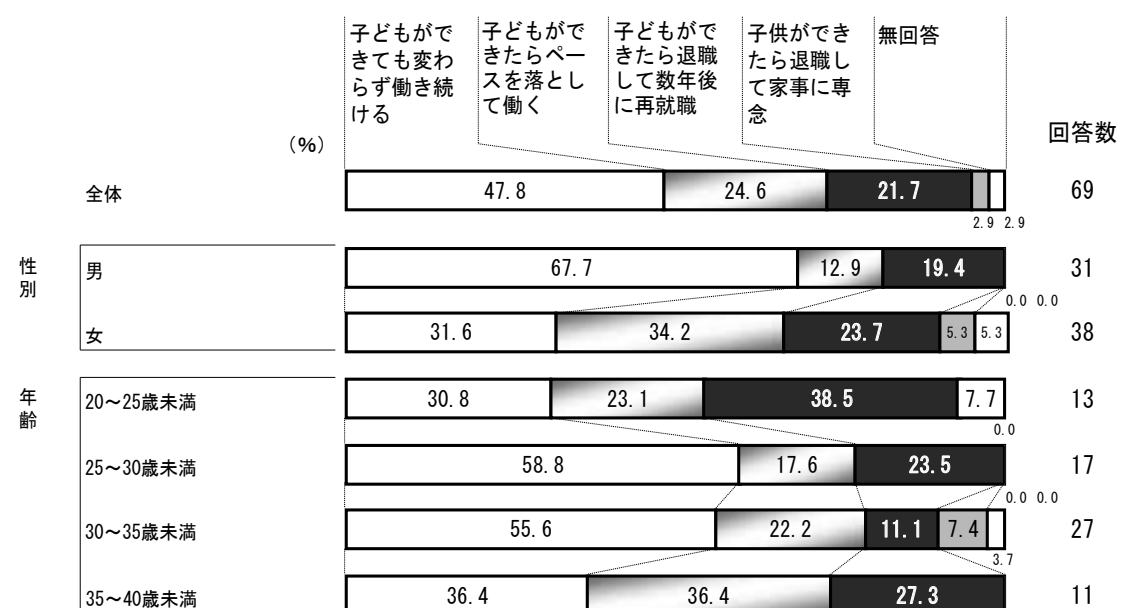
問12 男女の役割分担について



(7) 今後どのようにしたいか（対象：子どものいない20歳から30歳代の方）

あなた自身について今後どのようにしたいとお考えですか。

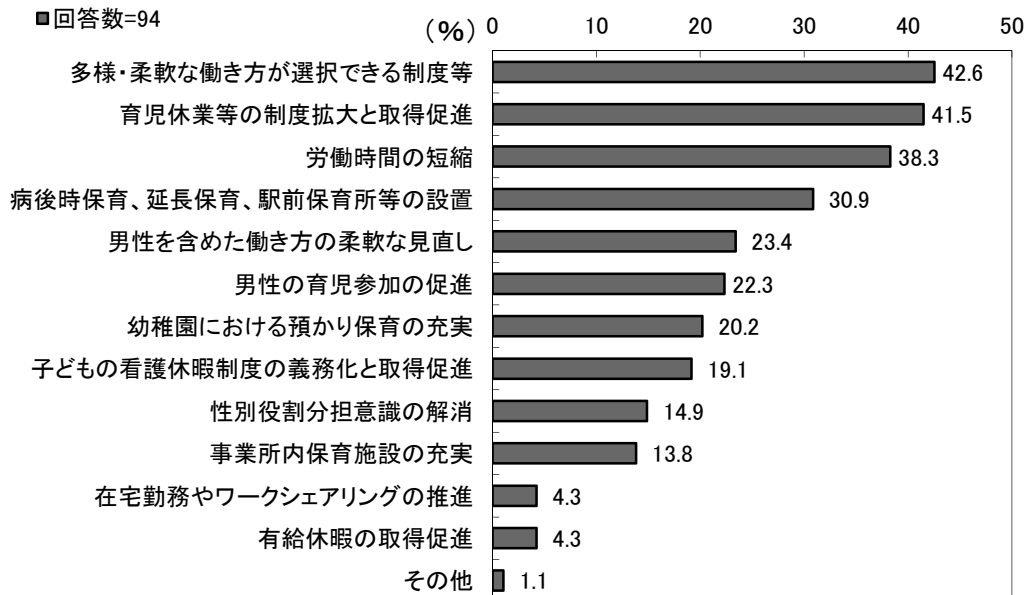
問14 今後どのようにしたいか



(8) 女性が仕事を続けていく上で必要な条件

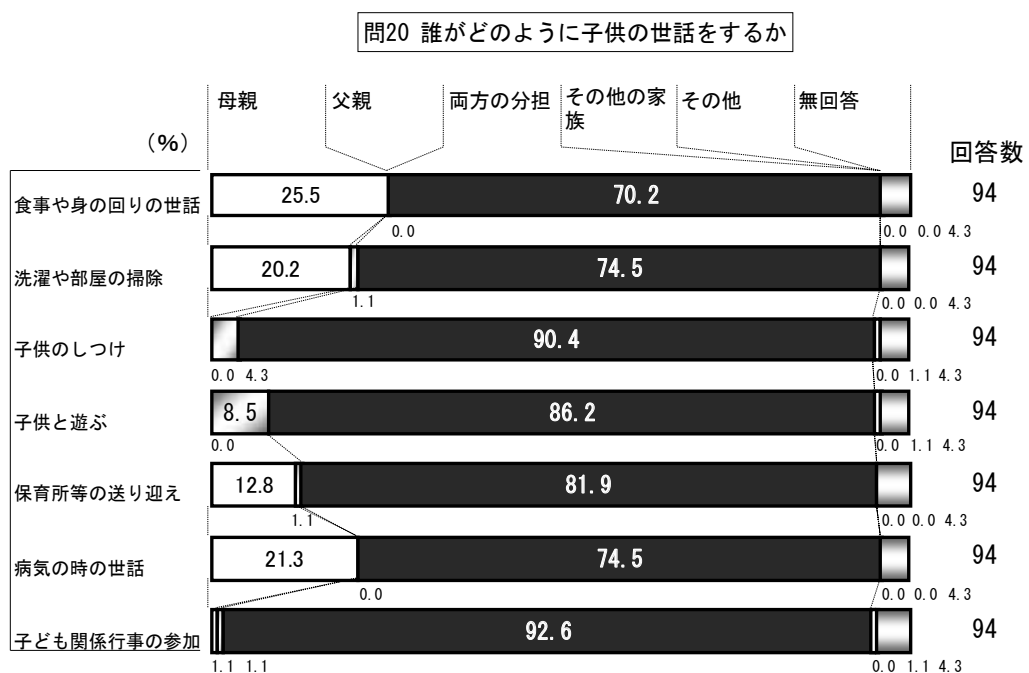
(対象：子どものいない20歳から30歳代の方)

女性が結婚や出産後も仕事を続けていく上で必要な条件だと思われることは何ですか。
【複数回答】



(9) 子どもの世話について (対象：子どものいない20歳から30歳代の方)

もし子どもを持つとしたら、誰がどのように子どもの世話をするのがよいと思いますか。



第2章 子育てと子育てをめぐる現状

4 日野市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要

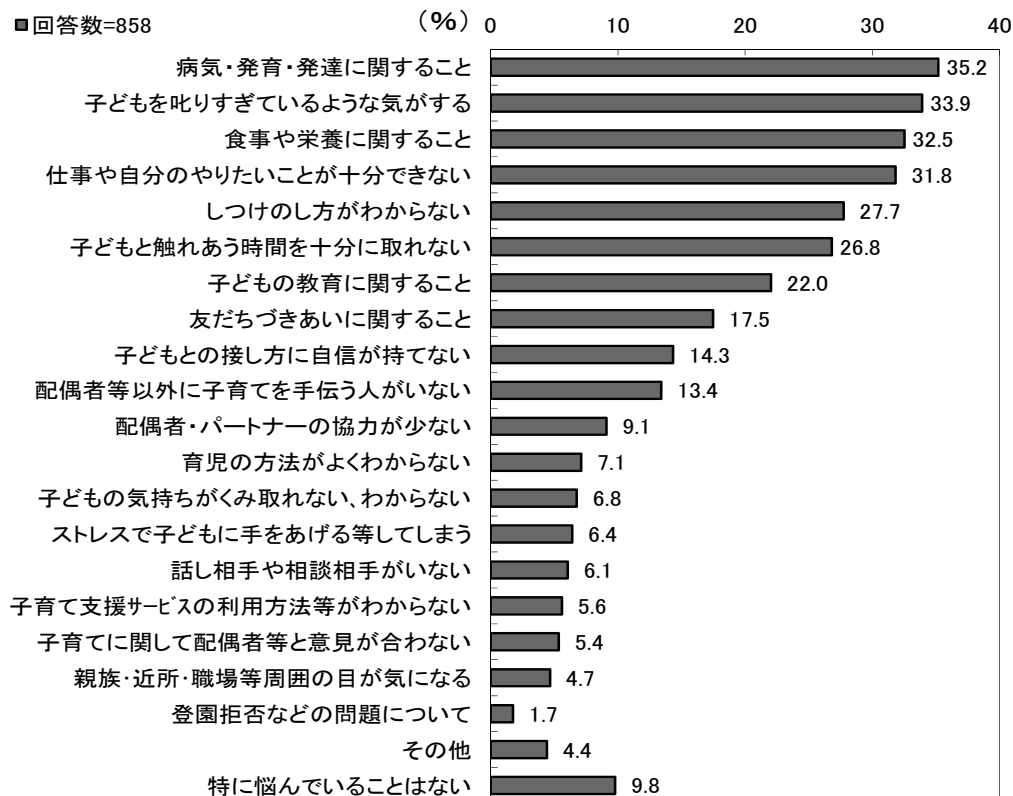
I 方針5) 様々な背景や課題を抱えた家庭への支援

I 方針5) 様々な背景や課題を抱えた家庭への支援

(1) 子育てに関する日頃の悩み、気になること（対象：就学前児童保護者）

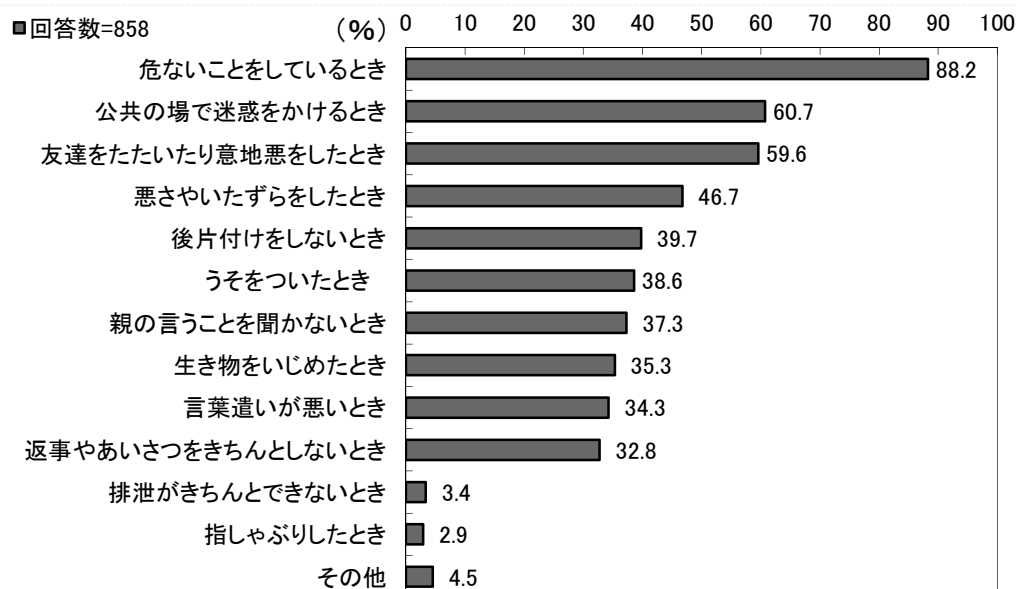
子育てに関して日常悩んでいること、または、気になることはどのようなことですか。

【複数回答】



(2) 家庭でどんなときに子どもを叱るか（対象：就学前児童保護者）

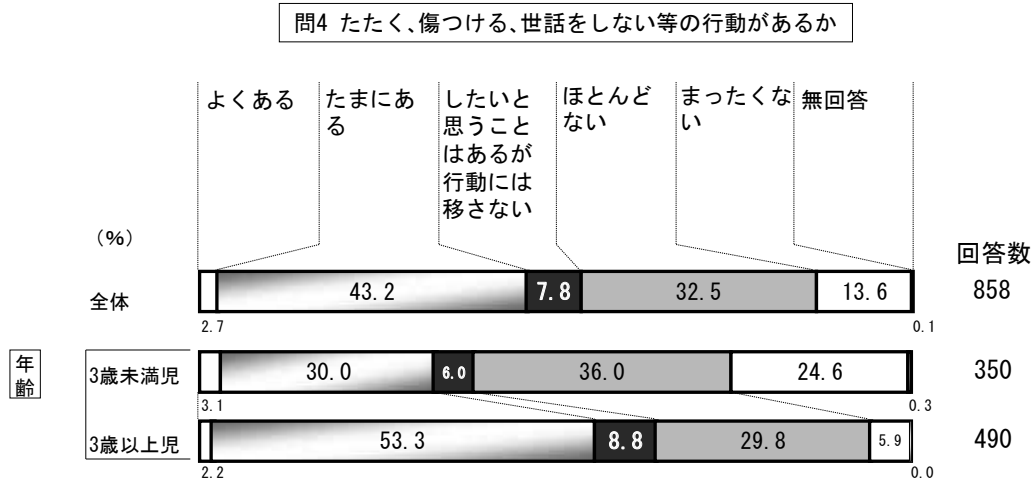
ご家庭では、あて名のお子さんを、どんなときに叱りますか。【複数回答】



第2章 子育てと子育てをめぐる現状
4 日野市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要
Ⅰ 方針5) 様々な背景や課題を抱えた家庭への支援

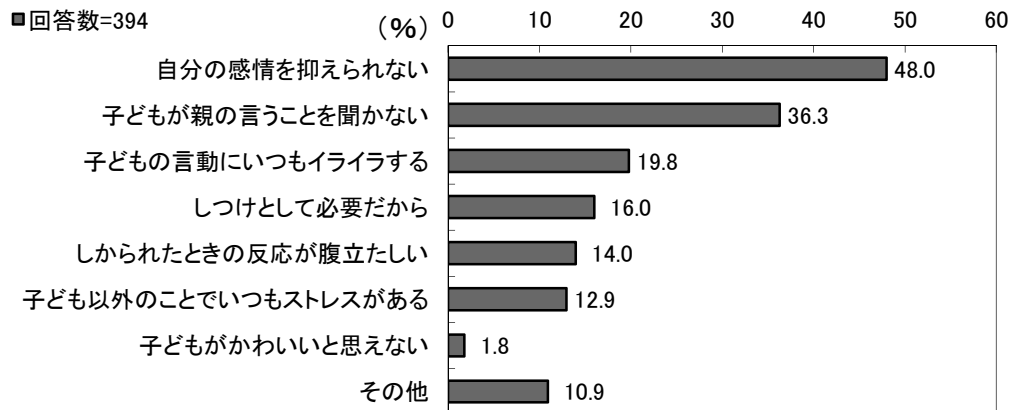
(3) たたく、傷つける、世話をしない等の行動があるか(対象：就学前児童保護者)

子どもに対して、思わずたいたり、子どもの心を傷つけてしまうような言動をしたり、子どもの相手や世話をしないことがありますか。



(4) 子どもを傷つける等の行動の原因について(対象：就学前児童保護者)

思わずたいたり、子どもの心を傷つけてしまうような言動をしたり、子どもの相手や世話をしないことがある原因はどこにあると思いますか。【複数回答】



第2章 子育てと子育てをめぐる現状

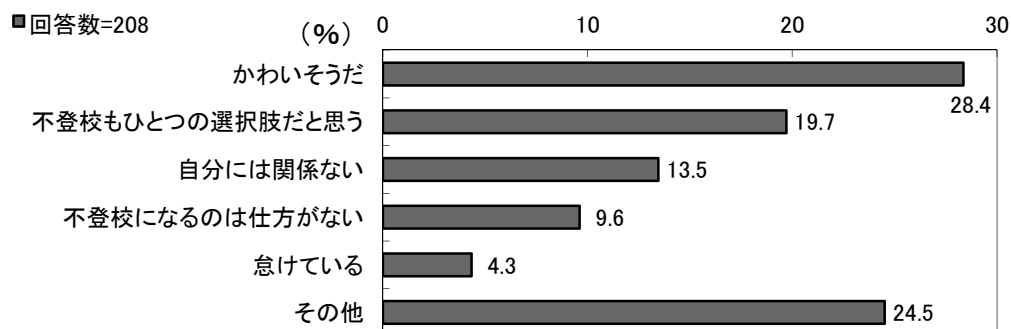
4 日野市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要

I 方針5) 様々な背景や課題を抱えた家庭への支援

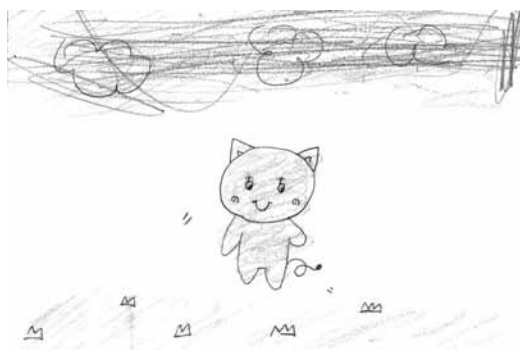
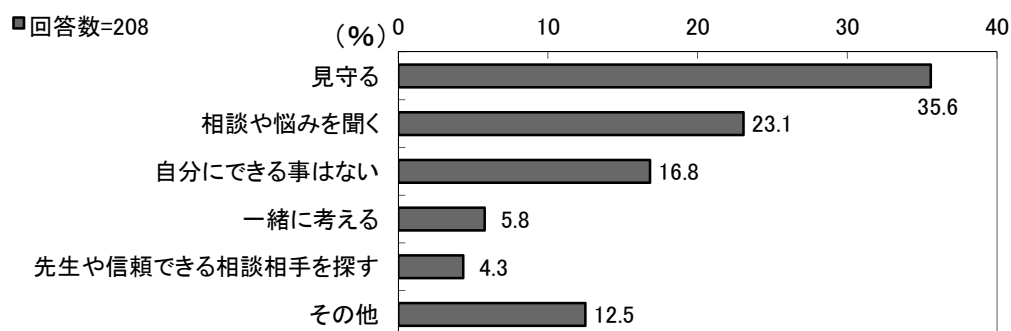
(5) 不登校について（対象：中学生）

身近な人で不登校になっている仲間のことについて。

《不登校の仲間についてあなたはどのように感じていますか》



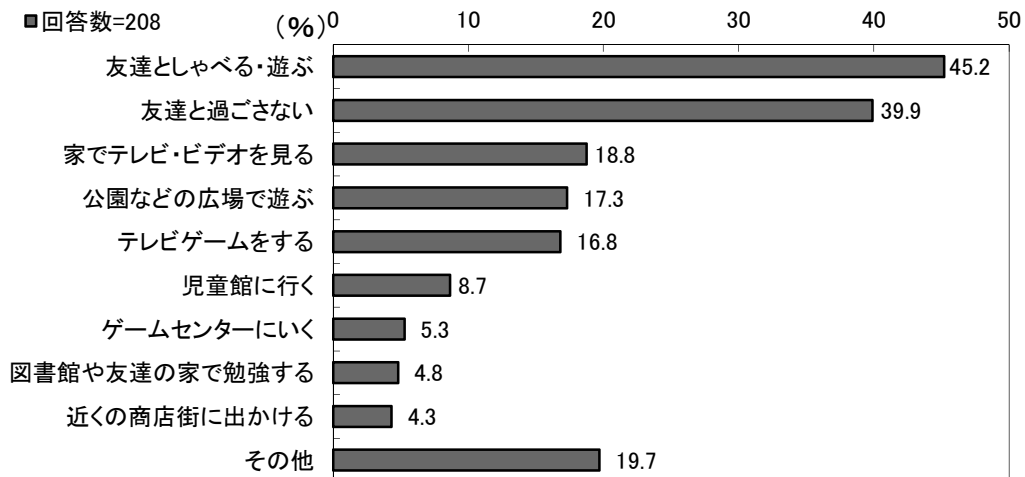
《不登校の仲間に対して自分にできることは何だと感じていますか》



Ⅱ 方針1) 健やかな成長を支える遊び・学びの場づくり

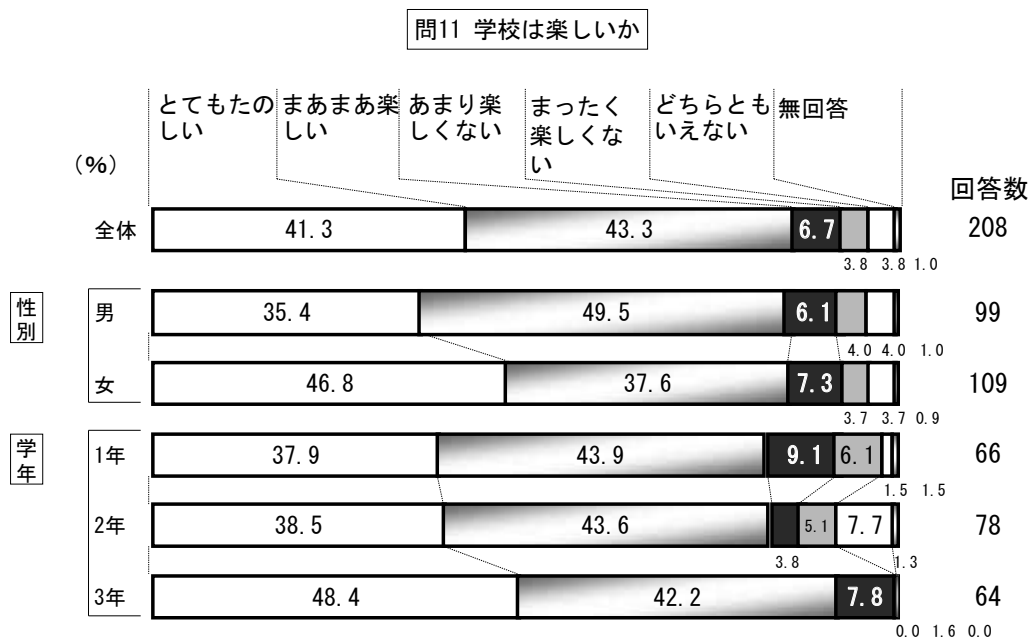
(1) 学校が終わってから友達と何をしているか（対象：中学生）

学校が終わってから友達とどんな事をして過ごしていますか。【複数回答】



(2) 学校は楽しいか（対象：中学生）

学校は毎日楽しいですか。



第2章 子育てと子育てをめぐる現状

4 日野市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要

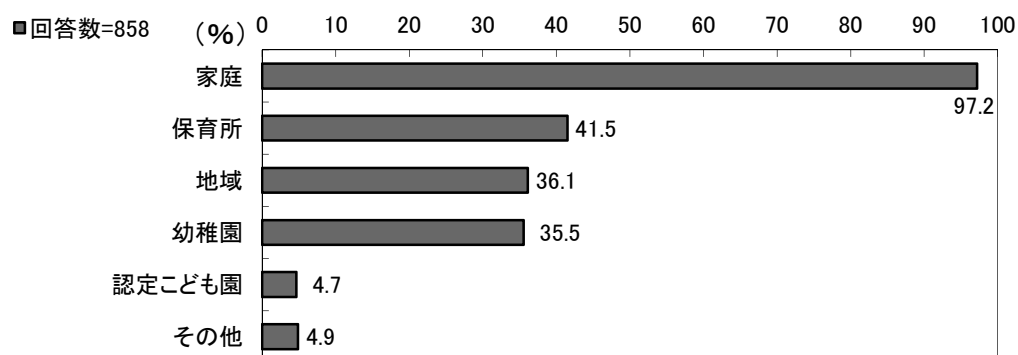
Ⅱ 方針2) 心と体の健やかな成長を支える

Ⅱ 方針2) 心と体の健やかな成長を支える

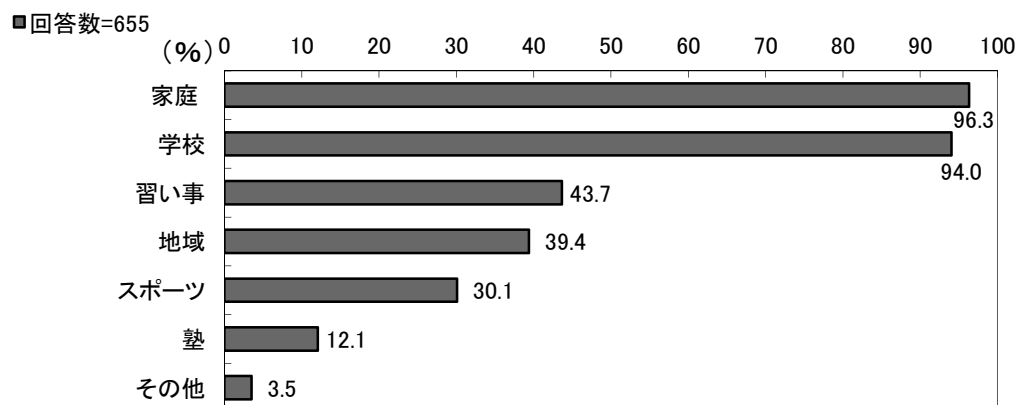
(1) 子育てにもっとも影響する環境（対象：就学前児童保護者・就学児童保護者）

あて名のお子さんの子育て（教育を含む）に、影響すると思われる環境をお答えください。

《就学前児童》

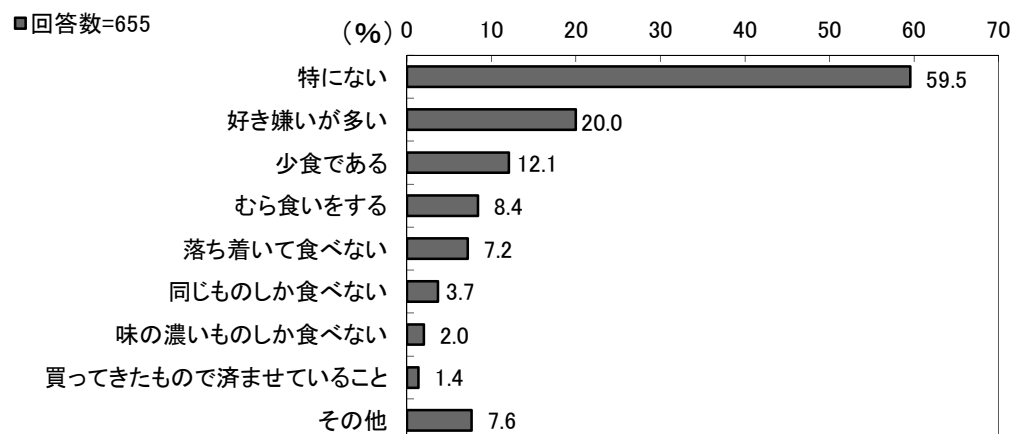


《就学児童》



(2) 子どもの食事について心配なこと（対象：就学児童保護者）

お子さんの食事について心配なことはありますか。【複数回答】

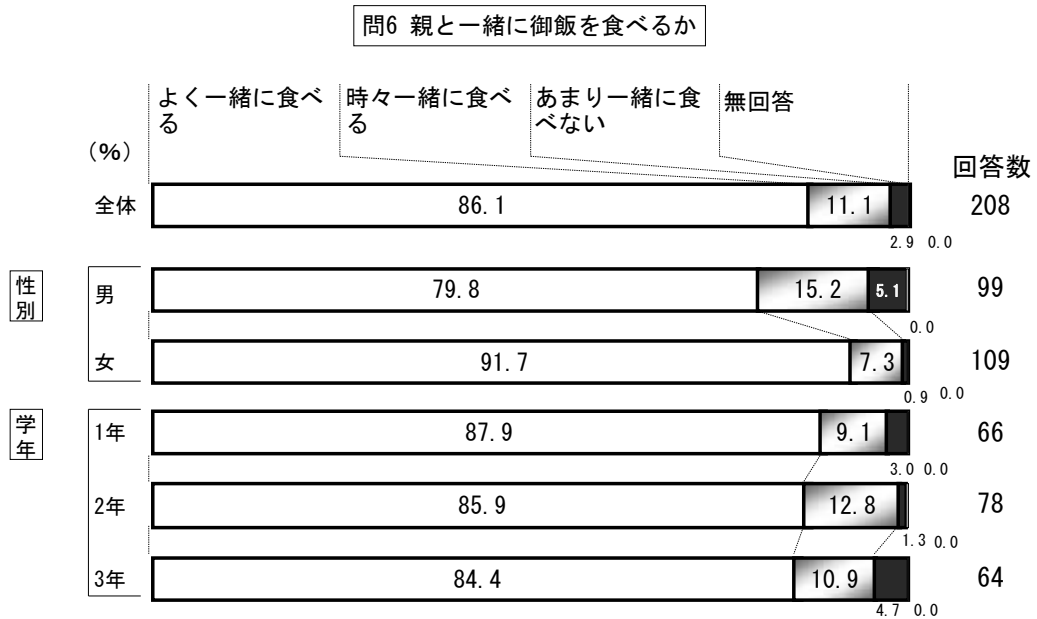


第2章 子育てと子育てをめぐる現状
4 日野市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要
Ⅱ 方針2) 心と体の健やかな成長を支える

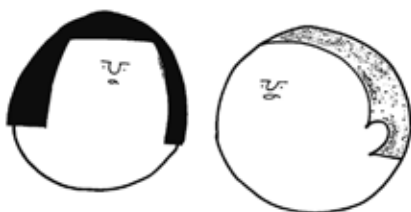
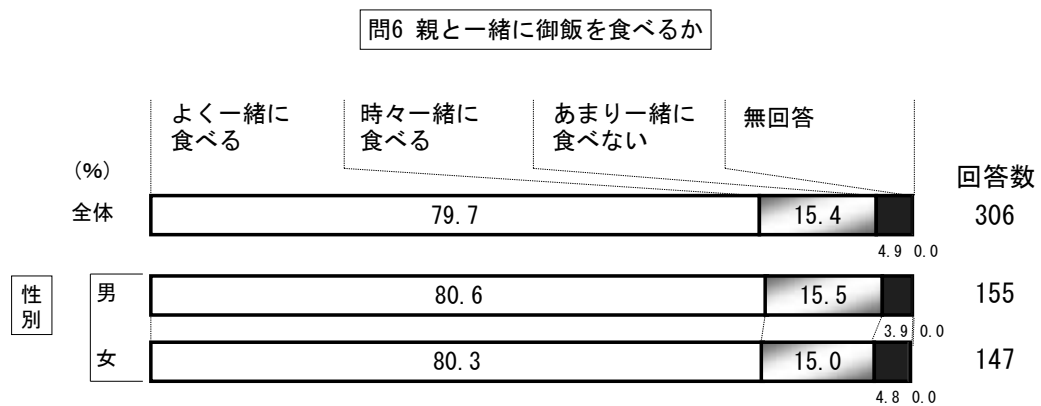
(3) 食事のとり方について(対象：中学生・高校生)

親(保護者)と一緒に御飯を食べますか。

《中学生》



《高校生》



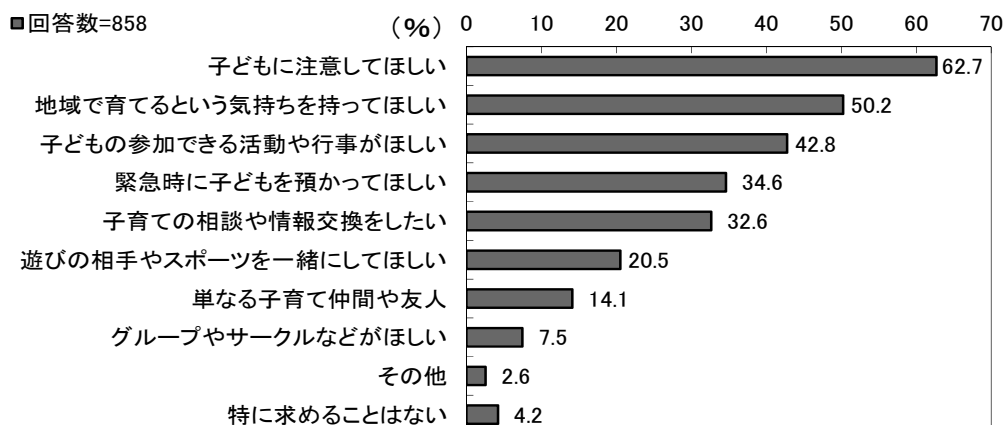
第2章 子育てと子育てをめぐる現状
 4 日野市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要
 Ⅲ一方針1) 地域で子どもの成長を支える仕組みづくり

Ⅲ一方針1) 地域で子どもの成長を支える仕組みづくり

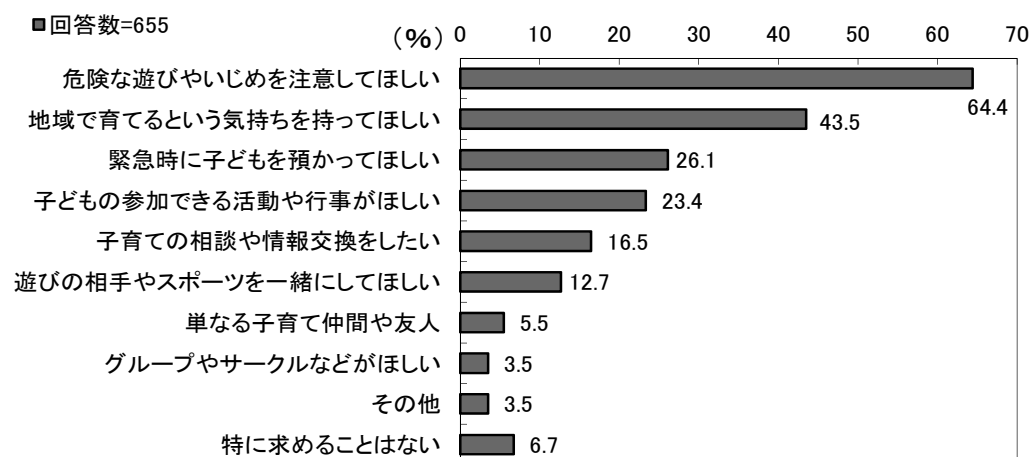
(1) 地域に求めること(対象: 就学前児童保護者・就学児童保護者)

子育てをするにあたって、地域に求めることはありますか。【複数回答】

《就学前児童》

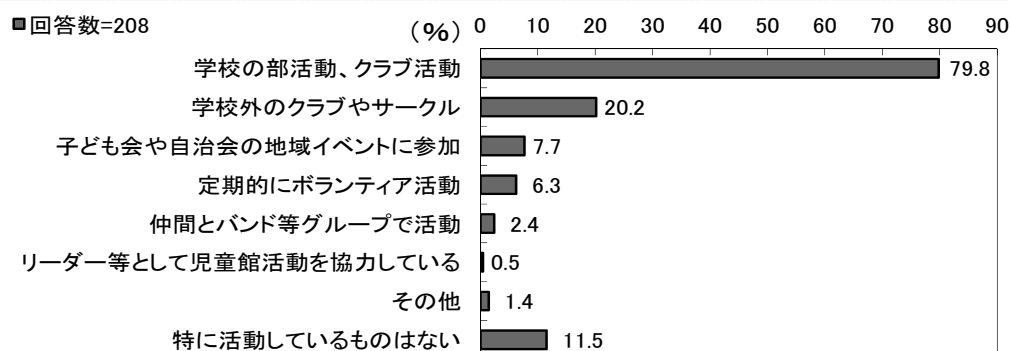


《就学児童》



(2) 学校や地域で活動していること(対象: 中学生)

普段、学校や地域で活動している事について。【複数回答】

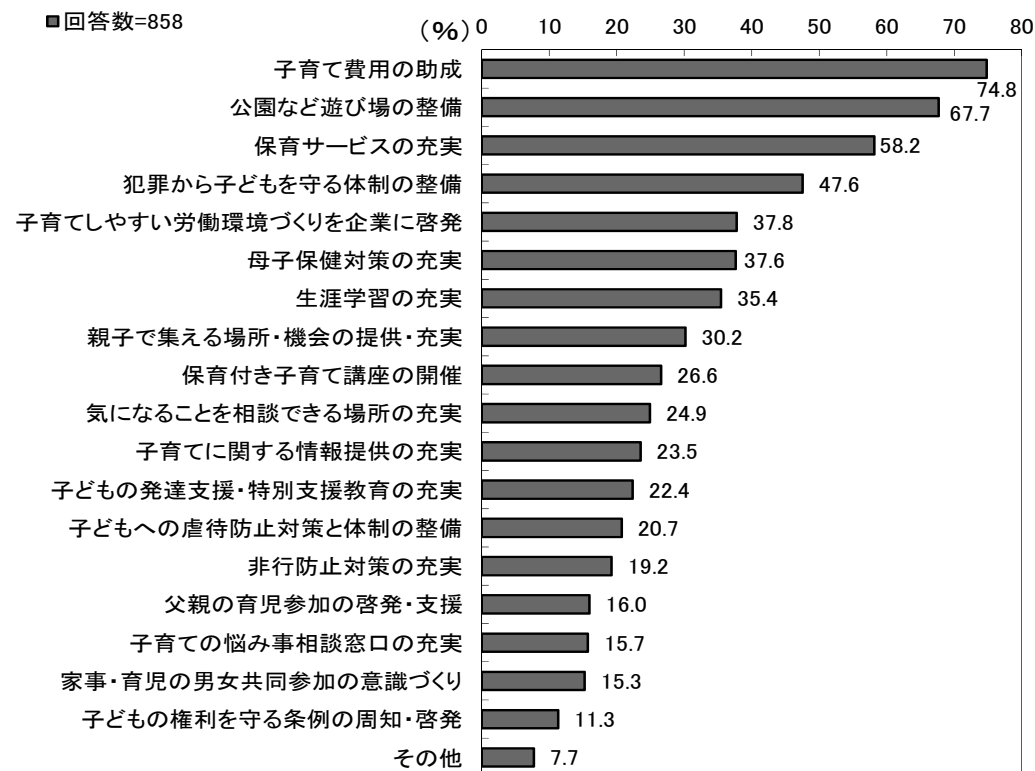


Ⅲ－方針2）安心して子育てができる安全なまちづくり

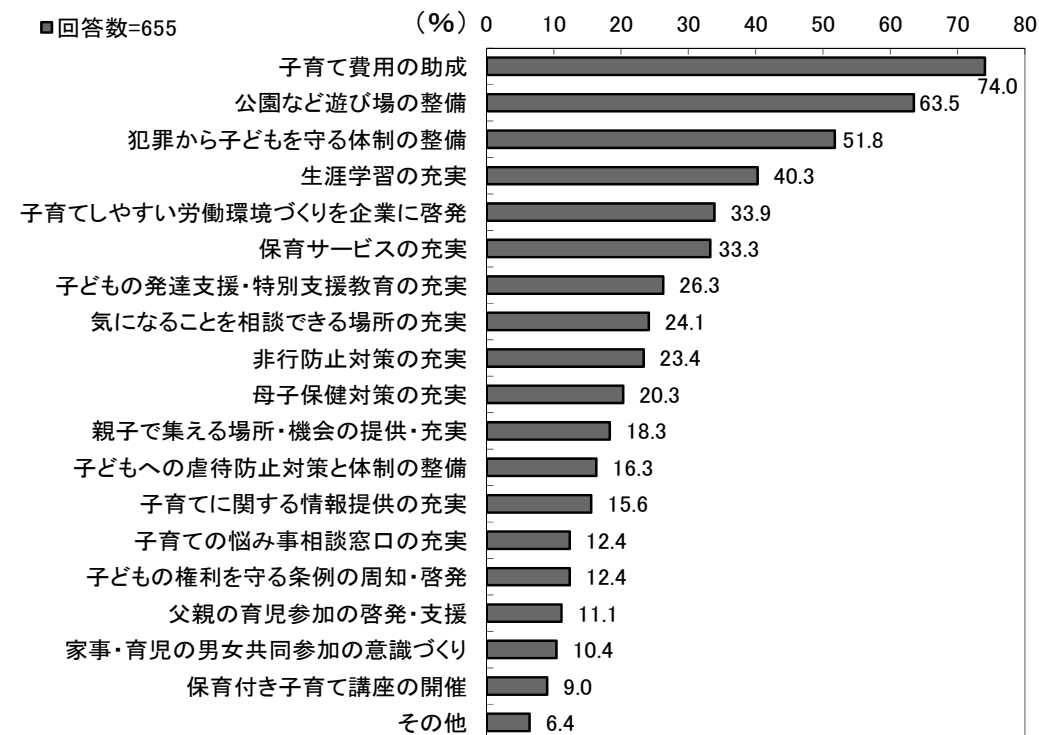
（1）今後力をいれていくべきこと（対象：就学前児童保護者・就学児童保護者）

市の子育て支援策として、今後何に力を入れていくべきだと思いますか。【複数回答】

《就学前児童》



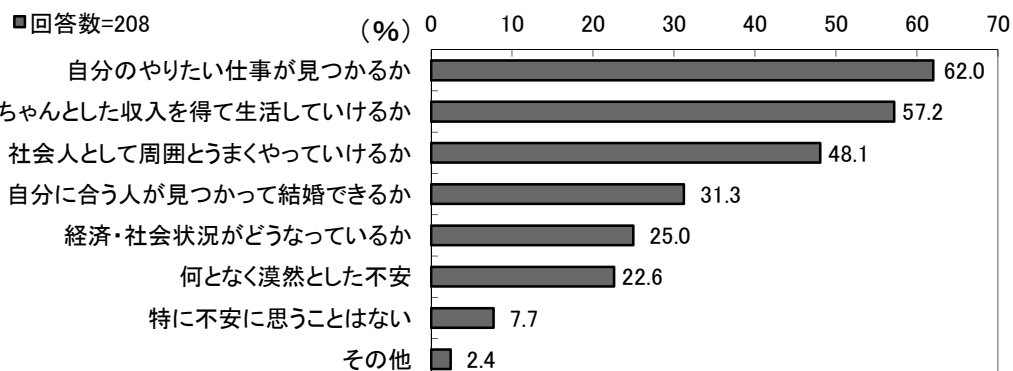
《就学児童》



IV－方針1) 家族や地域の人とのふれあいを促進

(1) 社会に出たときのことを考え不安に思うこと（対象：中学生）

学業を終えて社会に出た時の事を考えて、どのようなことを不安に思いますか。【複数回答】

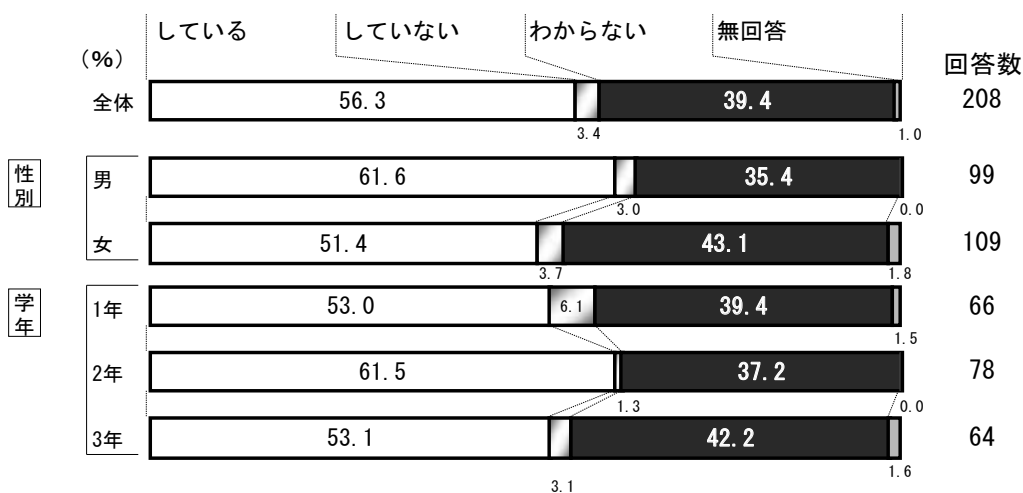


(2) 自分を大切にしているか（自己肯定感）（対象：中学生・高校生）

あなたは、自分を大切にしていますか。

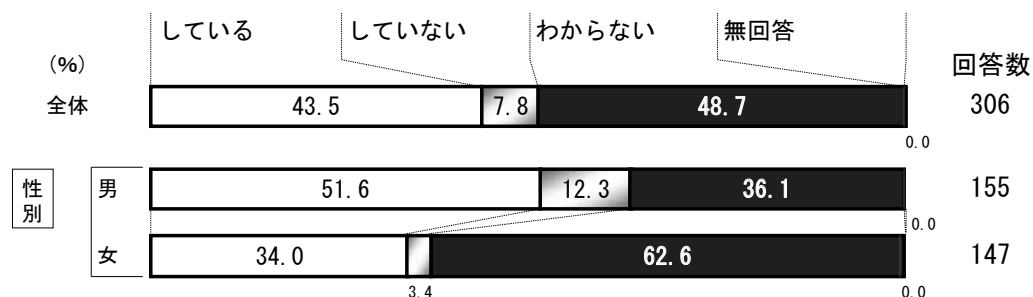
《中学生》

問37 自分を大切にしているか



《高校生》

問32 自分を大切にしているか



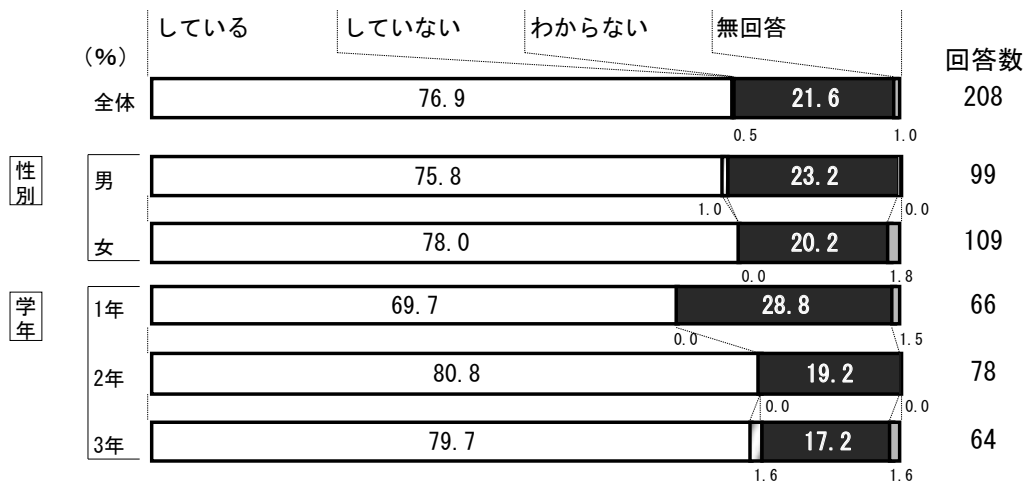
第2章 子育てと子育てをめぐる現状
4 日野市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要
Ⅳ－方針1）家族や地域の人とのふれあいを促進

(3) 他の人を大切にしているか（他者肯定感）（対象：中学生・高校生）

あなたは、他の人を大切にしていますか。

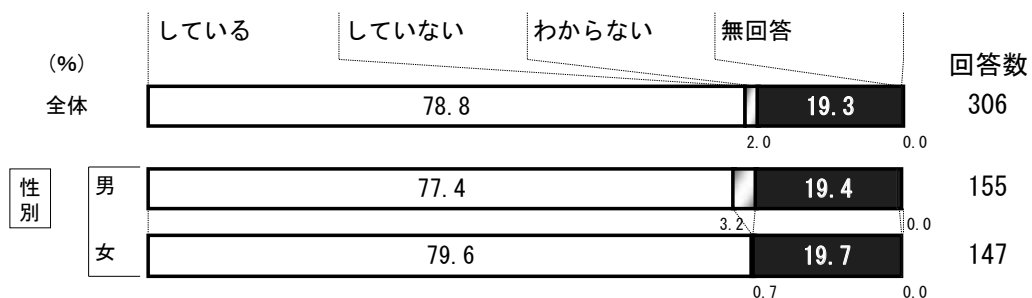
《中学生》

問38 他の人を大切にしているか



《高校生》

問33 他の人を大切にしているか

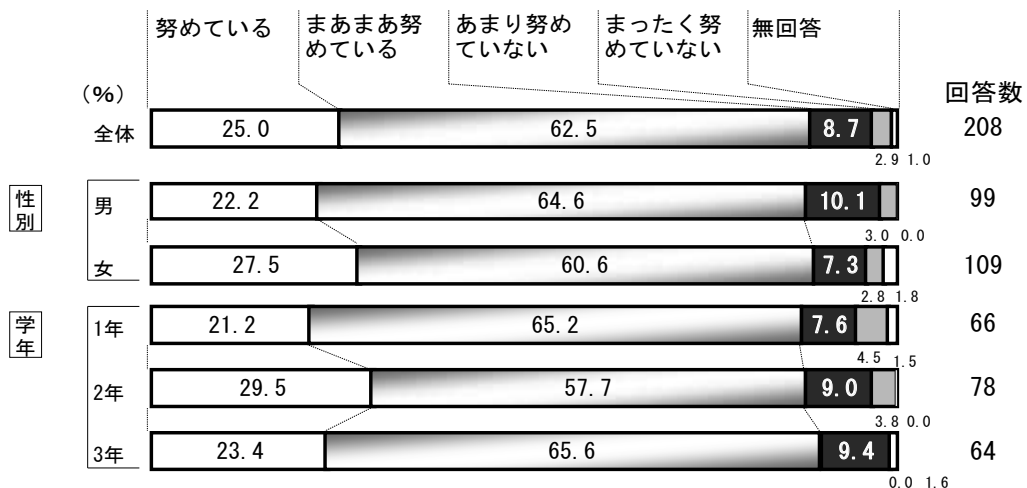


(4) 社会の中で責任と役割を果たすよう努めているか（対象：中学生・高校生）

あなたは、社会の一員として責任と役割を理解し、果たすよう努めていますか。

《中学生》

問40 社会の中で責任と役割を果たすよう努めているか



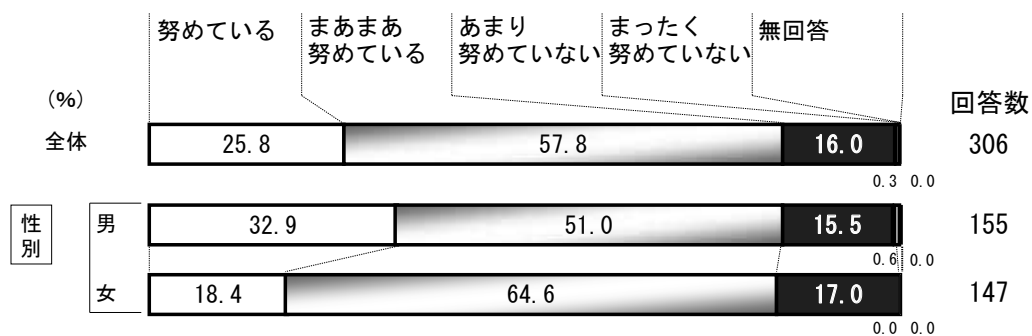
第2章 子育てと子育てをめぐる現状

4 日野市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要

Ⅳ－方針1) 家族や地域の人とのふれあいを促進

《高校生》

問35 社会での責任と役割を果たすよう努めているか

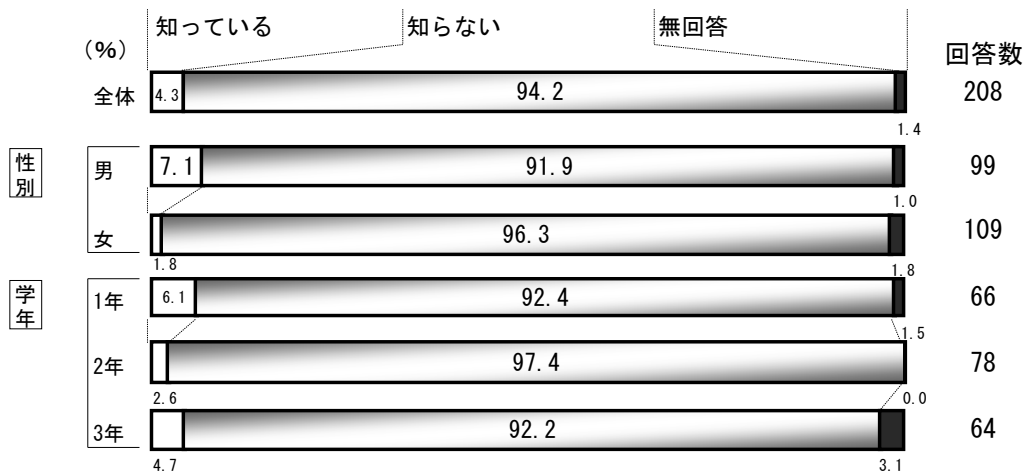


(5) 日野市子ども条例について（対象：中学生・高校生）

「日野市子ども条例」を知っていますか。

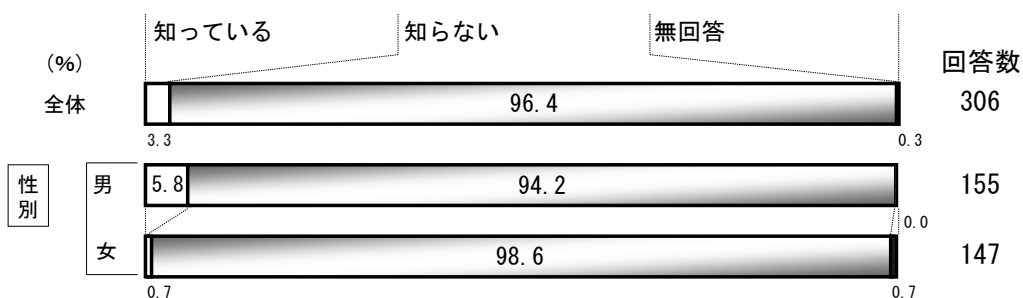
《中学生》

問36 日野市子ども条例を知っているか



《高校生》

問31 「日野市子ども条例」を知っているか



第3章

基本理念と基本目標

1 基本理念（あるべき姿についての基本的考え）

いかなる時代、どのような社会状況にあっても、子どもは社会の希望であり、未来をつくる力、社会の鏡です。その子どもたちがひとしく心身ともに健やかに育つためには、家庭・学校・地域社会などの存在がとても重要です。

子どもがより良い環境の中で育ち、親又は親に代わる保護者が安心して育てられる、みんなに優しく、笑顔があふれる、そんな「子育てしたいまち・しやすいまち日野」にしたいとの思いが込められています。

子どもが育ち・子どもと育つ 寄り添う地域・あふれる笑顔

乳児期におけるしっかりとした愛着形成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における自立意識や他者理解などの社会性の発達については、各ステージにおいて適切に関わることが重要です。子どもたちが自主性と意欲を育むための、自然体験などの遊び、学校を中心とした学び、食育による体の育成などの様々な施策を通して、子ども一人ひとりが発達段階に応じた支援を受けられるよう環境を整えていくことが重要です。

子育ち

大家族から核家族に変化している現代では、親など保護者が子どもに向き合う機会が増える一方で、自分が頑張らないといけないというプレッシャーを抱える場合も少なからず存在しています。子どもたちがひとしく心身ともに健やかに育つためには、親など保護者の存在がとても大切です。親など保護者が、様々な支援を受けながら実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していく環境を社会全体で支える仕組みが必要です。

親育ち

地域には、経験を重ねた人材、専門家、子どもが大好きな人など、様々な資源があふれています。しかし、地域のつながりが希薄化している現状では、社会参加のきっかけがつかめずに活用できない状況もあります。地域及び社会全体が子育て中の親など保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、親など保護者が子育てに不安や負担ではなく、喜びや生きがいを感じることができる地域づくりを目指します。

地域育ち

学童期から思春期にかけては、自分のことも客観的にとらえられるようになる一方、発達の個人差も顕著です。また、インターネットなどの普及により、人や物、自然に直接触れる体験活動の機会が減少しています。

そのような中、異年齢や多様な人との触れ合いや人権意識を学ぶ機会を設けることで、自他への思いやりの心や自己肯定感を育みます。

次世代育ち

2 基本目標（将来像）

2 基本目標（将来像）

I 子育ての豊かさと楽しさの発見

- 方針1) 多様なニーズを受け止められる子育て支援
- 方針2) 子育てを励ます人と場づくり
- 方針3) 周産期における医療・保健・福祉の支援体制づくり
- 方針4) ゆとりをもって子育てするための環境づくり
- 方針5) 様々な背景や課題を抱えた家庭への支援

II 一人ひとりが輝く主体的でたくましいひのっ子育て

- 方針1) 健やかな成長を支える遊び・学びの場づくり
- 方針2) 心と体の健やかな成長を支える

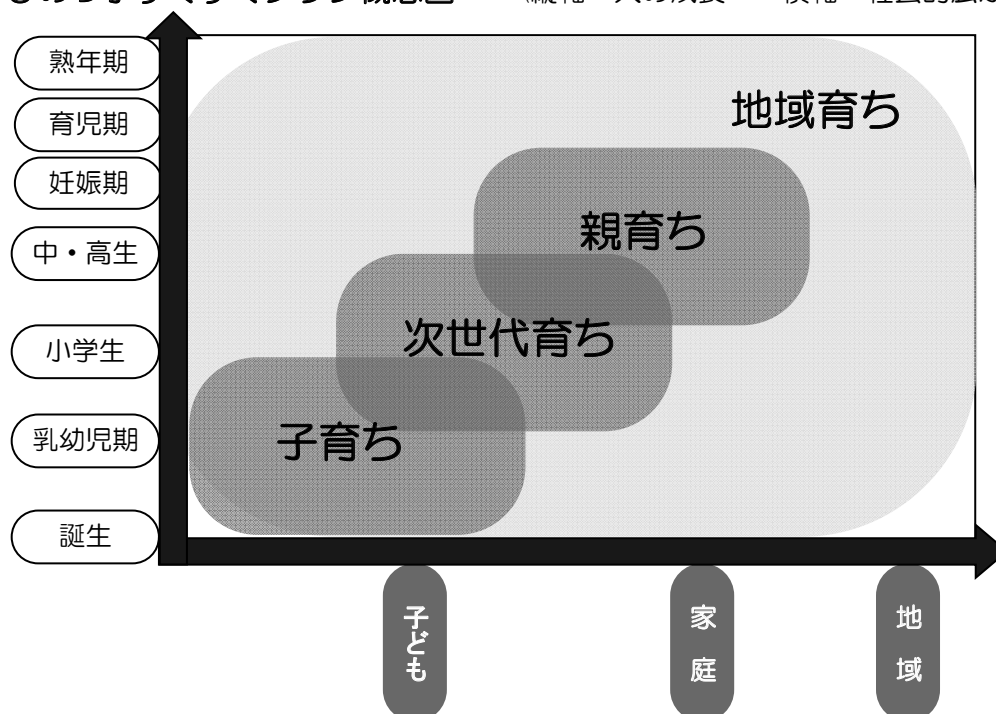
III 共に生き、互いに育てあうまち

- 方針1) 地域で子どもの成長を支える仕組みづくり
- 方針2) 安心して子育てができる安全なまちづくり

IV 命を慈しむ心を育て、次の世代の親を育てる

- 方針1) 家族や地域の人とのふれあいを促進

◆新！ひのっ子すくすくプラン概念図（縦軸：人の成長 横軸：社会的広がり）



3 子ども・子育て支援会議委員の主な意見

メインテーマ 「 子どもが主役 」

1) 委員からのキーワード

子

- ・子どもは社会の鏡
- ・子どもの権利を尊重
- ・自己肯定感、尊重心の形成
- ・夢や目標を持てる社会
- ・発達段階に応じた支援
- ・自分自身で切り拓く力の獲得
- ・主人公は子ども自身

親

- ・親の安心感や充実感
- ・完璧な親はいない
- ・家族に対し柔軟に寄り添った支援
- ・わが子に寄り添う子育て
- ・母親を孤立させない支援
- ・子どもを産み育てることに夢を持てる社会を創る
- ・子育ての基本は親

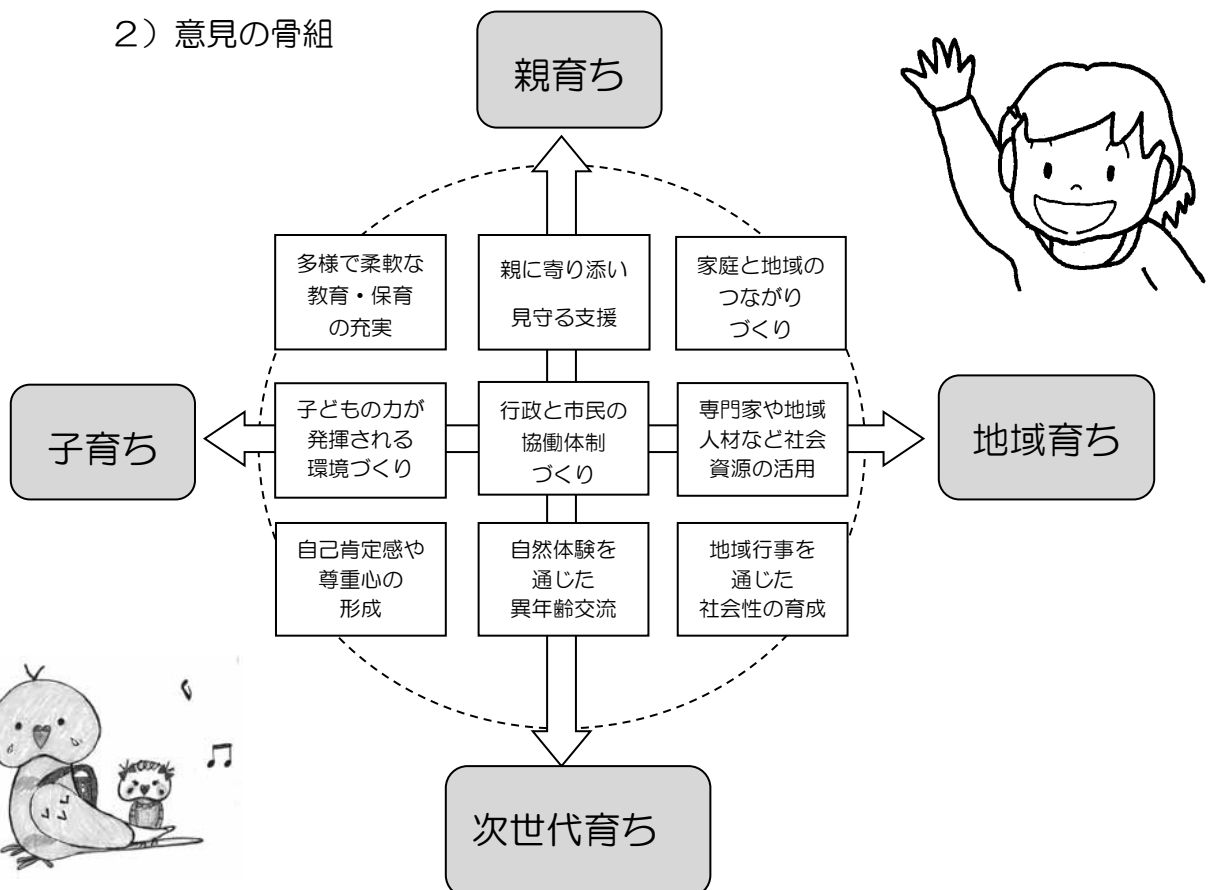
地域

- ・保護者への寄り添い
- ・保護者が地域に一步踏み出すきっかけづくりを担う人材の養成
- ・笑顔とあいさつが行き交う地域
- ・失われた人間関係を取り戻す

次世代

- ・様々な体験を通じた社会性の育成
- ・異年齢交流
- ・生命を慈しむ心

2) 意見の骨組



4 子ども・子育て支援法の基本理念・基本指針抜粋

4 子ども・子育て支援法の基本理念・基本指針抜粋

(参考) 子ども・子育て支援法の基本理念

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

(参考) 子ども・子育て支援法（基本指針）より抜粋

子ども・子育て支援の意義に関する事項

法は、「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことを目的としている。

子ども・子育て支援については、この法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが必要である。

～ 中 略 ～

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力である。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つである。

しかるに、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々がいる。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に、こうしたいいわゆる「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされている。

このような状況に鑑みれば、行政が、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要である。そうした取組を通じ、家庭を築き、子どもを産み育てるといった人々の希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければならない。

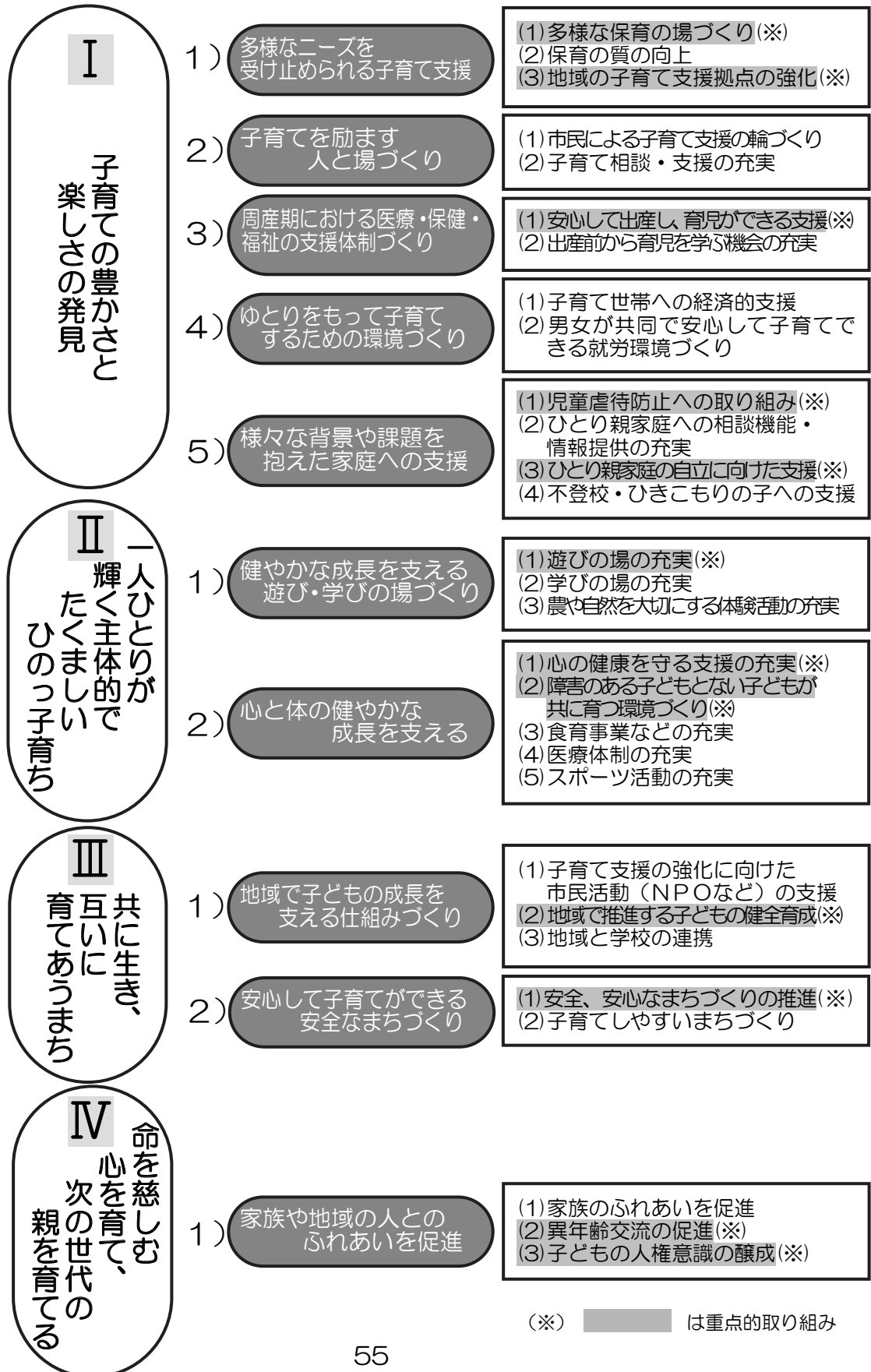
第4章

施策の体系と
重点的な取り組み

1 新！ひのっ子すくすくプランの体系

1 新！ひのっ子すくすくプランの体系（理念・基本目標（将来像）・方針・施策の方向）

子どもが育ち・子育て 親育ち 地域育ち 次世代育ち
子どもと育つ・寄り添う地域・あふれる笑顔



(※) は重点的な取り組み

第5章

個別施策の展開

Ⅰ 子育ての豊かさと楽しさの発見

方針1) 多様なニーズを受け止められる子育て支援

施策の方向(1) 多様な保育の場づくり

事業

- | | | |
|---------------------|---|------|
| ①保育園 | } | p.58 |
| ②認定こども園 | | |
| ③小規模保育 | | |
| ④家庭的保育(保育ママ) | } | p.59 |
| ⑤事業所内保育 | | |
| ⑥幼児園 | | |
| ⑦学童クラブ(放課後児童健全育成事業) | } | p.60 |
| ⑧市立幼稚園 | | |
| ⑨私立幼稚園 | | |
| ⑩延長保育 | } | p.61 |
| ⑪病児・病後児保育 | | |
| ⑫ファミリー・サポート・センター事業 | | |
| ⑬トワイライトステイ | } | p.61 |
| ⑭ショートステイ | | |
| ⑮一時保育 | | |
| ⑯休日保育 | } | |
| ⑰夜間保育 | | |

施策の方向(2) 保育の質の向上

事業

- | | | |
|--------------|---|------|
| ①第三者評価の実施 | } | p.62 |
| ②保育園の機能の充実 | | |
| ③保育士の研修・交流など | | |

施策の方向(3) 地域の子育て支援拠点の強化

事業

- | | | |
|--------------------|---|------|
| ①地域子ども家庭支援センター | } | p.63 |
| ②子育てひろば | | |
| ③児童館 | } | p.64 |
| ④放課後子ども教室「ひのっち」 | | |
| ⑤駅前ミニ子育て応援施設「モグモグ」 | } | p.65 |
| | | |

第5章 個別施策の展開

I－方針1)

(1) 多様な保育の場づくり



施策の方向（1）多様な保育の場づくり

様々なライフスタイルに応じて保育ニーズも多様化し、需要も高く推移しています。日野市では、待機児童の解消を目指して新たな保育所・分園の開設や定員増などに努めてきました。将来的には、子どもの人口減少が想定されていますが、社会状況の変化に伴う女性の就業率の上昇や転入者の増加などにより保育利用率は増加し続けています。

引き続き多様な実施主体の協力を得ながら、認定こども園、保育所などの開設や定員増に取り組むとともに、延長保育、ショートステイやトワイライトステイなどの一時預かり事業、病児・病後児保育事業などニーズ量を見極めながら、多様な保育ニーズに対応していきます。

加えて、小学生を育成する学童クラブにおいても、保育需要に比例して利用率が増加しています。学齢期の子どもの成長は、体格差や発達の個体差が大きいため、受入体制を整えるとともに、必要とする児童が利用できるよう、環境を整える必要があります。

働き続けることを希望する人が、仕事と出産・子育てを共に選択できる社会の実現に向けて、仕事と子育ての両立を支援するため、多様なニーズに対応する保育サービスや学齢期の放課後をしっかりと支えていきます。

事業	内容	方向性	担当課
① 保 育 園	■公立11園、私立25園、認証保育所8園で、保護者の労働又は疾病その他の理由で、家庭において必要な保育を受けることが困難な未就学児の保育を実施。	■ニーズ量調査の結果を踏まえ、民間活力や国・都の補助制度を活用して計画的に整備を進めていく。 ■計画については毎年度見直しを行い、保育需要の動向や市の財政状況のバランスを取りながら待機児童の解消を推進する。	保 育 課
② 認 定 こ ども 園	■保護者の就労状況等に関わらず、幼児期の学校教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設。 ■保護者の就労状況等に関わりなく、3～5歳の子どもが教育・保育を一緒に受けられるため保護者の多様なニーズに対応することができる。	■市内で認定こども園は「幼稚園型」の1園のみだが、幼保連携型認定こども園等の新たな枠組みの認定こども園についても、国・都の動向や私立幼稚園の意向等を見極めつつ開設を検討していく。	保 育 課
③ 小 規 模 保 育	■平成27年度から市町村の認可事業として開始された事業。 ■0～2歳児を対象とし、19人以下の少人数の単位で、家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育を行う。 ■3歳以降も保育を希望する場合の円滑な利用を図るための連携施設を設定し、就学前まで継続して保育が受けられるように保証していく。	■平成27年4月に2か所開設し、保育需要に対応していく。 ■今後の開設には、卒園後の受け皿となる連携施設の設定が課題になると考えられるため、日野市全体の保育需要の正確な把握に努め、あり方を検討する。	保 育 課

第5章 個別施策の展開
I－方針1)
(1) 多様な保育の場づくり

事業	内容	方向性	担当課
④ 家庭的保育 (保育ママ)	■家庭的な雰囲気のもと、0～2歳児の少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行う。 ■日野市では、保育士、教諭、助産師、保健師又は看護師のいずれかの資格を有する者を要件とし、良質な保育を提供している。	■現在の事業を継続していくが、今後の東京都の家庭的保育事業制度の動向や、子ども・子育て支援新制度の動向を見極めながら検討を行っていく。	保育課
⑤ 事業所内保育	■事業所その他の様々なスペースで、主に企業の従業員の子どもの預かる施設だが、一定割合の地域の子どもの受け入れることとし、一緒に保育を行う事業。	■市内事業所の意向や保護者のニーズ等を踏まえながら方向性を検討していく。	保育課
⑥ 幼稚園	■平成17年度から、市立あさひがおか保育園と市立第七幼稚園が共通のカリキュラムにより遊び・生活する活動を行っている。 ■同じ地域に住む子どもたちが保護者の就労に左右されず、共通の理念で共に育つことを目指して開設された。	■幼稚園事業を継続し、保護者との交流・行事等を通して地域とのつながりを深めながら充実を図っていく。	保育課
⑦ 学童クラブ (放課後児童健全育成事業)	■就労等の事由により、放課後等の時間、家庭に保護者(養育者)がいない児童を預かり、育成する事業。 ■対象：小学校1～3年生 (ただし、障害児は4年生まで)。 ■事業概要 ①施設数(平成27年3月時点) 36か所(1施設内に2か所の学童クラブを設置している場合を含む)。 ②育成日 月曜日から土曜日まで(祝祭日・年末年始を除く) 通年利用コースと三季休業利用コースの選択制(平成27年度より) ③育成時間(平成26年度現在) ・通常 下校時～18時30分 ※17時45分以降の利用は事前申込みと別途費用が必要。 ・学校休業日 8時30分～17時45分 ※土曜日、三季休業期間等。	■学童クラブの利用児童数は近年増加傾向にあり、平成26年4月1日現在の登録児童数は1,687人となり、対象児童人口の約37%が登録されている。働く女性の増加等により、今後も学童クラブを必要とする児童は増えていく。引き続き、子どもの発達や成長、自立の状況に応じて、学童クラブを必要とする児童をできる限り受け入れていく。 ■子どもたちの放課後の居場所として、児童館、学童クラブ、ひのちの3つでしっかりと支えることができるよう、各事業との連携を図っていく。 ■運営形態については、安全性・安定性・利用者の利便性及びコストの観点から、民間活力の導入も含め、幅広い視点から検討を行い、子育て支援を充実する。 ■利用者ニーズの高い育成時間の拡大について、検討を進める。	子育て課



第5章 個別施策の展開

I－方針1)

(1) 多様な保育の場づくり

事業	内容	方向性	担当課
⑧ 市立幼稚園	■生きる力の基礎を培う幼児教育、幼保小連携教育、特別支援教育を柱として就学前教育に取り組み、子供の健やかな成長を育む事業。 ■対象：4歳児・5歳児 ■事業概要 ①施設数（平成27年3月時点）5園 ②保育時間 月～金 9時～14時 （水曜日は11時半まで）	■幼稚園公開や職員の研修を通じて他の幼児機関と連携を図っていく。 ■平成28年度末に幼稚園統合による第三幼稚園の廃園を予定している。さらなる幼稚園の適正配置については第三幼稚園の廃園による影響を考慮しながら引き続き検討していく。	学 校 課
⑨ 私立幼稚園	■市内に10園が設置されており、2,000人以上の児童が在籍している。 ■市内の幼児教育の主軸であり、夕刻までの預かり保育、送迎サービス、給食の提供などを実施する園が増えている。	■預かり保育などの保育を補完する事業について継続し、多様なニーズに应运っていく。 ■平成27年度から子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園については幼稚園の意向を踏まえながら、国・都の動向を注視していく必要がある。	保 育 課
⑩ 延長保育	■保育園の基本の開所時間は11時間だが、就労形態の多様化、長時間の通勤等に対応するため日野市内の保育園全園で1～2時間の延長保育を実施している。	■現在の事業を引き続き継続し、保護者のニーズに应运っていく。	保 育 課
⑪ 病児・病後児保育	■保護者が仕事や冠婚葬祭などの理由により、病氣中や病氣の回復期にある0歳から小学校3年生までの子どもで家庭での保育が困難な場合に、一時的に保育をする施設。	■平成27年4月に病児保育室を1か所開設し、病児・病後児保育室1か所、病児保育室1か所、病後児保育室1か所の合計3か所で実施していく。 ■今後の開設については、利用率等を考慮して検討する。	保 育 課
⑫ ファミリー・サポート・センター事業	■手助けが必要な方（依頼会員）と手助けができる方（提供会員）を登録（無料）して組織化し、様々な援助活動で助け合う有償ボランティア活動。 ■主な活動：「保育援助」「妊産婦援助」「家事援助」「高齢者援助」 ■会員の状況（平成25年度） ①保育援助 提供会員 630名、依頼会員 6,044名 両方会員 150名 ②妊産婦・家事・高齢者援助 提供会員 554名、依頼会員 4,638名 両方会員 115名	■事業のさらなる周知により市民の相互援助活動に関わる会員を増やすとともに、ニーズの多様化等に対応するため、提供会員の資質の向上と対応力強化に努める。	子 ども 家庭支援 センター



(1) 多様な保育の場づくり (2) 保育の質の向上

事業	内容	方向性	担当課
⑬ トワイライトステイ	■家族の入院、残業等で保護者の帰宅が夜間にわたり、一時的に子どもの保育ができない場合に夕方から夜まで預かる事業。 ■事業概要 場所：多摩平の森ふれあい館2階 時間等：18時～22時 月～土 ※日曜・祝日・年末年始は未実施。 対象：1歳～小学校3年生まで。	■この事業の利用の主な理由は保護者の就労や傷病等であり、共働き家庭の増加に伴い、夕方から夜にかけての一時預かりは今後も利用ニーズが見込まれる。現体制を維持、継続実施し、積極的に周知を行っていく。	子ども家庭支援センター
⑭ ショートステイ	■家庭における子どもの養育が様々な事情で困難となった場合に、宿泊を伴って一時的に子どもを預かる事業。 ■事業概要 対象：2歳～小学校6年生まで。 利用日数制限：1利用につき7日間まで。	■子どもの養育が一時的に困難となり、宿泊を伴う一時預かりが必要な世帯は多く存在する。必要とする方が利用しやすい事業となるよう、利用者からの意見、要望を聞き取ると共に、積極的に周知も行っていく。	子ども家庭支援センター
⑮ 一時保育	■育児疲れ、通院、出産等の理由により、乳幼児を一時的・緊急的に預かる事業。 ■事業概要 対象児童：生後3か月～就学前まで。 利用時間：0歳児 月・火・木・金 9時～16時30分 1歳～就学前まで 月～土 (民間保育園は月～金) 8時30分～17時 (超過保育あり) ※祝日・年末年始は未実施。	■就労形態の多様化やリフレッシュ等により、一時保育の利用は、今後も多く見込まれる。平成26年度より減免制度を導入し、より利用しやすい事業とした。0歳児専用の施設を含め、現在市内7か所で実施し、利用ニーズを充足する定員数は確保しているが、今後も現状維持、継続実施し、積極的に周知を行っていく。	子ども家庭支援センター
⑯ 休日保育	■認可保育園の休園日である、日曜日・祝日・年末(12/29・30)にも就労等により保育が必要な家庭のための事業。	■市内1か所の実施でニーズ量は確保できているため、今後も継続して実施する。	保育課
⑰ 夜間保育	■保護者が仕事などの理由で夜間に家庭での保育ができない場合に保育を実施する事業。	■延長保育及びトワイライトステイにより需要を満たしているため実施しない。	保育課

 施策の方向(2) 保育の質の向上

諸外国の研究結果によると、子どもと保育者の人数比率やグループ規模、保育者の専門性は、子どもの健やかな発達と密接に関わっており、保育の質を構成する重要な要素と言えます。今後、保育の質を確保するためには、法令などで示されている基準に従うとともに、保育士資格者を確保することが必要となっています。また、保育需要の拡大に伴い問題となっている保育士不足への対応としても、労働条件や待遇の改善などにより人材確保に努めることも必要です。

保育の量的な拡充や多様なサービスの充実を図る中で、運営主体も公的なものから民間へと移行しています。そうした中で、保育の質を維持し、さらには向上を図っていくためには、福祉サービス第三者評価制度など、チェック機能も充実していく必要があります。

第5章 個別施策の展開

I－方針1)

(2) 保育の質の向上

事業	内容	方向性	担当課
① 第三者評価の実施	■事業者のサービスの質の向上と、利用者のサービス選択の参考とするため、公正・中立的な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場からサービスの質を評価するもの。 ■原則として3年に1回以上評価を行うことが求められている。 ■継続して実施することで、事業所の最新の情報を利用者に提供することや、絶えずサービスの質の向上を図っていくことができる。	■民間保育園等においては、福祉サービス第三者評価の定期的な受審が定着の傾向にあるため、引き続き実施し、保育の質を向上させるよう求めている。	保 育 課
② 保育園の機能の充実	■日野市全体の保育園の機能を地域で活用するために、園庭や行事を地域に開放、また、講座や体験保育、保育園児以外の育児相談等の地域における子育て支援も重視していく。	■各保育園が特色ある活動を通して保育の充実を図ると共に食育・自然観察、身体づくり、日本伝統・伝承遊びなどに取り組み、地域の子育て支援事業を行う。	保 育 課
③ 保育士の研修・交流など	■保育士の研修については、市主催の全体研修、東京都主催研修、保育園内研修及び外部研修受講などを行っている。 ■全体研修は公立保育園・民間保育園・認証保育所の職員を対象としており交流を図っている。	■民間保育園と公立保育園の交流事業を通じて「子育てしたいまち、しやすいまち日野」を目指す。 ■保育の向上を図るために、研修、子ども・職員の相互交流、地域のネットワークづくりの3本を柱に事業を進める。	保 育 課





施策の方向（3）地域の子育て支援拠点の強化

在宅で子育てをする家庭に寄り添う子ども家庭支援センターや児童館などの子育て支援拠点施設では、子育て中の親など保護者が孤立することのないよう、コーディネート機能、相談機能、サポート機能を拡充し、悩みなどが気軽に相談でき、ストレスや不安が解消できる場として充実を図ります。同時に、東京都が実施している「赤ちゃん・ふらっと事業」のように、乳幼児と保護者が安心して利用するための環境整備として、授乳室やおむつ替えなどができるスペースを確保し、利用者にわかりやすく表示する取り組みも必要です。

その結果として、利用者間において自然に結びつきが生まれ、子育て仲間の輪が広がっていくことで、笑顔があふれる地域の姿を目指します。

事業	内容	方向性	担当課
① 地域子ども家庭支援センター	■多摩平、万願寺の2か所の地域子ども家庭支援センターとして、地域の子育て拠点及び子育てひろばの運営、相談事業、各種子育て啓発事業、地域の子育てサークルの支援を行う。	■子ども家庭支援センター直営の子育てひろばとして、市内22か所の子育てひろばの基幹的役割を担っていく。それぞれの地域の子育てひろばの見本となるような子育てひろば事業、相談事業、子育て啓発事業を積極的に実施していく。 ■解決困難な相談、専門的な知識を必要とする相談は、子ども家庭支援センター（高幡本部）との連携を図り、個別対応につなげていく。 ■保護者の自主的な地域の組織化の啓発として、子育てサークルの立上げや活動の支援を積極的に行っていく。	子ども家庭支援センター
② 子育てひろば	■乳幼児と保護者が気軽に集い、語り合い、交流できる場を提供し、地域で子育てを支えあう関係づくりと相談体制を充実させ、親子が安全に安心して過ごせる場を提供する事業。 ■地域の子育て支援拠点施設として、市内に22か所設置。（平成27年3月現在）	■親子の居場所としての機能を大切にしながら、虐待予防、養育相談の最前線としての機能も担っていく。	子ども家庭支援センター

第5章 個別施策の展開

I－方針1)

(3) 地域の子育て支援拠点の強化

事業	内容	方向性	担当課
③ 児童館	■地域の子どもたち(0歳から18歳未満)の遊びや活動の援助と、地域の子育て支援、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とした施設。 ■子どもたちにとって身近で安心安全な居場所、遊び場であると共に、親など保護者の子育てに関する不安の解消や子育て力向上を目的とする事業を実施するなど、地域の子育て・子育て支援の活動拠点である。 ■事業概要※平成26年度時点 ①施設数 合計10館(内指定管理2カ所) 基幹型 3館 地域型 7館 ②開館日 月～土 (日曜、国民の祝日、年末年始は休館) ※たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぶらなっとは火曜日から日曜日(月曜、国民の祝日、年末年始は休館) ③開館時間 9時30分～18時 ※たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぶらなっとは9時30分～19時 ④利用対象者 市内の18歳未満の児童、及びその保護者	■児童館は、子ども・子育て支援新制度の枠組みには規定されていないが、これまで以上にその果たす役割が重要となる。 ■学童クラブ、ひのっちとともに、小学生の放課後を支えていく。 ■子どもや子育て支援に関する幅広い情報を集約し、分かりやすい情報発信を行う利用者支援の充実を進める。 ■事業の充実を図り、生まれる前から大人まで対象とした、地域の子育て・子育て支援の活動拠点としての機能強化を進める。 ■基幹型児童館は、地域の子育て・子育て支援の中核を担う総合施設として位置づける。 ■地域型児童館は、第4次行財政改革大綱を踏まえ、指定管理者制度への移行等の検討を進めながら、より身近な児童館として、子育て・子育ての支援を充実させる。	子育て課
④ 放課後子ども教室「ひのっち」	■地域の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを提供していくことを目的として、放課後の子どもたちの安全で安心な居場所を提供する事業。 ■放課後、学校内の教室・校庭・体育館などに安全管理員(ひのっちパートナー)を配置し、安全な遊び場環境を提供する。さらに、学習アドバイザーによる学習プログラムを行っている。 ■地域の人材であるひのっちパートナー、学習アドバイザーの協力を得ながら、子どもたちの「仲間づくり」の場として、また、地域の高齢者と子育て世代が関わり、「三世代で取り組む子育て」「人と人が支えあう輪づくり」の場となっている。 ■開始年月 平成19年6月	■平成26年2月に実施した「ひのっちニーズ調査」の結果を踏まえ、保護者ニーズの最も高かった夏休み開催を平成27年度より4校にて試行。 ■その上で、長期休業期間中の開催実施及び学校数などについても検証を行っていく。 ■さらに地域の方々の協力を得やすくするための短時間ボランティア制度のアシストパートナー制度の確立を図っていく。	子育て課

事業	内容	方向性	担当課
⑤ 駅前ミニ子育て 応援施設 「モグモグ」	■市民ワーキンググループによるカフェ方式の子育てひろばの提案を市が具体化した事業で、学童クラブ終了後の夜間の児童育成を加えて平成19年度から行っている。 ■子育てひろば事業 ①内容：飲食物を有料で提供し各種イベントを実施する等、乳幼児とその保護者が気軽に集える子育てカフェの運営を行っている。 ②開設日 月～金、第3土曜日 ③開設時間 10時～16時 ランチタイム 11時30分～13時 ■児童育成事業 ①内容：通常の学童クラブ終了後、児童育成を行うことで、共働き家庭に安心・安全な子どもの居場所を提供する。夕食も提供し、食生活のリズムの確立、食育へのきっかけ作りとなっていく。 ②開設日 月～土（祝祭日を除く） ③開設時間 17時45分～21時	■昼間の子育てカフェは、手軽に軽食等を楽しみながら乳幼児親子がくつろげる子育てひろばであり、子育て中の母親を孤立させないよう乳幼児親子が集える場、子育ての悩みを相談できる場として、今後も運営を継続する。 ■夜間の児童育成は、学童クラブの育成時間拡大を検討する中で、今後の方向性を検討する。	子育て課



方針2) 子育てを励ます人と場づくり

施策の方向(1) 市民による子育て支援の輪づくり

事業

- ①市民参加での居場所づくり
- ②子育てサークルへの支援
- ③子育てパートナー事業
- ④さんぽぽひろば事業

p.67

p.68

施策の方向(2) 子育て相談・支援の充実

事業

- ①乳幼児健康相談事業
- ②乳幼児歯科相談事業など
- ③相談支援事業
- ④子どもと家庭の総合相談
- ⑤育児支援家庭訪問事業
- ⑥利用者支援事業

p.68

p.69



施策の方向（1）市民による子育て支援の輪づくり

少子化や核家族化の進行、地域の人間関係が希薄化している中、子育ての悩みを打ち明ける相談相手が身近に少なく、子育てに不安を抱える親など保護者が増加しています。

親など保護者にとって、より身近な地域の中で子育てを励まし、支えあう人間関係を構築する場づくりがよりいっそう必要になっています。親など保護者が安心して地域で子育てをするためには、同じ趣味を持つ仲間が集うことや、子どもの年齢が近い同士での話など、悩みや思い、時には感動を共有することが有効な手段となります。

さらに、親など保護者の子育てをバックアップするためには、行政、NPO法人、子育て経験者や専門家、地域の高齢者など、様々な機関や人材が連携・協力していくことが不可欠となります。

事業	内容	方向性	担当課
① 市民参加での居場所づくり	■市民の参加による「子育てパートナー事業」は、万願寺交流センターや南平(出張ひろば)等様々なかたちでの居場所づくりを行っている。 ■市民参加により作成されたひのっ子すくすくプラン(前期・後期)および市民の森ふれあいホール利活用指針・管理運営指針に基づき、子どもの居場所づくり、遊びを通じた育ちと体験の場づくりとして「共に生き互いに育てあうまちの実現」に向け、ふれあいホールと仲田公園(自然体験広場)を一体的な活用を行うことを目的とする。 ■【集会室1-2の活用】 (平成25年度実績) 登録団体数 24 団体 利用日数 241 日 利用者団体 536 団体(延べ) ■【集会室1-2・仲田の森蚕糸公園の活用】(平成25年度実績) 「なかだの森であそぼう!」の開催 開催:60回 参加:6,802人(延べ)	■市民が、子育て支援に積極的に関わられるよう人材の育成、確保を行い、居場所づくりを継続していく。 ■第5次日野市基本構想・基本計画(2020プラン)では、「心ふれあうコミュニティづくり」として「市民間の交流の促進」を施策の展開に位置づけ、「市民の森ふれあいホールの利活用を促進し、市民交流の活性化に努める」等に鑑み、引き続き市民交流の活性化を図る。 ■子どもを中心に捉え、市民・地域・まち全体が活性化するための拠点に位置づける。 ■緑と清流課と連携して、仲田の森蚕糸公園の活用を検討していく。	子ども家庭支援センター・子育て課
② 子育てサークルへの支援	■子どもとその保護者が定期的に集まって、一緒に遊びながら友達づくりをしたり、情報交換をしたり、悩みを相談しながら「子育てを共にしていこう」とする地域の自主的な子育てサークル活動を支援していく事業。	■子育てサークルや子育て支援グループの活動を継続的に支援していく中で、情報交換の場や交流の場を設定していく。 ■子育てサークルが必要と思われる地域に子育てサークル立上げの支援を行っていく。	子ども家庭支援センター

第5章 個別施策の展開

I－方針2)

(1) 市民による子育て支援の輪づくり (2) 子育て相談・支援の充実

事業	内容	方向性	担当課
③ 子育てパートナー事業	■子育て支援者や協力者の人材育成と市内子育て関連施設でのボランティア活動等の人材育成のため、子育て支援者の養成講座を実施する。	■子育て支援者養成講座の継続と充実が、市内の子育て支援に係る人材の量と質の確保や子育てひろば等でのボランティア活動の登用につながるよう進めていく。	子ども家庭支援センター
④ さんぽっぼひろば事業	■自然に囲まれた環境の中で子育て支援を行う事業。 ■3歳児を対象とした幼児教室や子育て支援啓発事業等を市民の手により実施することで、地域の子育て支援を行う。	■集団体験の場として、3歳児を対象とした幼児教室や子育て支援啓発事業等を市民の手により実施し、市内南部地域の子育て支援の拠点として継続実施していく。	子ども家庭支援センター



施策の方向(2) 子育て相談・支援の充実

核家族化や都市化の進行の中で、家庭や地域における人間関係の希薄化や個人の価値観の多様化など様々な要因が複雑に絡み合い、複合的に生じていることが多くなっています。

多様なニーズに応えるため、様々な子育て相談や支援が行われていますが、逆に、複雑化してしまう傾向もあります。保護者として、「相談したいことや不安なことがあっても、どこに、どうやって聞いたらいいのかわからない・・・」という声もあがっています。

これからの子育て相談・支援については、わかりやすく、気軽に相談できる環境整備と同時に、相談内容の複雑・深刻化への対応として、より高度で専門的な環境整備が求められています。

事業	内容	方向性	担当課
① 乳幼児健康相談事業	■「育児全般に関する気がかり」や「子育てをめぐる母親自身の不安や悩み」を抱えながら育児をしている保護者に対して相談支援を行い、適切な方法で保護者自身や家族の健康の維持・増進につなげていく。	■育児中の保護者を対象としているが、妊婦が産院以外で気軽に相談できる場が少ないため、今後妊婦にも対象を広げるとともに、子育て中の者同士や子育て経験者との顔の見えるつながりの場ともなるため、今後も継続していく。	健康課
② 乳幼児歯科相談事業など	■日野市歯科医会の協力のもと、乳幼児歯科相談、1歳6カ月児歯科健康診査、3歳児歯科健康診査等を実施。 ■私立の幼稚園・保育園の保護者や職員を対象に歯科医師によるむし歯予防講習会を実施。	■健診時の判断により、個別の対応が望ましい児童に対しては、個別相談等にて支援を行う。 ■乳幼児のむし歯予防のため、地域の幼稚園、保育園、子ども家庭支援センター等の関係機関との連携をより強化する。	健康課

第5章 個別施策の展開
I－方針2)
(2) 子育て相談・支援の充実

事業	内容	方向性	担当課
③ 相談支援事業	■日野市発達・教育支援センター（エール）にて、0歳から18歳までの、発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子ども、子どもの育ちについて不安のある保護者、関係機関からの相談を実施。一般相談、発達相談、教育相談、就学入級転学相談、医療相談等を実施。	■0歳から18歳まで、切れ目のない相談支援体制を確立していく。	発達支援課
④ 子どもと家庭の総合相談	■子ども家庭支援センターにて、子どもと家庭に関する相談を受ける事業で、児童虐待、障害、非行、育成等様々な相談を受けている。また、市内22か所ある子育てひろばの相談事業の統括の役割を担う。 ■個人だけでなく、学校、保育園、幼稚園等の子育て関連機関からの相談も受け、個別対応をする中で、必要に応じて要保護児童対策地域協議会のネットワークを生かした対応を行い、子ども家庭支援ワーカーが調整役として対応をしていく。	■子育て相談が増え続けている中、妊産婦、0歳から18歳までの子どもと家庭の問題に関する総合相談窓口としての機能を充実させていく。 ■個人だけでなく、他の子育て関連機関で解決困難な相談にも積極的に対応していく。困難なケースについては、要保護児童対策地域協議会の枠組みの中で、子ども家庭支援ワーカーが、各関連機関と連携し、関係機関間の調整役としての機能を強化していく。 ■児童虐待相談及び心理相談等専門的な相談の対応も強化していく。	子ども家庭支援センター
⑤ 育児支援家庭訪問事業	■養育に不安を抱え、特別な支援が必要な家庭に「育児技術訪問指導員」または「家事育児支援ヘルパー」を派遣し、子育ての孤立化を緩和し、子育てに自信を持ち、要支援家庭が安定した児童の養育を行えるよう支援していく。	■訪問支援について、さらなる充実を図っていく。また、潜在的に支援を必要としている家庭について把握し、支援の漏れがないようすくいあげる体制づくりを進めていく。	子ども家庭支援センター
⑥ 利用者支援事業	■子ども及びその保護者が様々な子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用等できるよう、身近な場所で情報提供や相談、援助を行う事業。	■子育て情報サイトをはじめとする利用者支援情報収集、集約及び提供体制の拡充を図る。 ■市役所あるいは市内の子育て支援関連施設において、相談者のニーズにあった市内の子育て情報を提供し、個別に相談や援助をしていく。	子ども家庭支援センター





方針3) 周産期における医療・保健・福祉の支援体制づくり

施策の方向(1) 安心して出産し、育児ができる支援

事業

- | | | |
|-------------------|---|------|
| ①妊婦訪問指導 | } | p.71 |
| ②妊婦健康診査 | | |
| ③乳児家庭全戸訪問(赤ちゃん訪問) | | |
| ④産前産後ケア | | |
| ⑤乳幼児健康診査 | } | p.72 |
| ⑥乳幼児発達・経過観察健康診査 | | |
| ⑦保育園での妊婦受け入れ | | |
| ⑧周産期ネットワーク体制の充実 | } | p.73 |
| ⑨親の子育て力向上支援講座 | | |

施策の方向(2) 出産前から育児を学ぶ機会の充実

事業

- | | | |
|-----------------|---|------|
| ①ママパピクラス | } | p.73 |
| ②妊産婦とその家族への食育推進 | | |
| ③母子健康手帳の交付 | } | p.74 |
| ④子育て情報の発信 | | |



施策の方向（1）安心して出産し、育児ができる支援

妊娠中や出産時期の母親の心身の健康状態は、その後に続く子育てにも大きく影響することから、妊娠中から母親自身の健康への意識を高めるとともに、出産後の母体の回復促進やストレス、うつ病へのケアなど、必要に応じて心身両面から適切に支援していくことが重要です。とりわけ、出産後の支援が必要と懸念される妊産婦については、関係機関が密接に連携しながら、妊婦から出産を通じて継続的に支援していく必要があります。また、深刻な問題になっている子どもの虐待や思春期における問題行動などは、子育て不安や親子の心の問題に起因するところが多いと考えられ、妊娠中から子育てに関する情報提供や妊婦相互の交流機会を充実するなど、子育てへの準備を支援していくことも重要です。

事業	内容	方向性	担当課
① 妊婦訪問指導	■母子健康手帳申請時にアンケートを記入してもらい、支援を必要とする妊婦を抽出後、地区担当保健師により電話・面接・訪問等により支援を行う。	■妊婦早期支援介入として継続していく。	健康課
② 妊婦健康診査	■妊娠の届け出をされた方に、都内医療機関で利用できる妊婦健康診査受診票（14回分）及び妊婦超音波検査受診票を交付する。妊婦健康診査の際に使用することで、項目に応じ上限額まで公費負担をする。 ■受診票を使用できない助産所・都外医療機関での受診については、申請に基づき助成金を交付している。	■母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦健康診査を継続実施していく。	健康課
③ 乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問）	■出産した全ての子どもの家庭に、助産師・保健師が訪問し、赤ちゃんの発育、育児全般のこと、お母さんの体のことなど保健相談を実施していく。	■出産した全ての子どもの家庭に、助産師・保健師が、生後28日以内に訪問等し、赤ちゃんの発育、育児全般のこと、お母さんの体のことなど保健相談を実施していく。	健康課
④ 産前産後ケア	■親族等の支援が受けられない産前産後の妊産婦がいる家庭に対し、家事育児支援ヘルパーを派遣し、安心して母子関係を築けるように支援をする事業。	■産前産後の妊産婦は精神的にも身体的にも不安定になり、安心して母子関係を築くための支援が必要である。親族等の支援が受けられない家庭に対し、産前産後に特化したヘルパー派遣の支援を行うっていく。	子ども家庭支援センター

第5章 個別施策の展開

I－方針3)

(1) 安心して出産し、育児ができる支援

事業	内容	方向性	担当課
⑤ 乳幼児健康 診査	■ 3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を集団健診で実施。 ■ 上記3つの健診対象者に対して、未受診の場合、受診勧奨ハガキ送付や地区担当保健師の個別訪問等で、家庭及び乳幼児の状況を把握し、子育て相談や育児支援を目的にきめ細やかに展開している。 ■ 上記の未受診フォローを実施しても未受診であった場合には全件数について子ども家庭支援センターへ報告し、居所不明児のシステムと連動させている。	■ 未受診把握率の更なる向上と受診率向上を目指す。 ■ 未受診者への受診勧奨のための個別支援を実施。また未把握児については子ども家庭支援センターへ報告し、居所不明児のシステムと連動させることにより更なる受診率の向上ときめ細やかな育児支援を目指す。	健康課
⑥ 乳幼児発達・ 経過観察健康 診査	■ 発達健診 一般健診の結果、主に運動発達遅滞等が疑われる乳幼児に対して、小児神経学的立場から、発達に重点をおいた相談を行い、障害の早期発見を図るとともに、適切なフォローを行い保護者の心理的・物理的負担を取り除くことを目的に実施している。 ■ 経過観察健診 一般健診の結果、要経過観察とされた者について、次の2点を目的に実施している。 ① 定期的な健診を通し、健全な育成を期するとともに、異常の早期発見に努める。 ② 精密検査を要するほどではない問題点について、直ちに医療機関を受診させるのではなく、身近な市町村で経過観察を行うことで、保護者に心理的・物理的負担をかけずに適切なフォローを行う。	■ 発達健診 身近で相談できる場として継続していく。 ■ 経過観察健診 市町村という身近で保護者に負担の少ない場で、乳幼児の成長を経過的に確認、相談できる場として継続する。	健康課
⑦ 保育園での 妊婦受け入れ	■ 初妊婦に対し、保育園が子育て経験の機会を提供し、子育てへの期待・希望が持てるようにするため、公立保育園4園で、初妊婦の保育体験受け入れを行っている。 ■ 0歳児と遊んだりおむつ交換や食事の様子を見学する等に加え、子育て相談に応じている。	■ 今後も継続し、保育園の特性を活かして、気軽に子育て相談ができる場となり、地域との結びつきが深まるよう積極的に取り組んでいく。	保育課
⑧ 周産期 ネットワーク 体制の充実	■ 地域で母親が安心して出産、育児が営めることを目的とし、市内産科医、助産院を対象とし、「育児サポート連絡票」の有効活用により、要支援家庭への、早期介入、切れ目のない支援を実施していく。	■ 周産期ネットワークとして、医療機関等との連携の更なる強化を図るため、毎年医療機関等への訪問を実施。今後も更なる連携を図っていく。	健康課

(1) 安心して出産し、育児ができる支援 (2) 出産前から育児を学ぶ機会の充実

事業	内容	方向性	担当課
⑨ 親の子育て力向上支援講座	■参加型の講習会(※NP、※ACT、ベビーマッサージ)等を実施し、子どもを持つ親自身の“子育て力”の向上を目的とする事業。 ■具体的には、養育に関すること、子どもとの関わり方、地域との関わり方や行政サービスの利用方法等、子育てに関わる総合的な力を養うための事業。	■子育て力を向上することにより、親としての自信や、子育てへの自信、子どもとの良好な関係の構築、また地域とのつながりによる社会からの孤立化の防止等を図っていく。	子ども家庭支援センター

※NP (Nobody's Perfect)

カナダ発祥の「親学習プログラム」で、グループで話し合う中で自分に合った子育ての仕方を学ぶプログラム。

※ACT (Adult and Children Together Against Violence)

アメリカ心理学会が開発した、暴力・虐待防止を目的に親自身の感情に着目することをテーマにした子育て支援プログラム。

施策の方向 (2) 出産前から育児を学ぶ機会の充実

核家族化など世帯規模が縮小し、地域のつながりが希薄化する中で、子育てのノウハウを経験者から次代の親へと伝えることが困難になり、子育てに何らかの不安感や負担感を抱く保護者が増えています。

妊娠中や出産時期の子どもと母親の健康を守ることは、生涯を通じた健康の基盤となり、健やかな子育ての出発点ともなります。また、出産年齢の上昇などにより、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にある一方で、健康診査を受診しない妊婦も少なからずいます。妊婦の健康管理を充実していく必要があります。

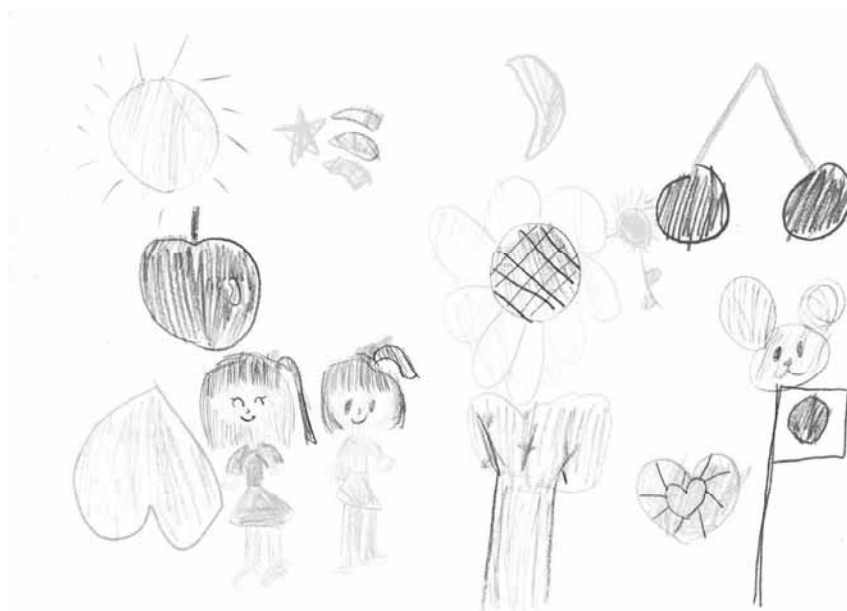
事業	内容	方向性	担当課
① ママパパクラス	■安心して妊娠、出産を迎えられるように、ママとパパを対象に妊娠・出産・育児についての教室を開催。地域での子育て仲間をつくることを重点に置いた内容。 ■平日保健コース、栄養コース、歯科コース、休日沐浴コース、休日保健コースを実施。 ■入浴コースでは、赤ちゃんの泣きの理解と対処法のDVDを取り入れたり、パパ同士の交流時間を設ける等、父親教育にも重点を置いている。	■安心して妊娠・出産を迎え、日野市で楽しく育児ができるよう継続していく。	健康課
② 妊産婦とその家族への食育推進	■ママパパクラス(両親学級)の参加者を対象とし、より良い食生活についての意識と理解を促し、実践ができるよう、「栄養コース」を実施。 ■妊産婦とその家族を対象に、わかりやすい栄養相談などを行う。	■食生活や健康に対する意識の高い妊産婦とその家族に向けて働きかけることで、生涯の健康づくりのきっかけとなるよう、継続していく。	健康課

第5章 個別施策の展開

I－方針3)

(2) 出産前から育児を学ぶ機会の充実

事業	内容	方向性	担当課
③ 母子健康手帳の交付	■妊娠の届出をされた方に、母子健康手帳を交付する。出産前後の相談等を気軽に受けられるよう、健康課窓口、各児童館、子ども家庭支援センター（高幡）、市役所市民窓口課、七生支所、豊田駅連絡所で交付をしている。	■様々な場所で配布することにより市民の利便性向上を図るとともに、各児童館が身近な場所となるよう継続していく。	健康課
④ 子育て情報の発信	■子育てに関わる様々な情報を、ホームページ、子育て情報サイト、子育て情報冊子「知っ得ハンドブック」、地域子育てイベント情報紙「地域活動子どもカレンダー」等様々な方法で発信し、子育て家庭や子育てに携わる機関、支援者等の情報収集・サービス利用に役立ててもらう。	■「地域活動子どもカレンダー」、「知っ得ハンドブック」による情報提供に加え、新たに「子育て情報サイト」を立上げ、主に電子媒体から情報を収集する保護者ニーズに合わせた情報発信を充実させていく。	子ども家庭支援センター



方針4) ゆとりをもって子育てするための環境づくり

施策の方向(1) 子育て世帯への経済的支援

事業

- | | |
|----------------------|--------|
| ①児童手当 | } p.76 |
| ②子ども医療費の助成 | |
| ③認証保育所など入所児童の保護者への補助 | } p.77 |
| ④私立幼稚園園児の保護者への補助 | |
| ⑤就学援助 | |
| ⑥奨学金 | |

施策の方向(2) 男女が共同で安心して子育てできる就労環境づくり

事業

- | | |
|-------------------|--------|
| ①特定事業主次世代育成支援行動計画 | } p.78 |
| ②日野市男女平等行動計画の推進 | |



第5章 個別施策の展開

I－方針4)

(1) 子育て世帯への経済的支援

施策の方向（1）子育て世帯への経済的支援

子どもを養育している家庭においては、精神的、身体的な支援もさることながら、経済的支援の必要性が増えています。このことは、児童のいる世帯の65.9%が「苦しい」（平成25年度の国民生活基礎調査）と答えていることや、夫婦が実際に持つつもりの子どもの数が理想とする子どもの数を下回る理由として、夫婦の約6割が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げていること（国立社会保障・人口問題研究所第14回「出生動向基本調査」2010年実施）などがあります。

実際の費用としては、子ども1人あたりに必要な年間子育て費用が、未就学児のうちは約104万円、小学生では約115万円、中学生では約155万円となっています（平成21年内閣府「インターネットによる子育て費用に関する調査」）。また、幼稚園から大学までの学校教育費が、全て国公立の場合約1,000万円、全て私立の場合約2,300万円かかるとされています（平成21年度文部科学白書）。

子ども・子育て支援新制度においては、社会全体で子育てを支えるという観点があり、子育てをする家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長を支援するため、子どもや家庭の状況に応じて、子育てに伴う経済的支援に努めていきます。

事業	内容	方向性	担当課
① 児童手当	■中学校修了前（15歳到達後最初の年度末）までの児童を養育している父母等の主たる生計者に児童手当を支給。 ■児童1人につき、所得制限限度額未満の者の支給月額3歳未満15,000円、3歳以上小学校修了前（第1子、第2子）10,000円、3歳以上小学校修了前（第3子以降）15,000円、小学校修了後中学校修了前10,000円、所得制限限度額以上の者の支給月額は特例給付として5,000円。 ■支給時期は6月、10月、2月にそれぞれ4か月分を支給。	■児童手当法による国の制度であり、国の動向を注視しつつ、法令に則った、より一層適正な支給に努める。	子育て課
② 子ども医療費の助成	■医療保険の加入要件に該当し、所得制限の範囲内の者で、6歳に達する日以後の最初の年度末までの乳幼児を養育する者には乳幼児医療証、6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の年度末までの義務教育就学期にある児童を養育する者に子ども医療証を発行し、該当乳幼児・児童の受診時に保険診療の一部負担金（の一部）を助成。 ■日野市では乳幼児医療証の所得制限はなし。	■乳幼児医療費助成事業実施要綱、義務教育就学児医療費助成事業実施要綱等に基づく東京都の制度であり、市でも条例等を整え事業遂行している。現状、乳幼児医療助成は市単独で所得制限なしの取り扱いとしている。 ■所得制限、助成範囲等について、東京都の動向を踏まえ、充実に向けて調査研究に努める。 ■条例等に基づいたより一層適正な助成に努め、乳幼児・児童の保健・福祉の向上を図る。	子育て課

第5章 個別施策の展開
I－方針4)
(1) 子育て世帯への経済的支援

事業	内容	方向性	担当課
③ 認証保育所など入所児童の保護者への補助	■ 認証保育所等に児童を入所させている保護者に対し、補助金を交付する。 ■ 保護者の負担を軽減し、児童の健全な育成に寄与することを目的としている。	■ 今後の認証保育所制度の動向に注視しながら、財政状況により、所得等に応じた補助の方法等について検討していく必要がある。	保 育 課
④ 私立幼稚園園児の保護者への補助	■ 私立幼稚園に在籍する幼児の保護者に対し補助金を交付する。 ■ 保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図ることを目的としている。 ■ 都制度の私立幼稚園等園児保護者補助金、国制度の私立幼稚園就園奨励費補助金、市単独制度の私立幼稚園等入園金補助金を交付している。	■ 今後も継続していくが、平成27年度から子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園について、今後のあり方についての国・都の動向を注視していく必要がある。 ■ 同時に、国の幼児教育無償化の方針についての動向をうかがいながら保護者の負担軽減の方法について検討していく。	保 育 課
⑤ 就学援助	■ 経済的理由により小・中学校への支払いが困難な家庭に対し、学校で必要とする費用の一部を援助する。 ■ 学用品費、通学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、移動教室費、卒業記念アルバム代については、市内に住所を有し、学校教育法第1条に規定する学校に就学している児童・生徒の保護者が支給対象。 ■ 医療費、給食費は、市立小・中学校に就学している児童・生徒の保護者が支給対象となる。 ■ 対象者は、次のいずれかにあてはまる家庭 ① 生活保護受給中または昨年度以降生活保護の停止・廃止を受けた。 ② 昨年度、市都民税が非課税。 ③ 児童扶養手当受給中。 ④ 経済的理由で子どもの教育費に困っている。※所得制限あり。	■ 保護者の負担軽減を図るために、今後も制度を継続していく。	庶 務 課
⑥ 奨学金	■ 市内に住む経済的理由により修学が困難な高校生を援助し、教育上の機会均等を図るため奨学金を支給している。この奨学金は返済の必要はなし。 ■ 申請方法は、募集期間に申請書等必要書類を提出し、選考審査会に諮って決定する。選考にあたっては、所得制限があり。 ■ 前学年時における学習意欲・生活態度などにより選考している。	■ 高校の授業料無償化などの施策が展開されてはいるが、まだ支援としては不十分である。経済的な理由で意欲のある学生の就学機会を奪うことのないように、また保護者への負担軽減を図るためにも、今後もこの制度を継続していく。ただし、国の施策の動向次第では、制度の継続・変更も視野に検討を重ねていく。	庶 務 課

第5章 個別施策の展開

I－方針4)

(2) 男女が共同で安心して子育てできる就労環境づくり



施策の方向（2）男女が共同で安心して子育てできる就労環境づくり

近年、働く女性が増え、共働き世帯も増加している中、依然として、女性労働者が結婚や出産、子育てを機に離職する傾向がみられます。女性が働き続けられる社会の実現は、少子化の改善にもつながっていくと考えられます。今後、少子化による生産年齢人口の減少が見込まれる中で、女性が意欲と能力を発揮して活躍できる社会を実現することは、都市の活力を高めるうえでも重要な課題です。男女ともに自分らしく豊かに過ごすことができるよう、仕事と生活の調和の実現に向け、行政はもとより、企業や地域などと連携して社会全体で取り組みます。

事業	内容	方向性	担当課
① 特定事業主次世代育成支援行動計画	■次世代育成支援対策推進法は、我が国の急速に進む少子化に対し、政府・地方公共団体・企業等が一体となった取組を進めていくとしており、日野市は、行政機関としての立場から「地域における子育て支援の充実」等を図ると同時に、職員を雇用する一事業所としての立場から、自らの支援計画の策定を求められている。 ■次世代を担う子どもたちが健やかに育つため、職員の性別や年代等にかかわらず、職場全体で職員が安心して仕事と子育ての両立を図ることができる職場環境の構築に取り組み、更に職員一人ひとりが子育て、そして次世代育成支援対策を自分自身に関わることで理解し、真に子育てしやすいものとなるよう、本計画を策定し推進していく。 ■「日野市特定事業主行動計画（日野市役所の行動計画）」は、平成22年度から後期計画をスタートさせている。	■次世代育成支援対策推進法は平成17年度から平成26年度までの10年間の時限法であったが、同法の10年間の延長等を内容とする「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が成立しており、日野市においても第2期となる計画を策定し、更なる次世代育成支援を推進していく。	職員課
② 日野市男女平等行動計画の推進	■第三次男女平等行動計画（計画年度：平成28～32年度）を平成27年度末までに策定する。 ■策定にあたっては、男女平等の視点から子育てしやすい環境の整備やワーク・ライフ・バランスに関する事項等を盛り込み、実態に即した計画をつくる。 ■男女平等推進委員会及び男女平等行動計画評価委員会を開催し、計画の推進と検証を行う。 ■男女平等行動計画に基づく講演・講座、パネル展示による啓発事業、女性相談事業、DV被害者の民間シェルター運営費補助事業等を実施し、子育て支援につなげる。	■男女ともに家庭、地域、職場等の様々な分野で自己実現ができる男女共同参画社会を目指す。	男女平等課

方針5) 様々な背景や課題を抱えた家庭への支援

施策の方向(1) 児童虐待防止への取り組み

事業

- | | | |
|--|---|------|
| ①児童虐待への対応 | } | p.80 |
| ②児童虐待防止の啓発 | | |
| ③日野市子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会
(要保護児童対策地域協議会) | | |
| ④健康課との連携強化 | } | p.81 |
| ⑤虐待防止マニュアルの活用 | | |
| ⑥養育家庭啓発活動 | | |

施策の方向(2) ひとり親家庭への相談機能・情報提供の充実

事業

- | | | |
|---------------------|---|------|
| ①母子・父子自立支援員の相談体制の充実 | } | p.82 |
| ②情報提供の充実 | | |
| ③ひとり親支援セミナー | | |
| ④母子・父子自立支援プログラム策定事業 | | |

施策の方向(3) ひとり親家庭の自立に向けた支援

事業

- | | | |
|---|---|------|
| ①母子生活支援施設入所支援 | } | p.83 |
| ②母子家庭等自立支援給付金
(教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等) | | |
| ③求職活動中の一時保育料の免除 | | |
| ④母子及び父子福祉資金の貸付 | | |
| ⑤離婚直後等のひとり親への住宅支援 | | |
| ⑥児童育成手当 | } | p.84 |
| ⑦児童扶養手当 | | |
| ⑧ひとり親家庭医療費助成制度 | | |
| ⑨ひとり親家庭ホームヘルプサービス | | |

施策の方向(4) 不登校・ひきこもりの子への支援

事業

- | | | |
|----------------------|---|------|
| ①不登校やひきこもりの子の居場所づくり | } | p.85 |
| ②不登校の子どもたちの教室「わかば学級」 | | |
| ③学校登校支援 | | |
| ④スクールソーシャルワーカー(SSW) | | p.86 |

第5章 個別施策の展開

I－方針5)

(1) 児童虐待防止への取り組み

施策の方向(1) 児童虐待防止への取り組み

児童虐待は、子どもや青少年の心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えるものであり、児童虐待の発生を予防していくことが重要です。特に、虐待の疑いがある段階や、虐待行為の始まる前など、できるだけ早期からの支援が必要とされています。

とりわけ、出産後間もない時期などに、保健師などの専門職が訪問して子育て家庭を支援し、子どもの健やかな育ちと子育て不安の軽減を図るとともに、子どもや保護者の心身の健康状態など、子育て家庭における不安な兆候や課題を早期に発見し、関係機関が連携しながら適切な支援を行うことが有効です。

地域での児童虐待の予防体制づくりを進めるとともに、未然防止や早期発見に向けた啓発活動を継続的に実施していくことも重要な取り組みです。

近年では、経済的、家庭的などの問題から、児童などが居所不明となるケースが見られます。子ども家庭支援センター、学校、民生委員・児童委員、児童相談所など関係機関が連携して対応していく必要があります。

事業	内容	方向性	担当課
① 児童虐待への対応	■先駆型子ども家庭支援センター(高幡本部)で、子どもと家庭に関する総合相談を行う中、児童虐待防止に向け、相談体制の強化や市民との連携の強化を図り、児童虐待の具体的事案に係る迅速かつ的確な対応に努める。 ■あわせて虐待の芽を早期に摘む取り組みや再発防止のための見守り等を行う。	■児童虐待に関する第一義的な通告窓口として子ども家庭支援センターが迅速に対応することをはじめ、児童虐待の予防・早期発見のため、様々な事業の実施や支援を行う。 ■虐待対策コーディネーターを配置することにより体制を強化し、児童相談所や警察、教育・子育て施設等との連携を強化する。また、市内各子育てひろばの相談体制や関係機関との連携を強化する。	子ども家庭支援センター
② 児童虐待防止の啓発	■毎年11月の児童虐待防止推進月間を中心に、市民への様々な啓発活動に取り組む。	■オレンジリボンキャンペーン、パネル展示、講演会等の様々な啓発活動の実施により、広く児童虐待防止への理解と協力の啓発に努める。	子ども家庭支援センター
③ 日野市子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会(要保護児童対策地域協議会)	■児童福祉法第25条の2に法定された要保護児童対策地域協議会の位置づけで設置。 ■子どもとその家庭への支援を総合的に推進することを目的に、子どもに関わる関係機関の情報の交換や連携を図るための連絡協議会。 ■代表者会議、地域別会議、個別ケース会議等構成メンバーや会議の目的にそって複数の会議を開催し連携を深めている。	■増加の一途である要保護・要支援児童及びその家庭の支援を進めるため、関係機関の連携の必要性はますます高まっている。 ■子ども家庭支援センターは、警察、児童相談所、教育委員会、健康福祉部等の行政関連部署、その他子育て関連機関間の調整役として引続き連絡協議会に入る機関の拡充と更なる連携強化を図っていく。	子ども家庭支援センター

(1) 児童虐待防止への取り組み (2) ひとり親家庭への相談機能・情報提供の充実

事業	内容	方向性	担当課
④ 健康課との連携強化	■隔月で、健康課との連携強化会議を実施。 ■連携に関する取り決めや、気になる乳幼児についての情報交換を行い、双方の支援サービスを適切に運用できるように努める。	■健康課と子ども家庭支援センターが組織的に連携し、児童虐待の早期発見・防止・迅速な対応を行う。 ■健康課の「乳児家庭全戸訪問事業」と子ども家庭支援センターの「育児支援家庭訪問事業」が連携して実施できるよう連携体制を整備する。	子ども家庭支援センター
⑤ 虐待防止マニュアルの活用	■平成19年度発行の虐待防止マニュアル及び、平成23年度発行のハンドブックの活用については、各種会議などの際に各関係機関に呼びかけている。	■今後も、各関係機関への周知及び呼びかけは継続し、各関係機関の対応力の向上を目指す。	子ども家庭支援センター
⑥ 養育家庭啓発活動	■養育家庭とは、様々な事情により家庭で養育を受けることができない児童を、養子縁組を目的とせず家庭的環境の中で養育をし、児童の健やかな成長を図る事業。 ■養育家庭制度の周知や理解を深め、登録家庭の増加を図ることを目的として、養育家庭普及活動月間の取組や養育家庭体験発表会の開催などを実施している。	■児童虐待や養育困難家庭の相談が増え、児童養護施設への入所児童数も増加している中、養育家庭のニーズはますます高まっている。 ■事業の主体である児童相談所と協力し、引き続き養育家庭普及活動月間の取組、養育家庭体験発表会の開催など啓発活動の充実を図り、市民の理解と協力を求めている。	子ども家庭支援センター

施策の方向 (2) ひとり親家庭への相談機能・情報提供の充実

近年、ひとり親家庭が増加傾向にあります。母子家庭、父子家庭など家族形態の違いにかかわらず、全ての子育て家庭が安心と喜びを実感しながら子育てできるよう、支援していく必要があります。

ひとり親家庭が置かれている状況は、就業の形態や子どもの年齢、疾病や障害、親など保護者の健康状態、DV、児童虐待など様々な課題があるため、ひとり親家庭個々の状況に即した適切な支援を行うとともに、一般の子育てや要支援家庭への施策を組み合わせる必要があります。そのためには、関係機関や地域のネットワークにより、総合的に相談支援が行える体制の充実や必要な支援制度を提供することが求められています。

第5章 個別施策の展開

I－方針5)

(2) ひとり親家庭への相談機能・情報提供の充実 (3) ひとり親家庭の自立に向けた支援

事業	内容	方向性	担当課
① 母子・父子自立支援員の相談体制の充実	■母子・父子自立支援員は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭及び父子家庭、寡婦を対象に相談に応じ、自立に必要な情報提供・指導など行ったり、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。 ■具体的にはひとり親家庭の生活上の問題、就業についての相談、養育費、母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付等、様々な相談を受けたり、必要な支援につなげていく。	■父子家庭への支援の拡大が法制化されたことを受け、今後もそれぞれのひとり親家庭の実状に合った極め細やかな支援を行うため、母子・父子自立支援員は他課との密な連携を取ったり必要な研修を受けて相談体制を更に充実していく。	セーフティネットコールセンター
② 情報提供の充実	■「ひとり親家庭のしおり」を、市役所をはじめ各所にて配布し、国、都、市及び関係機関の実施する事業等、必要な情報を必要な世帯に提供する。	■一定期間ごとに改訂版を作成し、情報の更新を図っていく。また広報やホームページを活用し、常に新しい情報の提供ができるよう、情報収集をしていく。	セーフティネットコールセンター
③ ひとり親支援セミナー	■ひとり親の方々の養育費やライフプラン等、生活に役立つ様々な情報提供の場として専門家によるセミナーを開催する。	■年2～3回、単発又は連続講座として開催する。また年間のセミナー予定を児童扶養手当の現況届のお知らせに同封するなどして、周知を図る。 ■専門家や事業担当者による個別相談会も検討する。	セーフティネットコールセンター
④ 母子・父子自立支援プログラム策定事業	■母子・父子自立支援プログラム策定員が児童扶養手当受給者等の自立を促進するための就労支援の相談を受け、それぞれの状況やニーズ等に応じた自立目標や支援内容について個別の計画書を作成。 ■ハローワークと連携しながら具体的な就労につなげ、継続的な自立の支援を行う。	■対象者からの相談を待つだけでなく、母子・父子自立支援員が受ける様々な相談の中で、対象となり得る人へ積極的にアプローチをしていく。さらに就労支援員やハローワークとも連携を密にし、継続的な支援を行う。	セーフティネットコールセンター

施策の方向(3) ひとり親家庭の自立に向けた支援

ひとり親家庭を支援するため、それぞれの家庭が抱える様々な課題にきめ細かく対応し、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援など個々のニーズに応じた総合的な支援を推進していく必要があります。

ひとり親家庭の自立した生活のためには、親など保護者が安定した仕事に就き、家庭の生計維持ができ、子どもが心身ともに健やかに成長することが望めます。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る必要があります。

(3) ひとり親家庭の自立に向けた支援

事業	内容	方向性	担当課
① 母子生活支援施設入所支援	■18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、生活上の様々な問題のため十分な養育ができない場合に、母子で入所する児童福祉施設。 ■母子家庭の母からの申請により個々の世帯の実情を鑑み、入所を実施する。 ■最大でも2年を入所期間の限度としながら退所に向けた自立支援計画を立てる。	■母子関係に問題を抱える深刻な例が増えていることから、施設への入所支援が必要であると思われる世帯を1日でも早く支援につなげるため、母子・父子自立支援員の相談支援だけでなく、庁内関係各課・各機関と連携を密にしながら支援を行う。入所後は自立支援計画を立て、施設だけでなく庁内関係各課・各機関と連携をし、退所に向けた支援を行う。	セーフティネットコールセンター
② 母子家庭等自立支援給付金(教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等)	■【母子家庭等自立支援教育訓練給付金】 母子家庭の母及び父子家庭の父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料の一部を助成する。 ■【母子家庭等高等職業訓練促進給付金】 母子家庭の母及び父子家庭の父が、就職に有利な国家資格を取得するため、養成機関において修業している場合、一定期間経済的支援を行う。 ■【入学支援修了一時金】 高等職業訓練促進給付金を受給し、かつ受給申請時と養成機関卒業時にひとり親世帯の場合、卒業時に給付	■就労支援の相談時に制度の周知を図る。 ■広報・ホームページに掲載中の制度内容について、利用した場合の具体的な流れや、利用状況などの掲載を検討する。	セーフティネットコールセンター
③ 求職活動中の一時保育料の免除	■母子家庭の就労を支援するため、母子自立支援員が証明書を発行し、求職活動中、一時保育を利用する場合の保育料を免除する。	■一時保育については新制度に伴うニーズ調査の結果、利用ニーズを充足する定員数は確保しているため、現状維持、継続実施していく。ひとり親支援を所管しているセーフティネットコールセンターと、一時保育を所管している子ども家庭支援センターとの連携を密にし、積極的に周知を行っていく。	子ども家庭支援センター・セーフティネットコールセンター
④ 母子及び父子福祉資金の貸付	■ひとり親家庭の生活安定と児童の福祉の増進を図るため、母子及び父子福祉資金として必要な各種資金の貸付を行う。	■貸付の対象が父子家庭に拡大されたため、広報・ホームページを活用し制度の周知を図る。 ■自立支援策として積極的な活用をすすめるために、臨時の相談窓口の開設(土曜日や日曜日)を検討する。	セーフティネットコールセンター
⑤ 離婚直後等のひとり親への住宅支援	■離婚直後のひとり親の世帯、離婚調停中の別居世帯の自立を支援するため、市営住宅の一部を当面の住居として一時的に提供する。(2年以内)	■市営住宅を提供するだけでなく、退去までの間の生活・子の養育・就労などの諸問題や退去に向けた相談を受け、1日も早い自立のための支援を行う。	セーフティネットコールセンター

第5章 個別施策の展開

I－方針5)

(3) ひとり親家庭の自立に向けた支援

事業	内容	方向性	担当課
⑥ 児童育成手当	■ひとり親家庭等で18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童、一定の障害等に該当する20歳未満の児童を扶養している人に児童育成手当を支給。 ※所得制限限度額あり。 ■児童1人につき、支給月額が育成手当13,500円、障害手当15,500円。 ■支給時期は6月、10月、2月にそれぞれ4か月分を支給。	■東京都児童育成手当に関する条例に基づく東京都の制度であり、都の動向を注視しつつ、より一層適正な支給に努める。	子育て課
⑦ 児童扶養手当	■ひとり親家庭、それに準ずる家庭で、18歳に達する日以後の最初の年度末までの児童（一定の障害児は20歳未満）を養育している父又は母又は養育者に児童扶養手当を支給。 ■子ども1人の場合、所得に応じて全部支給42,000円（H26年度）、一部支給41,990円～9,910円で決定。子ども2人目5,000円、3人目以降1人につき3,000円の加算。 ■支給時期は12月、4月、8月にそれぞれ4か月分を支給。	■児童扶養手当法による国の制度であり、法改正等に伴う制度改定に速やかに対応する。 ■困難な状況にある場合が多いひとり親等への経済的支援であり、国の動向を注視しつつ、法令に則った、より一層適正な支給に努める。	子育て課
⑧ ひとり親家庭医療費助成制度	■18歳に達した日の属する年度の末日（障害のある場合は20歳未満）の児童を監護等しているひとり親家庭等の母または父または養育者で、各種医療保険に加入し所得限度額の範囲内の者にマル親医療証を発行し、該当者、該当児童の受診時に保険診療の一部負担金（の一部）を助成。	■ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱等に基づく東京都の制度であり、市でも条例等を整え事業遂行している。 ■東京都の動向を注視し、条例等に基づいた、より一層適正な助成に努め、ひとり親家庭等の保健・福祉の向上を図り、その自立を支援する。	子育て課
⑨ ひとり親家庭ホームヘルプサービス	■日常生活に著しく支障をきたしているひとり親家庭に、申請に基づき原則月12回以内、軽微な自己負担でホームヘルパーを派遣する。 ■生活、育児等の支援を行うことで親の就業機会の保持につなげる等、ひとり親家庭の福祉の向上、生活の安定と自立を図る。	■東京都ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱に基づく制度で補助あり。市も要綱を制定し事業を実施。 ■支援が必要なひとり親世帯にサービスを提供できるよう事業内容の周知を図り、ヘルパーや事業者等人材確保に努め、支障ない事業遂行に努める。 ■国、東京都の事業目的や動向を注視し、事業の適正な運用を図る。	子育て課





施策の方向 (4) 不登校・ひきこもりの子への支援

学齢期や思春期においては、不登校、ひきこもり、摂食障害などの課題を抱える子どもや青少年も多くみられます。特に学齢期では、虐待や養育放棄など他の課題が重なるなど、不登校の原因や背景が多様化、複雑化しており、スクールソーシャルワーカーなどの専門家や他の専門機関など一層連携し、未然防止や早期発見に努め、適切に支援することが必要になっています。

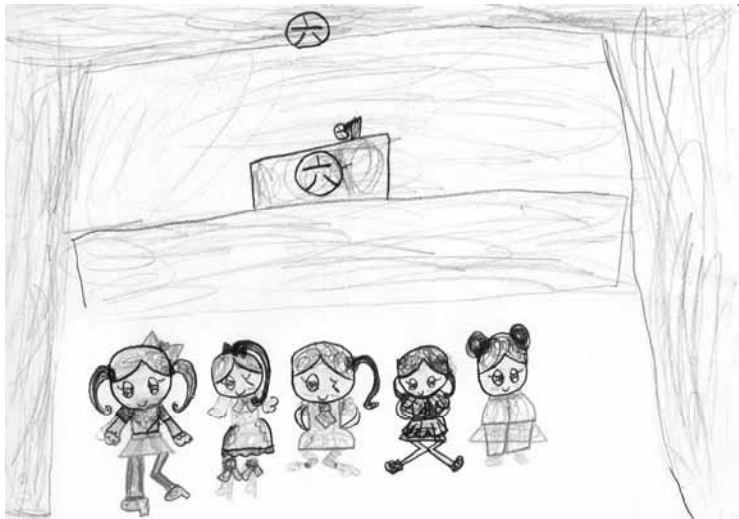
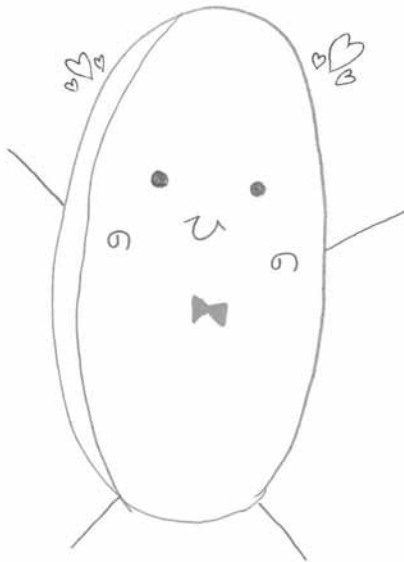
事業	内容	方向性	担当課
① 不登校やひきこもりの子の居場所づくり	■不登校やひきこもりの子の居場所として市内に10か所の児童館がある。児童館には、児童厚生員が配置されていて、学校の先生や親など保護者とは違う立場で子どもと接し、見守りや相談相手としての役割を果たしている。	■教育委員会や小中学校と連携し、また保護者に対しても、居場所としてのPRを図る。	子育て課
② 不登校の子どもたちの教室「わかば学級」	■不登校の児童・生徒が通室している「わかば教室」では、学習指導、学校生活、学校復帰の適応のための指導に重点を置いている。 ■児童・生徒の学校生活における精神的な悩み、人間関係での不安、不登校・登校しぶりなど環境や学習等の問題に関する相談や支援、健全育成に関する調査並びに資料提供や助言を行っている。	■不登校の子どもを対象に、学ぶ意欲と基礎・基本の定着を図り、学校復帰を目指す。各関係機関との連携を密にし、一人ひとりへの対応の体制を作っていく。	教育センター
③ 学校登校支援	■日野サンライズプロジェクトの趣旨に則り不登校児童・生徒の学校復帰を目指す支援を行う。 ■各小中学校より教育センターに月毎に報告される「適応状況調査（児童・生徒の出・欠席の状況調査）」の集約・分析を通して対応策を検討する。 ■小・中学校訪問（対応策相談・助言・ケース会議への参加。） ■児童・生徒の育成に係る関係機関との連携を進める。（日野市適応指導教室「わかば教室」、日野市発達・教育支援センター「エール」、子ども家庭支援センター等） ■その他、必要に応じて不登校児童・生徒の支援につながること。	■各小中学校に日野サンライズプロジェクトの周知を図り、不登校児童・生徒の出現を未然に防ぐ取り組みを行う。 ■適応状況調査の分析を深め対応策の向上を図る。 ■不登校児童・生徒の学校復帰を図るための支援策として各関係機関との連携を更に進めていくとともに、各学校に登校支援のためのケース会議開催を積極的に進めていく。	教育課 ・ 支援課 ・ 教育センター ・ 子ども家庭支援センター

第5章 個別施策の展開

I－方針5)

(4) 不登校・ひきこもりの子への支援

事業	内容	方向性	担当課
④ スクールソーシャルワーカー（SSW）	■東京都のスクールソーシャルワーカー活用事業（補助率1／2）を活用し、不登校やいじめ、経済的困窮や養育困難など健全育成上課題を抱える児童生徒及びその家庭に対し、学校からの依頼により、スクールソーシャルワーカー（SSW）を派遣し必要な支援を行う。	■SSWは、社会福祉等の専門的知識等を有し、関係機関等と連携して児童・生徒が置かれた環境への働きかけを行い、児童・生徒の教育・生活環境の改善を図るもので、現在社会的ニーズが高まっている。 ■平成26年度からSSWの配置を開始したが、学校からの需要が高い。このため、必要とするSSWの配置を行い、適切な支援ができる体制を整えていく。	教 育 課 支 援 課



Ⅱ 一人ひとりが輝く主体的でたくましいひのっ子育て 方針1) 健やかな成長を支える遊び・学びの場づくり

Ⅱ 一人ひとりが輝く主体的でたくましいひのっ子育て

方針1) 健やかな成長を支える遊び・学びの場づくり

施策の方向(1) 遊びの場の充実

事業

- ①自然体験広場 } p.88
- ②プレーパーク }
- ③地域の遊び場(公園、児童遊園など) } p.89

施策の方向(2) 学びの場の充実

事業

- ①わかる授業、魅力ある授業の充実 } p.89
- ②人とのかかわる力の育成 }
- ③特色ある学校づくり }
- ④保護者・地域・関係機関などとの連携 }
- ⑤がん教育 } p.90
- ⑥ICT活用教育の推進 }
- ⑦情報モラル教育 }
- ⑧図書館における子どもの本への関心、
興味を促す取り組み }
- ⑨郷土資料館 } p.91
- ⑩公民館事業 }
- ⑪「土曜のひろば」遊学講座 }
- ⑫学習支援 } p.92

施策の方向(3) 農や自然を大切にする体験活動の充実

事業

- ①保育園における農業体験 } p.92
- ②自然環境を活かした体験学習 }
- ③幼稚園・小中学校での農業体験 }
- ④食農教育事業 }
- ⑤ひのっ子エコアクション } p.93

第5章 個別施策の展開

Ⅱ－方針1)

(1) 遊びの場の充実



施策の方向（1）遊びの場の充実

子どもは、年齢の違う者同士で遊んだり、成功や失敗、感動体験に触れたりすることを通して、上下関係などの社会性や生きる力を身につけ、主体性をもって行動することができるようになると考えられます。しかし、近年では、テレビや携帯電話などのメディアやゲームなどが急速に普及したこと、都市部への人口集中などにより急速に都市化が進んだことなどにより、子どもたちにとって「屋外」が遊びにくい空間になり、逆に「室内」が快適な空間になってきているように感じられます。また、親など保護者としても、周囲への気兼ねや犯罪、事故などへの不安から、安心して子どもを遊びに行かせられないという気持ちもあります。

親など保護者も子ども共に楽しむことができ、そして地域がつながる場としての「遊びの場」を整えるとともに、行政・地域・NPOなどが協力し、今ある「遊びの場」の魅力をより引き出していくことが必要になっています。

事業	内容	方向性	担当課
① 自然体験広場	■仲田の森蚕糸公園内に自然体験広場を夏休み期間に開設している。 ■自然体験広場は、体験学習の場として、自然の中での遊びやデイキャンプなどの野外活動の機会を提供することで、子どもたちの体験活動の充実・振興を図り、生きる力を育むことを目的とする。 ■ジュニアリーダー講習会、児童館デイキャンプ、育成会、子ども会、家族などが利用している。また、自然体験広場スタッフにより自主企画を開催し、子どもたちが夏の楽しいひと時を過ごしている。 ■秋には1日限定の自然体験広場として「あきなかだ」を開催し、たき火など野外での遊び場を開設している。	■文部科学省中央教育審議会は、平成25（2013）年1月に答申した「今後の青少年の体験活動の推進について」の中で、体験活動の意義・効果として、「社会を生き抜く力」の養成、規範意識や道徳心の育成、学力への好影響などを挙げている。例えば、子どもの頃の体験が豊富な大人ほど、意欲・関心や規範意識が高い人が多い。 ■野外活動の体験ができる市内で貴重な場となっているので、継続して開催できるように努める。 ■自然体験広場の存在を周知し、利用者を増やしていく。	子育て課
② プレーパーク	■NPO法人が仲田の森蚕糸公園で「なかだの森であそぼう」（毎週金曜・第2土曜・第4水曜）を開催している。 ■開催実績（平成25年度） 開催：60回 参加人数：6,802人（延べ） ■幼児とその保護者が自由に集い、幼児期から自然と触れ合う体験ができるとともに、保護者の育児ストレスの解消等にも資している。 ■市は同法人に補助金を交付し活動を支援している。	■子どもたちが、自然の素材や道具などを使いながら、子どもが思いのままに自分たちで遊びを生み出せる環境は、子どもの成長にとって重要である。 ■子どもが自己責任のもと、自然の中で思いっきり遊び、いきいきと“子どもの時間”を過ごせる場としてのプレーパークのような環境づくりを継続して支援していく。	子育て課

事業	内容	方向性	担当課
③ 地域の遊び場 (公園、児童遊園など)	■現在、市内各所に都市公園・緑地が197か所。そのほか、地区広場、遊び場、運動広場などが72か所。 ■子どもが安心して自由に遊ぶことができるよう地域特性を生かした公園等の整備を実施する。	■公園出入口のバリアフリー化を進めている。 ■樹木の剪定・伐採などにより死角をできるだけ少なくし、見通しの良い、安全で安心して遊べる公園づくりを行うことにより、親など保護者が関与しすぎない環境を創造し、他者との関わり合いやコミュニケーション形成を促していく。 ■水路を活用した公園など自然体験ができる施設整備を行うことにより、豊かな体験を生み出す環境作りを行う。	緑と清流課



施策の方向 (2) 学びの場の充実

平成 26 (2014) 年 3 月に策定された第2次学校教育基本構想に掲げられている3つの基本方針及び日野市生涯学習推進基本構想・基本計画に掲げられている基本理念に基づく3つの視点に沿って学びの場の充実を図っていきます。

事業	内容	方向性	担当課
① わかる授業、魅力ある授業の充実	■第2次日野市学校教育基本構想に基づき、自ら課題を発見し、考え、判断し、よりよく解決する確かな学力の育成を図る。 ■授業におけるユニバーサルデザインの視点やICTを活用した授業を推進する。 ■習熟度別少人数指導や教育ボランティア等を活用し、個に応じた指導を充実する。	■「魅力ある授業づくりプロジェクト」と題して、様々な場面で「感じ、考え、表現するひのっ子を育てる授業」を目指した魅力ある授業づくりについて提案する。 ■各種委員会、小教研・中教研、各校の校内研究とも連携しながら、ひのっ子の豊かな学びを創っていく。	学 校 課
② 人とかかわる力の育成	■他者への思いやりや社会性を育てるために、グループや班活動の工夫、異年齢交流や職場体験、部活動や学校行事などの充実を図る。 ■多様な体験や学習を通して、人を思いやり自分を大切にする心、感動する心や努力する心を育む。	■小学校では縦割り班活動、中学校では、部活動、学校行事等において異年齢とかかわる機会を意図的に設けたり、職場体験等において他者とかかわる教育活動を進めたりして、豊かな心の育成を図り、人とかかわる学習活動を今後も意図的に取り入れ充実を図る。	学 校 課

第5章 個別施策の展開

Ⅱ－方針1)

(2) 学びの場の充実

事業	内容	方向性	担当課
③ 特色ある学校づくり	■優れた教育力により、子供たちが楽しく誇りに思える学校を地域とともに築く。 ■選べる学校制度のもと、開かれた学校、見える学校づくりを進め、地域の人材、自然、文化、歴史、産業等を幅広く活用するなど地域の実態や特色を踏まえながら、一人ひとりの個性を発見し、個性を伸ばしていけるような特色ある学校づくりを推進する。	■学校が抱えている課題や教育内容、指導方法の改善等について積極的に研究調査する等、各学校からの独自の提案内容に応じた校内研究を実施する。	学 校 課
④ 保護者・地域・関係機関などとの連携	■学びの基盤となる、自分ではできるという自尊感情、自分のよさを確認する自己肯定感、コツコツと努力を続ける意欲や学習習慣などを保護者や地域と連携して育む。 ■地域や関係機関などの協力を得て、自然体験、職場体験、社会体験などの機会を充実する。	■小学校における農業体験、地域の方を招いた学習、中学校における職場体験の受け入れ先など、地域・関係機関との連携による体験学習の充実を図る。	学 校 課
⑤ が ん 教 育	■児童・生徒に対し、がんについての理解及びがん（生活習慣病）予防のための教育を推進する。	■日野市がん対策推進基本条例に基づき、市立病院医師の出前授業などを継続して推進し、併せて、教職員のがん教育に対する意識の啓発を行い、がんに関する教育の一層の充実を図る。	学 校 課
⑥ ICT活用教育の推進	■ICT活用教育を組織的に推進する。 ■ICTを活用して、わかりやすく魅力ある授業を創造し、学力の向上を図る。 ■児童・生徒の情報活用能力の向上を図る。 ■ICTを活用して、校務の情報化、効率化を徹底する。 ■ICTを活用して、見える学校づくりを進め、学校の信頼を高める。 ■ICTを安全に活用するために、情報セキュリティを確立する。 ■情報安全教育を推進する。 ■先生方のICT活用指導力の向上を目指す。	■ICT活用などにより、自ら課題を発見し、協働しながら主体的な課題解決に取り組み、新たなアイデアを生み出す力を育てる。	I C T 活用教育 推 進 室
⑦ 情報モラル教育	■セーフティ教室や道徳の時間を活用して進めている。今後も情報安全教育研修会などを充実させ、情報モラル向上に向けた意識啓発に取り組む。	■各学年段階において期待される情報活用能力を育てるために、指導事例等の提供や情報モラル教育の充実を図る。	学 校 課



事業	内容	方向性	担当課
⑧ 図書館における子どもの本への関心、興味を促す取り組み	■図書館においては、図書館内で乳幼児とその保護者が本を手にとったり、読んだりしやすいよう工夫するほか、児童の調べものに必要な資料の充実、学校への貸出、児童向けの図書館ホームページ開設、「絵本のリスト」作成や、保護者向け「絵本の読み聞かせ講座」を開催する。また、青少年を対象としたコーナーを設け、この年代が関心を持ち、必要とする資料を充実させる。 ■図書館の職員が学童クラブや児童館、子育て関連部署へ出向いて、乳幼児へのおはなし会の開催、児童向けの絵本読み聞かせや本の紹介をしたり、小学校3年生を対象とした図書館の利用案内等、図書館外においても年齢に応じた本への関心と興味を促す取り組みを実施する。 ■青少年の参加による読書活動の推進に努め、中学生向け仕事体験事業の実施、職場体験の受け入れなどを行い、読書離れが進むとされる青少年にもPRする。	■「日野市子ども読書活動推進計画」により、読書活動の推進に努める。未来を担う子どもたちにとって、図書館が身近な場所であり、心豊かでたくましく、社会を生き抜いていくための読書と情報をうまく得られるようになる手助けをする。 ■そのために、図書館だけでなく、学校や子ども関連部署と連携して、様々な事業を行っていく。 ■図書館は、第2次日野市立図書館基本計画に基づき、「くらしの中に図書館を」を基本理念に、運営を進めている。全ての市民にサービスを提供することを方針に、特別な支援を必要とする子どもたちに対しても各部署と連携をとりながら事業を進めていく。 ■乳幼児から青少年まで、また、子供を持つ保護者に対しても働きかけ、図書館が開かれた来やすい場所となるような環境を整えていく。	図書館
⑨ 郷土資料館	■歴史・民俗・自然など様々な分野での日野に関する資料の収集・調査研究・展示・講座・体験学習会を行う。 ■学校教育と連携して、見る・聞く・触れる・使ってみるなど博物館の強みである実物資料を中心とした学びの場を提供する。 ■その他、個別の課題学習への対応や資料・パネルなどの貸出し、職場体験の受け入れを行う。	■日野に関する歴史・民俗・自然など様々な分野について学習したい人への手助けを行い生涯学習活動を推進する。 ■学校教育と連携した事業を充実させていく。	郷土資料館
⑩ 公民館事業	■青少年事業として子どもたちの興味・関心につながる体験学習の機会や遊びを通じた異学年の交流の場を提供する。また、イベント等の実施の際にも手づくり体験や遊び等の機会を提供する。	■公民館の主催する事業で食育、造形、異世代交流、農業体験、生物の多様性学習等、子どもたちが様々な体験、経験、学習できる場を提供し、また保護者に子どもたちと共に学ぶ経験や必要な知識等を伝え、健全な子どもの育成と地域力の向上を図る。	中央公民館
⑪ 「土曜のひろば」遊学講座	■地域住民の手により子どもたちに学びの場を提供する、なお「土曜のひろば」遊学会が主催する講座。 ■小学校3年生から中学3年生までの男女が参加し、異年齢、異なる学校の子どもたちが興味のあるものに対して一緒に学習し合い交流ができる。	■地域の教育力の育成を図っていく。 ■市民が主催する講座として、支援を継続していく。	生涯学習課

第5章 個別施策の展開

Ⅱ－方針1)

(2) 学びの場の充実 (3) 農や自然を大切にする体験活動の充実

事業	内容	方向性	担当課
⑫ 学習支援	■貧困の連鎖を断ち切るため、低所得世帯や生活保護世帯の子どもを対象に、居場所をつくり社会生活の訓練や学習支援等を実施。	■平成27年度から市内1か所で事業実施し、平成28年度以降については、27年度の事業結果を勘案し、事業内容や実施場所等を改善する。	セーフティネットコールセンター



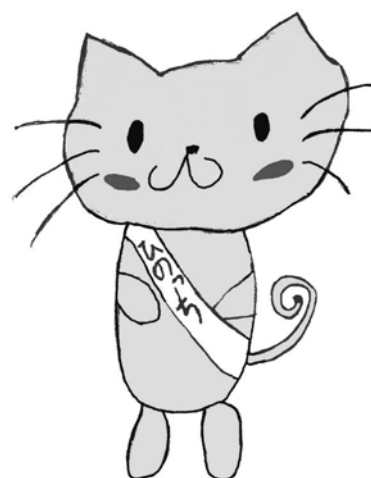
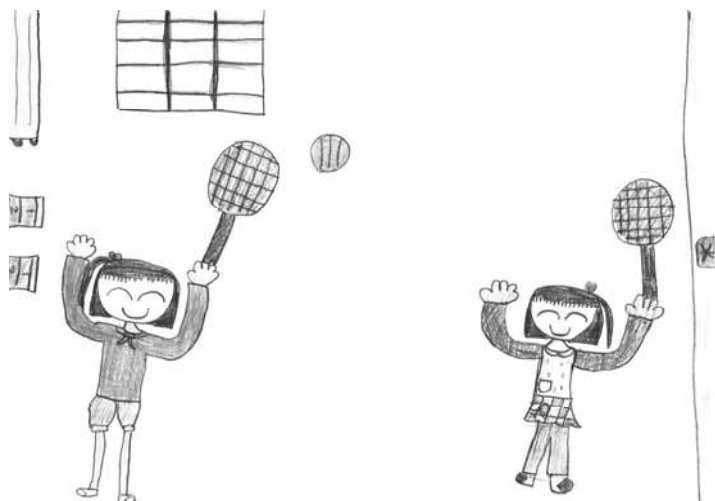
施策の方向 (3) 農や自然を大切にする体験活動の充実

心身ともにたくましい子どもを育てていくためには、農業体験を通じて、自然を大切にする心や思いやり、感動、知的好奇心などを呼び起こし、自然の厳しさや恩恵を知り、自然と調和し生きていくことの大切さを理解することが有効です。

日野市では、食育推進計画や農業振興計画で謳われている「食育」と「食農教育」を引き続き推進していきます。

事業	内容	方向性	担当課
① 保育園における農業体験	■「保育園食育年間計画表」に基づき、農作物を育てる体験をし「食を営む力」の育成と、自然の恵みへの感謝の心を育てる活動を行う。	■自ら育てた農作物を使って調理活動を行い、生活と遊びを通じて食への関心と大切さを知る活動を今後も実施していく。 ■給食で日野産農作物を使用したり地元での収穫体験、地元農家から話を聞く取り組みなどを継続し、充実させる。	保育園
② 自然環境を活かした体験学習	■学校ビオトープについて、1校1か所の設置を目標とし、整備を行う。 11か所設置（H26年度） ■毎月1回、市内各所で市民等を対象に自然観察会を実施しており、その中で子ども向けの観察会として、春にカブトムシの幼虫配布、夏休みには親子での観察会を行う。	■ビオトープの整備は、1校1か所の設置を目標とし、教育委員会と連携のうえ推進する。 ■観察会については、引き続き子ども向け事業の充実を図っていく。	緑と清流課
③ 幼稚園・小中学校での農業体験	■全ての小学校及び半数以上の中学校で学童農園の取り組みがある。	■地域とのつながりを大切にし、地域の協力を得ながら、今後も充実を図っていく。	学校課
④ 食農教育事業	■農産物の収穫期である毎年11月を目途に子ども記者が編集する「こども農業新聞」を市内小学校へ配布し、ホームページへも掲載している。 ■七ツ塚ファーマーズセンターで、親子による食農体験を行うことで、食や農への関心を高める。	■引き続き七ツ塚ファーマーズセンターで食農体験事業を行い、食や農への関心を高めていく。	産業振興課

事業	内容	方向性	担当課
⑤ ひのっ子 エコアクション	■ひのっ子エコアクションは、環境にやさしい学校づくりを行うため、P(P l a n=計画)、D(D o=実行)、C(C h e c k=点検)、A(A c t i o n=見直し)のエコマネジメントサイクルを取り入れた、日野市独自の環境保全・改善に関する取り組み。	■児童生徒及び教職員等が学校生活(教育活動及び職務遂行)において、環境負荷・環境問題に触れ、考え、実践することにより、環境意識を高め、環境にやさしい学校づくりを行うような取り組みにしていく。	庶務課



方針2) 心と体の健やかな成長を支える

施策の方向(1) 心の健康を守る支援の充実

事業

- ① 保育園巡回相談
- ② 幼稚園巡回相談
- ③ 学童クラブ巡回相談
- ④ スクールカウンセラー
- ⑤ 保育カウンセラー

p.95

施策の方向(2) 障害のある子どもとない子どもが共に育つ環境づくり

事業

- ① 専門指導事業
- ② 幼児グループ事業
- ③ 児童発達支援事業
- ④ 発達支援関係機関連携協議会
- ⑤ 特別支援教育の推進
- ⑥ 個別支援シート「かしのきシート」
- ⑦ 放課後等デイサービス
- ⑧ 障害児少年学級／障害者青年・成人学級
- ⑨ みんなの遊・友ランド

p.96

p.97

p.98

施策の方向(3) 食育事業などの充実

事業

- ① みんなですすめる食育条例・日野市食育推進計画
- ② 乳幼児及びその家族への食育推進
- ③ 保育園における食育推進
- ④ 学校での食育推進事業
- ⑤ 学童・児童館での食育事業の展開

p.98

p.99

施策の方向(4) 医療体制の充実

事業

- ① 救急医療体制の充実
- ② 二次救急診療体制の充実（地域密着型の中核病院機能の発揮）

p.100

施策の方向(5) スポーツ活動の充実

事業

- ① 市民の森ふれあいホール
- ② スポーツ推進委員
- ③ 子どもの体力向上のための様々な環境づくり
- ④ 校庭などの芝生化
- ⑤ 2020東京オリンピック・パラリンピック
に向けた体力・運動能力向上

p.101

p.102

施策の方向(1) 心の健康を守る支援の充実

子どもの健やかな育ちには、心身両面の健康が大切です。様々な悩みを持つ子どもや青少年の問題行動は、自らの心や体をも深く傷つけるものであり、未然に防ぐことが最も大切で、問題が発生した時には早期の発見と適切な対応を行っていく必要があります。

問題行動の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、相談しやすい環境づくりや、学校、地域、関係機関などが連携して適切に支援する体制の充実を図ります。

また、子どもたちとより多く接する機会の多い、保育士や幼稚園教諭など職員の専門性を高める必要もあります。専門職である臨床心理士などが、定期的に巡回することにより、子どもの発達状況に応じた支援や研修などを職員に行い支援体制を強化します。

事業	内容	方向性	担当課
① 保育園 巡回相談	■臨床心理士、言語聴覚士等による定期的な巡回により発達に関する相談を保育者に対し行う。 ■発達に心配のある保護者への個別相談も実施。 ■各保育園の巡回回数：年3回。	■エール（日野市発達・教育支援センター）の巡回相談として、保育園、幼稚園、学童クラブ、小中学校としての一貫した体制を構築していく。	発達支援課
② 幼稚園 巡回相談	■臨床心理士等による定期的な巡回により発達に関する相談を教諭に対し行う。 ■各幼稚園の巡回回数：年3回。	■エール（日野市発達・教育支援センター）の巡回相談として、保育園、幼稚園、学童クラブ、小中学校としての一貫した体制を構築していく。	発達支援課
③ 学童クラブ 巡回相談	■臨床心理士等による定期的な巡回により発達に関する相談を指導員に対し行う。 ■各学童クラブの巡回回数：年2回。	■エール（日野市発達・教育支援センター）の巡回相談として、保育園、幼稚園、学童クラブ、小中学校としての一貫した体制を構築していく。	発達支援課
④ スクール カウンセラー	■親・児童・生徒・職員と地域を対象に、各小・中学校に1名ずつスクールカウンセラーを配置して相談にに応じている。	■年35日（週1回）の東京都配置によるスクールカウンセラーと連携を図り連絡会を年3回実施している。大学と連携しインターンも活用し多様な相談内容に対応できるよりよい相談体制を目指す。	学校課
⑤ 保育 カウンセラー	■保育カウンセラーを市立幼稚園及び私立幼稚園の一部に派遣し、保育者・保護者に支援を必要とする幼児に関するアドバイスをするとともに子育てに不安を抱える保護者へのカウンセリングを行っている。	■地域の保護者への子育て支援と同時に、保育者の研修にもなり、専門的な視点からのアドバイスが、子どもの良き成長へとつながっている。継続して保育カウンセラー事業に取り組んでいく。	学校課

第5章 個別施策の展開

Ⅱ－方針2)

(2) 障害のある子どもとない子どもが共に育つ環境づくり



施策の方向（2）障害のある子どもとない子どもが共に育つ環境づくり

障害のある子どもの養育支援については、身近な地域での相談支援を推進するとともに、保健、医療、福祉、教育などの関係機関が一層連携し、生まれてから社会的、職業的に自立するまで、生涯にわたって一貫した切れ目のない支援を行うことが重要です。

発達障害も含め障害の症状や程度は多種多様であり、養育者をはじめ関係者が障害に対する理解を深め、障害を早期に発見し、個々に応じた支援を適切に行う体制を確立していく必要があります。また、養育者の身体的、精神的負担を軽減する支援も重要です。

何より、地域の全ての子どもがお互いに理解しあい、共に育つ地域づくりを推進していくことが大切です。

事業	内容	方向性	担当課
① 専門指導事業	■言語聴覚士、作業療法士等による個別指導、心理士等による社会性を身につけるためのグルーptrainingを実施。	■個別指導、グループ指導ともに質の統一、向上化を図る。 ■指導卒業後の保育園、幼稚園、教育機関との連携を図っていく。	発達支援課
② 幼児グループ事業	■お子さんの発達の経過を確認する親子の遊びのグループ。 ■年齢別に2グループ実施。（1歳6か月以降のグループ・2歳以降のグループ）	■親子の遊びグループ（3歳児程度の対象）をもう一つ増設し、対象年齢に合わせた経過観察、親の気づきの場を設定する。卒業した親同士がつながりをもてるよう、親支援事業と連動させて交流会を実施する。	発達支援課
③ 児童発達支援事業	■児童福祉法による児童発達支援事業を実施。 ■初期療育「ひよこ組」相談やいるかグループを経て、小集団の療育を必要とする1～3歳児を対象に実施。 ■通園事業「きぼう」 2歳児 週2日（火・木）保護者同伴通園 3歳児 週3日（月・水・金）単独通園 4・5歳児 週5日 単独通園 （3～5歳児は週1回保護者同伴通園）併行通園※幼稚園・保育園在園児対象 週1回（保護者同伴通園）1クラス7名送迎バス（マイクロ）あり。 第七幼稚園との交流あり。	■児童発達支援事業としての指導内容の確立を行っていく。	発達支援課
④ 発達支援関係機関連携協議会	■子育て支援関係機関により協議会を構成し発達面や行動面、学校生活面において支援を必要とする子ども及び子どもの育ちについて不安のある家族を総合的に支援するもの。	■年1～2回協議会（全体会議）を開催し、左記協議会の設置要綱に定められた「テーマ別会議」「個別ケース会議」を必要に応じて開催し、子どもの発達に関する諸問題の解決に向け協議を実施していく。	発達支援課

(2) 障害のある子どもとない子どもが共に育つ環境づくり

事業	内容	方向性	担当課
⑤ 特別支援教育の推進	■特別な支援を必要とする児童・生徒にとって良い環境・良い指導は、全ての子どもたちにとっても良い環境・良い指導であるという「ユニバーサルデザイン」の視点に立った、ひのスタンダードの取り組みを更に推進し、小・中学校の特別支援学級だけでなく、通常の学級に在籍している児童・生徒への積極的な教育支援を行う。 ■第3次特別支援教育推進計画(計画期間：平成 26～28 年度)に基づき、特別支援教育の推進のため、具体的な施策を推進する。	■特別支援教育に関わる各種施策を推進する。特に、第3次特別支援教育推進計画に掲げている下記の具体的な施策を推進する。 ■小・中学校の通常の学級での、ひのスタンダードの取り組みと授業のユニバーサルデザインの取り組みを推進。 ■ニーズに応じた特別支援学級を設置。 ■中学校リソースルームを拡充。 ■エール（発達・教育支援センター）における連携支援体制を充実。 ■教員の指導力向上に向けた取り組みの推進。 ■特別支援教室（平成28年度から東京都が実施予定）の対応検討など。	教 育 課 支 援 課
⑥ 個別支援シート「かしのきシート」	■発達に支援を必要とする子どもが0歳から18歳までライフステージを通じて切れ目なく継続的な支援が受けられることを目的に『かしのきシート』を作成する。保護者と子どもの支援に関わる機関が連携協力することにより子どもの健やかな育ちの一助にしていく。	■シート運用の安定化を図る。また、システム導入により円滑な連携を目指す。	発 達 課 支 援 課
⑦ 放課後等デイサービス	■学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する事業。	■平成 24 年の関連法改正により、それまでの障害者自立支援法の児童デイサービス事業(市内 1 か所)から、児童福祉法による障害児通所支援施策として、放課後等デイサービスが創設された。 ■以降、日野市内に当該サービスがないことを鑑み、民間法人による設置促進を図り、平成 25 年度 1 か所、平成 26 年度 4 か所(11 月現在)が開設。 ■サービス利用者は増加傾向であることから、引き続き推進する。	障 害 課 福 祉 課
⑧ 障害児少年学級／障害者青年・成人学級	■障害をもつ子どもたちは、外出や様々な社会参加による社会的な刺激を受ける機会が健常児より少なく、健常者(児)との接し方や交流がうまくできにくいため、本事業で生活に即した学び、学び合いや人との接し方等を学ぶ機会を提供していく。	■保護者やボランティアが中心となって合宿や定例会、分科会等の機会に音楽や運動、遊びを通じて社会生活の仕方やルール等を学び、学び合い、相互の理解を深め、交流する機会(場)の提供を図る。	中 央 館 公 民 館

第5章 個別施策の展開

Ⅱ－方針2)

(2) 障害のある子どもとない子どもが共に育つ環境づくり (3) 食育事業などの充実

事業	内容	方向性	担当課
⑨ みんなの遊・友ランド	■障害のある子もない子も一緒に遊び、笑顔で声かけできるようなふれあいの場をつくることを目的としたイベント。 ■子どもたちが一緒に遊び、楽しい時間を共有することでお互いを知り、助け合うきっかけづくりを行っている。 ■ボランティアスタッフ（地域の大人・学生）が障害のある子と接することを通して、障害への理解を深めるとともに、いろいろな人達と触れ合うことで、地域活動への関心を高める。 ■青少年委員会を中心に、特別支援学校、日野市少年学級親の会、日野市社会福祉協議会、市内大学等と連携し、運営を行っている。 ■事業開始：平成4年2月。	■障害のある子とない子が交流する貴重な場となっているので、今後も継続し、相互理解を深めるとともに、ノーマライゼーションを啓発する。	子育て課



施策の方向（3）食育事業などの充実

「食」は命の源であり、子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも「食」が重要です。平成17年に制定された食育基本法では、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められています。もとより、食育はあらゆる世代に必要なものでありますが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎になるものです。

日野市では、食育推進計画に基づき、食育を推進していきます。

事業	内容	方向性	担当課
① みんなですすめる食育条例・日野市食育推進計画	■公募市民と有識者で構成される日野市食育推進会議を設置し、食育計画の進み具合を評価・検証する。 ■家庭における食育を推進し、朝ごはんの欠食率を減らす。	■日野市食育推進会議による食育計画の進み具合の評価・検証を継続していく。（第3期食育推進計画を平成29年度改定予定） ■家庭における食育を推進し、朝ごはんの欠食率を減らす。	健康課

第5章 個別施策の展開
Ⅱ 方針2)
(3) 食育事業などの充実

事業	内容	方向性	担当課
② 乳幼児及びその家族への食育推進	■離乳食の不安を低減させるため、子どもを持ったばかりの保護者に対する食育の場として「離乳食教室」を実施。参加者同士の交流の場として機能させる。 ■食事づくりに苦手意識を持つ乳幼児の保護者、妊婦を対象に「保育付き 簡単クッキング講座」を実施。家族の健康づくりを支援する。	■食生活や健康に対する意識の高い乳幼児の保護者に向けて働きかけることで、生涯の健康づくりのきっかけとなるよう、継続していく。	健康課
③ 保育園における食育推進	■保育の内容の一環として食育を位置づけ、各保育園の創意工夫のもと計画的に食育を推進する。 ■調理保育や収穫体験を通じて食への関心と大切さを知る活動や給食での日野産農作物の利用する活動を実施している。	■日野市食育推進計画に基づき、食事の大切さを指導していくため、講演や講座、インターネット等のメディアを用いた家庭への発信等を実施していく。 ■年々増加傾向のアレルギー児への対応や朝食欠食率ゼロを目指す取り組みなど、食育に関わる事業の充実を図る。	保育課
④ 学校での食育推進事業	■安全で楽しくおいしい給食をより一層推進するとともに、大地や自然の恵みを大切にし、日野市食育推進計画の遂行を図る。 ■学校給食での地場産野菜の利用率の向上を図る。 ■農業体験や食材についての指導。 ■食事マナーに関する指導。 ■バランスのとれた食事の仕方などの指導。	■日野市みんなですすめる食育計画に基づき事業を実施していく。 ■給食に日野産野菜をより多く使用することや食育カルタ、書初めなど食育に関係するいろいろな機会を通して生徒・保護者へ、食や健康情報が見える形、わかりやすい形で発信し、検証していく。 ■朝食の欠食割合を改善するための情報提供等も実施していく。	学校課
⑤ 学童・児童館での食育事業の展開	■市内10児童館の事業として食育事業を展開しており、子どもが自分ひとりでできる比較的簡単なランチづくりを行うほか、「もちつき」や「やきいも」などの季節行事や日本の伝統的行事を通して食文化を学んでいる。 ■学童クラブでは、カレーづくり等の調理体験を行い、作る側を経験することで調理の仕方や楽しさを知る場を設けている。 ■地元農家の協力のもと、芋掘り等の収穫体験をすることで生産者の立場や食材の大切さを学ぶだけでなく、食に対する感謝の気持ちも学ぶ機会を設けている。	■児童館では、食事をつくる力を身につけ、食べることの大切さや共に食べる喜び、食に対する感謝の気持ちを育むことができるような食育事業を継続して行っていく。 ■「もちつき」や「やきいも」などの実施により伝統行事や季節行事の大切さを次世代へつなぐ体験の場とする。 ■学童クラブでは、調理体験により、つくる喜びや調理への興味を引き出していく。 ■調理体験行事を通じ子ども・保護者・学童クラブ職員の交流を図り、子どもの成長の一助としていく。 ■食材の大切さや食に対する感謝の気持ちを育む機会として、作物の収穫体験行事についても引き続き行う。	子育て課

第5章 個別施策の展開

Ⅱ－方針2)

(4) 医療体制の充実 (5) スポーツ活動の充実

施策の方向(4) 医療体制の充実

子どもの健康状態を定期的に把握し、病気や発育発達上の問題を早期に発見し、対応するとともに、病気や緊急時に夜間や休日を含めて適切に対応できる小児医療体制を充実していく必要があります。同時に、子どもの死亡原因として高い率を占める不慮の事故など、家庭内などにおける子どもの事故を防止していく必要もあります。

事業	内容	方向性	担当課
① 救急医療体制の充実	■救急専従医師の確保、救急車不応需ゼロ、救急室の設備改修など、市民生活に直結した救急医療の維持・継続に努めるとともに、一層の充実を図る。	■全日小児科医当直体制及び24時間365日不応需のない救急車受け入れ体制の堅持。	市立病院
② 二次救急診療体制の充実 (地域密着型の中核病院機能の発揮)	■南多摩医療圏において、一次医療を担う小児科クリニックが充実し、近隣に二次医療機関が多数存在する状況において、市立病院が果たすべき役割を十分認識し、日野市が子育てに安心を与える地域であり続けるために、更なる小児科の充実に努めていく。	■地域のクリニック及び東京都立小児総合医療センターとの連携強化。 ■分娩に伴う小児科医師や助産師とのチーム医療による新生児医療体制の堅持。	市立病院

施策の方向(5) スポーツ活動の充実

子どもにとってスポーツは、生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力の基礎を培うとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど人間形成に重要な役割を果たすものです。

また、近年、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が見られ、運動習慣が身に付いていない子どもに対する支援の充実などが課題としてあります。

このため、子どもがより多くスポーツに触れる機会を創出し、スポーツに取り組む態度を育成していかなければなりません。

学校の体育に関する活動や地域スポーツを通じて、子どもが十分に体を動かして、スポーツの楽しさや意義・価値を実感することができる環境の整備を図る必要があります。

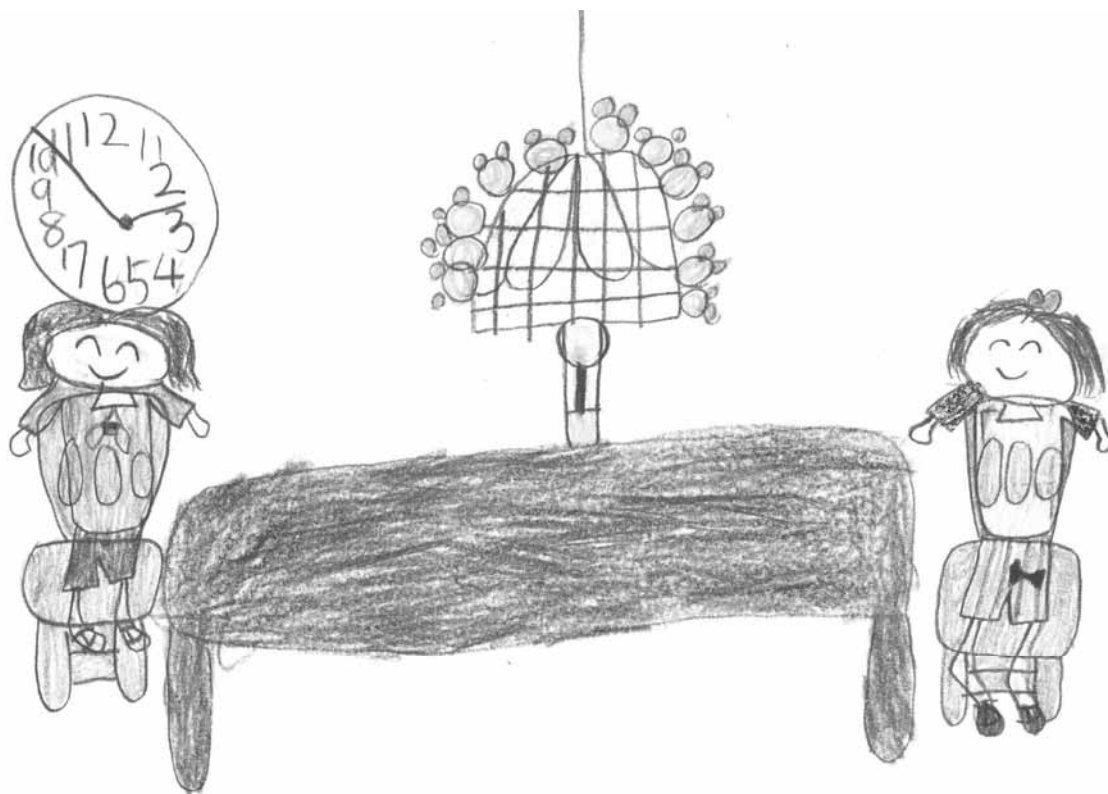
2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を受け、スポーツをきっかけとしたオリンピック教育の充実のみならず、国際理解やボランティア活動など、様々な活動へと広がる取り組みを推進することが重要です。

第5章 個別施策の展開
Ⅱ－方針2)
(5) スポーツ活動の充実

事業	内容	方向性	担当課
① 市民の森 ふれあいホール	■多数の市民の意向を踏まえ、スポーツ・文化・芸術など様々な分野で利用できる市民交流の拠点として、平成24年度に開設した施設。 ■平成26年度より指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを交えた管理運営が始まった。	■市民交流の活性化には、従来の交流事業等にとられず、新しい市民の交流を形成していく必要がある。様々な事業展開が必要であり、市民ニーズにあった交流事業を展開していく。 ■子どもたちがより多くスポーツに触れる機会を創出していく。 ■指定管理事業者による自主事業が展開され、更なる市民の活気あるふれあいの場を提供していく。	文 化 スポーツ課
② スポーツ推進 委員	■地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション活動の普及を図る。 ■地域からの指導者派遣、協力依頼は、地区担当者（市内3地区）を中心にスポーツ推進委員会全体（24名）で積極的に対応する。	■日野市発のニュースポーツであるハンドロウルを使って、障害者スポーツへのアプローチを行っていく。 ■1人でも多くの市民に外に出てスポーツを実践してもらうためのきっかけづくりとして、ウォーキング事業の見直しも検討していく。	文 化 スポーツ課
③ 子どもの 体力向上の ための様々な 環境づくり	■以下の事業を基本とし、子どもたちの体力向上を図る。 ①ロープジャンプ小学生大会 ②南平体育館の改修 ③遊び場・運動広場 ④市民体育大会 ⑤日野スポーツスクール	■運動好きな子どもを増やすため、教育委員会と連携し学校間の垣根を越えたロープジャンプ大会を実施。 ■幅広い市民ニーズに応えられる地域体育施設として南平体育館の大規模改修を検討。 ■地域に根差した子ども等の「遊び場・運動広場」の適切な管理を行う。 ■競技スポーツ活動の成果発表の場として、野球・サッカーなど33種目の市民体育大会を実施。 ■子どもも対象とした、卓球・バドミントンなどの室内種目の初心者向けスポーツ教室を日野市体育協会の協力のもと実施。	文 化 スポーツ課
④ 校庭などの 芝 生 化	■都市部におけるヒートアイランド・緑化対策に加え、体力向上と健康な体づくり、生命を尊び自然を大切に心身の養成、豊かな人間性の育成の3つの教育的観点から、児童生徒等の成長にとって望ましい教育環境を整備するとともに地域コミュニティの形成にも資するため、東京都の補助事業である「緑の学び舎づくり実証実験事業」に基づき、学校の校庭を芝生化するもの。 ■実施校：東光寺小学校、滝合小学校、三沢中学校（左記3校は東京都補助事業）日野第2小学校ほか3校（敷地の一部を整備。）	■校庭等を芝生化することで、外で遊ぶ（スポーツ）児童・生徒が増加し、体力・運動能力の向上、けがの減少及び精神面の安定などにつながり、また、芝生の維持管理を地域と連携することで、地域コミュニティの形成にも資することが期待されるため、今後も推進していく。	庶 務 課

第5章 個別施策の展開
Ⅱ－方針2)
(5) スポーツ活動の充実

事業	内容	方向性	担当課
⑤ 2020東京オリンピック・パラリンピックに向けた体力・運動能力向上	■2020東京オリンピック・パラリンピックに向け、積極的に運動やスポーツに親しむ態度を養う。	■アスリートによる本物体験授業等を実施。 ■子どもたちがスポーツに親しみ、継続的に取り組む動機づけとなる事業を実施。	学 校 課





Ⅲ 共に生き、互いに育てあうまち

方針1) 地域で子どもの成長を支える仕組みづくり

施策の方向(1) 子育て支援の強化に向けた市民活動(NPOなど)の支援

事業

- ①市民活動(NPOなど)の支援
- ②ひの市民活動支援センター設置・運営

} p.104

施策の方向(2) 地域で推進する子どもの健全育成

事業

- ①民生委員・児童委員(主任児童委員)
- ②子ども会などへの支援
- ③地区青少年育成会の活動
- ④青少年委員の活動
- ⑤青少年問題協議会
- ⑥子ども・子育て支援会議
- ⑦手をつなごう・こどもまつり

} p.105

} p.106

} p.107

施策の方向(3) 地域と学校の連携

事業

- ①コミュニティ・スクール運営事業
- ②ホームページでの学校情報提供
- ③学校地域支援本部
- ④地域の人材を活用した教育の充実(外部指導員など)

} p.107

} p.108



施策の方向(1) 子育て支援の強化に向けた市民活動(NPOなど)の支援

地域全体でそこに住む子どもを育てていくという意識づくりを進め、地域におけるしっかりとした子育て支援体制を充実していくことが非常に重要です。

地域ぐるみで子育てに取り組むためには、子育て支援に関するNPO法人等の市民活動団体の力は必要不可欠になっています。

今後も継続して、市民活動、市民の手による子育て支援の強化、地域コミュニティ活動の推進などの充実を図っていきます。

事業	内容	方向性	担当課
① 市民活動(NPOなど)の支援	■多世代、守備範囲の異なる市民(団体)が、交流することで生まれる地域内での自主的な連携の促進を目指し、地域懇談会を開催する。 ■市民活動の財源確保のための支援。(助成金の情報提供、時代にあった形での補助制度の実施) ■子育て支援活動団体などによる地区センターといったコミュニティ施設の活用促進。	■妊産婦から中高生まで、段階に応じた子育てサービスが、地域性を踏まえて地域内で円滑に展開されていく地域づくりを目指す。	地域協働課
② ひの市民活動支援センター設置・運営	■ひの市民活動支援センターの運営を通じて、子育て支援活動団体の立ち上げ支援、既存団体の活動の充実支援、市民活動団体間の連携促進などを行う。	■ひの市民活動団体連絡会との協働により、市民の力を引き出し、地域課題の解決に取り組む。	地域協働課

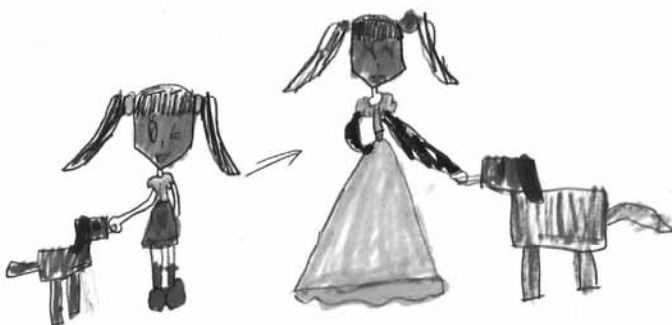


施策の方向(2) 地域で推進する子どもの健全育成

地域においては、市民ボランティアや地域団体、NPO法人など様々な活動主体により、子育て支援や子どもの見守り、児童虐待の予防、地域福祉などの多様な活動に取り組まれ、子どもや青少年、子育て家庭の大きな支えになっています。一方、これらの活動を担う新たな人材の確保が困難であったり、特定の人に負担が偏るなどの課題も見られます。

地域活動に取り組む裾野を広げるために、様々な活動主体が相互に連携し、役割分担しながら、一層効果的で広がりのある活動を進められるよう、行政としても支援していくことが重要です。

事業	内容	方向性	担当課
① 民生委員 ・児童委員 (主任児童委員)	■児童福祉法に基づき、民生委員が児童委員を兼ねており、それぞれ担当地域をもって活動している。 ■更に、区域を担当する児童委員に加え、児童を専門に扱う主任児童委員を設置し、10名の主任児童委員が中学校区域ごとに活動している。	■児童委員は担当地域内の児童、妊産婦、ひとり親家庭等の福祉に関する相談に応じ、適切な関係機関へつなぎ問題解決に努める。児童の健全育成や母子保健推進のため、地域活動に協力する。 ■児童委員のうち主任児童委員は、担当地域の児童委員と関係機関との連携・調整を行う。児童相談所、子ども家庭支援センター、学校等との連携を密接にし、児童や子育て世帯を取り巻く環境等について、児童委員と連携して状況把握を行う。	福祉政策課
② 子ども会などへの支援	■市内子ども会に対して、子どもの人数に応じて補助金を交付している。(平成26年現在72団体) ■子ども会活動を支援するためにプレイワーカー派遣制度があり、子ども会からの要請に応じて、レクリエーション等の提供を行っている。 ■ふれあいホール三世代交流館集会室1-2を活動場所として貸し出している。	■今後も同様の支援を継続し、子ども会活動の活性化を目指す。	子育て課
③ 地区青少年育成会の活動	■中学校地区(8地区)ごとに組織され、家庭、学校、地域の諸団体との連絡調整や地域の中で行事やイベントなどを開催することで子どもたちに様々な体験・経験の機会を提供している。 ■8地区で構成されている連合会においては、情報交換や研修会などを実施している。 ■【経過】 昭和39年7月 日野市青少年問題協議会地区委員会として発足。 平成2年4月から日野市地区青少年育成会となる。 平成18年4月より日野市青少年育成会連合会を発足。	■より多くの地域の中の子どもたちが様々な体験・経験ができるよう、中学校地区(8地区)ごとのイベントや企画を市としても引き続きバックアップしていく。 ■各地区育成会及び連合会の活動が安定的かつ継続的に実施できるよう普及啓発に努めていく。	子育て課



第5章 個別施策の展開

Ⅲ－方針1)

(2) 地域で推進する子どもの健全育成

事業	内容	方向性	担当課
④ 青少年委員の活動	■ 青少年の健全育成及び青少年教育の振興を図るため、各中学校区2名、計16名の青少年委員を委嘱している。(任期2年) ■ 「みんなの遊・友ランド」の企画・運営やジュニアリーダー講習会をはじめとした市事業への協力を行っている。 ■ 委員の個人活動として、それぞれの地域で、地区育成会活動、児童館ボランティア、小中学校・特別支援学校のサポート等を行っており、毎月の定例会において、委員間・地区間の情報を交換・共有している。 ■ 青少年委員制度として昭和35年発足。	■ 会の活動・個人活動を通して地域の青少年と関わり、各委員の得意分野・スキルを生かした様々な角度からの青少年育成に努める。 ■ 各委員の地域のネットワークを活用して、助け合うことの大切さ、いろいろな人達と触れ合うことの楽しさを感じてもらい、青少年を地域でのボランティア活動に誘引する。 ■ 地域と行政のパイプ役として、青少年関係団体・大学等と連携を取りながら、子どもたち・地域のために何かしたい人と子どもたち・地域のために活動している人をつなぎ、活動を支援していく。	子育て課
⑤ 青少年問題協議会	■ 青少年の指導育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立に必要な事項を調査審議、関係団体相互の連絡・調整を行う機関。 ■ 委員数24人(平成27年3月31日現在)	■ 青少年の指導育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立に必要な事項を調査審議、関係団体相互の連絡・調整を行う機関として、引き続き、青少年を健全に育成していくための調査審議を行っていく。 ■ 時代に即した協議会のあり方を検討していく。	子育て課
⑥ 子ども・子育て支援会議	■ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づく。平成25年10月に発足。 ■ 委員構成 委員20人以内 ① 子どもの保護者。 ② 地域において子どもの育成及び子育ての支援活動に携わる者。 ③ 市内の民間企業の事業主を代表する者。 ④ 市内の民間企業の労働者を代表する者。 ⑤ 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者。 ⑥ 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者。 ⑦ 関係行政機関の職員。 ⑧ その他市長が必要と認める者。 ■ 所掌事務 ① 特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)の利用定員の設定に関すること。 ② 特定地域型保育事業(小規模保育等)の利用定員の設定に関すること。 ③ 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること。 ④ 子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関すること。	■ 新! ひのっ子すくすくプランにおいても、計画の評価と検証の仕組みが必要になることから、PDCAサイクルを実施し、市民参画や地域との連携のもとに進めていく。 ■ 幅広い委員構成であるため、会議を活用し、以下の取り組みを実施。 ① 仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進などの広報、啓発。 ② 法その他の関係法律に関する労働者、事業主、地域住民への広報、啓発。 ③ 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報の収集及び提供等。	子育て課

(2) 地域で推進する子どもの健全育成 (3) 地域と学校の連携

事業	内容	方向性	担当課
⑦ 手をつなごう・こどもまつり	■日頃から子どもに関わっている諸団体（青少年育成団体・市民団体・行政機関・児童館など）が実行委員会を組織し10月の日曜日に日野中央公園・市民プラザにて実施。親子で楽しめるイベントを多数用意し、子どもが日頃の成果を発表できるステージも設置。子どもに関わっている諸団体がこのイベントを通じ交流を深めている。 ■【経過】 平成3年度 日野市青少年育成市民交流集会発足。 平成6年度「WA I WA I ワールド〜じどうかんまつり〜」を実施。 平成7年度「浅川で手をつなごう」実施。 平成15年度 万願寺中央公園に場所を移し「手をつなごう」実施。 平成22年度「手をつなごう・こどもまつり」として開始。	■日頃から子どもたちの育成のために活動している市内の様々な団体や機関、市民が交流・連携・協働し、より大きな人の輪をつくり、子どもたちのより健やかな育ちを支えていくためのきっかけづくりの場とする。 ■子どもたちの主体的な活動を通じた自己実現の場として確保し、「ともに創りあげる喜び」を分かち合い「自分を大切にし、また他者を思いやり尊重する心」を涵養するための場とする。 ■このイベントを通して子どもに関わっている諸団体の交流を深め、日常の活動でも協力関係が築けるよう促していく。	子育て課



施策の方向 (3) 地域と学校の連携

学校は、教育の場でありながら、子どもが共同や集団に触れ、社会人としての基礎を形成していく大切な場でもあります。社会がますます複雑多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化する中で、学校、家庭及び地域住民などの相互の連携協力が重要となっています。

地域の声を活かし、地域に開かれた学校づくりを一層推進していくことが必要になっています。学校が地域に積極的に関わることで、保護者、地域住民との信頼関係が深まり、地域の教育資源や人材を教育活動に活かすことができるなどの効果が期待されます。

事業	内容	方向性	担当課
① コミュニティ・スクール運営事業	■コミュニティ・スクールは、地域が一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、学校と地域が一体となって、地域に開かれ地域に支えられた学校づくりを実現する仕組みであり、平山小と東光寺小で導入。（平成26年度現在）	■今後の他校への導入については、学校や地域の意向を尊重しながら検討していく。	学 校 課
② ホームページでの学校情報提供	■ICT活用教育の推進策のひとつとして、「学校Webサイトによる見える学校づくり」を掲げ、市内の全小中学校各校の特色ある取り組みをホームページで公開している。	■各学校が、それぞれのオリジナリティを出して、保護者や地域の方だけでなく、広くそれぞれの取り組みや活動を発信し、見える学校づくりを推進していく。	学 校 課

第5章 個別施策の展開

Ⅲ－方針1)

(3) 地域と学校の連携

事業	内容	方向性	担当課
③ 学 校 支 援 地 域 本 部	■地域の人々が学校運営を支援する「学校支援地域本部」の設置を支援し、地域全体で子どもたちを育む環境を整備する。 ■学校の依頼と地域のボランティアをつなぐ役割のコーディネーターを各校に配置している。 ■支援内容としては「学習支援」「環境整備」「登下校の見守り」「行事の支援」などを実施。	■市内小学校ごとに地域支援本部を設置し、学校と地域の連携体制の構築や制度の周知を図る。	生涯学習課
④ 地域の人材を活用した教育の充実 (外部指導員など)	■「ひの21世紀みらい塾」として、特技を活かして教えたいという市民講師や、市職員を派遣・紹介し、市民の学び合いを支援する。	■生涯学習推進基本構想・基本計画をもとに、より効果的な市民の学び合いができるよう検討していく。	生涯学習課





方針2) 安心して子育てができる安全なまちづくり

施策の方向(1) 安全、安心なまちづくりの推進

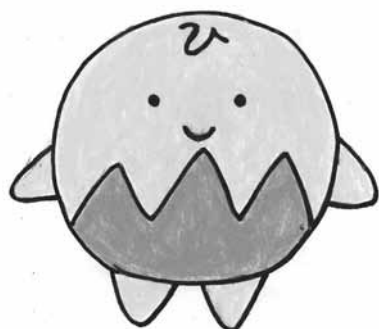
事業

- | | | |
|-------------------|---|-------|
| ①通学路など登下校の安全確保 | } | p.110 |
| ②学校防犯カメラ | | |
| ③スクールガードボランティア | | |
| ④セーフティ教室 | | |
| ⑤不審者情報などメール配信サービス | } | p.111 |
| ⑥あいさつ運動 | | |
| ⑦自主防犯組織育成支援事業 | | |
| ⑧市内安全パトロール | | |
| ⑨「こどもを守るネットワーク」事業 | | |

施策の方向(2) 子育てしやすいまちづくり

事業

- | | | |
|---------------------|---|-------|
| ①住宅マスタープランの推進 | } | p.112 |
| ②公園探検隊事業 | | |
| ③通学路の整備 | | |
| ④第二次日野市交通バリアフリー基本構想 | } | p.113 |
| ⑤まちづくりマスタープランの推進 | | |



第5章 個別施策の展開

Ⅲ－方針2)

(1) 安全、安心なまちづくりの推進

施策の方向（1）安全、安心なまちづくりの推進

子どもたちが健やかに育つためには、安全・安心なまちでなくてはなりません。日野市では、子どもたちにとって身近な空間である学校を基本とし、登下校時の安全確保、交通ルールやマナー教育、通学路の安全確保などの取り組みを進めています。また、あいさつ運動やスクールガードボランティアなどを通じて家庭・学校、地域が連携して日常的、継続的に子どもを見守る活動を展開しています。

しかし、依然として子どもや青少年が犯罪に巻き込まれる事件が後を絶たず、昨今では、インターネットや携帯電話を活用したサイバー犯罪が増加するなど、犯罪の手口もより複雑化、巧妙化しています。学校と保護者などが警察と連携しながらメールなどを活用して、情報の共有を図ることで、犯罪などの発生防止や子どもを守る取り組み活動を強化していく必要があります。

子どもたちを交通事故や犯罪の被害などから守るためには、親など保護者や子、地域住民それぞれが防災、防犯・安全への関心を高め、自ら判断し、すすんで行動し、人々が支え合う環境や体制をつくる必要があります。

事業	内容	方向性	担当課
① 通学路など登下校の安全確保	■日野市通学路交通安全プログラムに基づき、警察、道路管理者、学校、PTA、教育委員会による通学路の合同点検をPDCAサイクルにより行っていく。 ■小学校の通学路に防犯カメラを設置し、防犯効果を高める。 ■児童またはPTAが地域を見回り、自ら危険箇所を見つけ、安全マップを作成し配布する。	■平成27年度から日野市通学路交通安全プログラムが始動するため、このプログラムの円滑な運用に取り組んでいく。 ■モデル校の通学路に防犯カメラを設置し、課題を整理しながら、さらなる設置を検討し進めていく。 ■学校家庭地域が一体となり、安全マップを毎年更新し、充実を図る。	学 校 課
② 学校防犯カメラ	■学校等敷地内への不審者対策として、児童生徒等の安全を確保するため、門または昇降口の付近にカメラを設置し、施設内への立ち入りを撮影及び確認するもの。全小中学校設置。	■学校等の敷地内における児童生徒等の安全を確保するため、不審者等の敷地内への立ち入りを今後も防犯カメラにて常時確認していく。	庶 務 課
③ スクールガードボランティア	■子どもの安全や地域の安心確保のためには、保護者や地域の人たちによる“見守り”が大変重要なことから、「ウォーキングやジョギングをしながら、通学路をパトロールする。」「買い物の時間を下校時間に合わせ、通学路を通ってみる。」「散歩のコースを通学路にして、登下校時に子どもたちと歩く。」など、ひとりでも多くの大人が、自分のできる範囲で、無理なく長期的に子どもたちを見守っていただくボランティアのこと。 ■小学校ごとに登録していただき、登録後「スクールガードボランティア」の腕章・笛・ボランティア証を貸し出しする。	■市内の小中学校全校でボランティアが活動している。登録者も年々増加しており子どもたちや地域の防犯、安全に寄与しているので、さらなる拡がりを見せるような事業展開を行っていく。	庶 務 課

第5章 個別施策の展開
Ⅲ－方針2)
(1) 安全、安心なまちづくりの推進

事業	内容	方向性	担当課
④ セーフティ教室	■小学校、中学校全校でセーフティ教室を関係機関の方を講師に招いて開催している。 ■保護者や地域も参加した形式での充実を図っていく。	■非行防止・犯罪の未然防止を目的として、警察等関係機関と連携して、小・中学校で年1～2回実施。保護者、地域の方との意見交換会を実施している。 ■今後も、地域、関係機関と連携して小中学校全校でセーフティ教室を実施し、健全育成の充実を図る。	学 校 課
⑤ 不審者情報などメール配信サービス	■あらかじめ登録していただいた携帯電話やパソコンのメールアドレスに、不審者出没や災害発生等の情報を配信するサービス。学校や幼稚園、学童クラブからの情報も受け取れる。 ■提供する情報は、①不審者情報 ②学校・幼稚園生活情報及び学童クラブ情報 ③防災安全情報 ④高齢者行方不明情報 ⑤障害者行方不明情報であり、受け取る情報の選択が可能。	■当初は緊急性の高い情報だけを取り扱っていたが、発信先の間口が広がることによりその他の防災情報・生活情報等の提供要望も多いので、担当窓口の一本化を図るよう調整を行い、より使いやすく有益な情報発信ができるようなシステムを構築する。	庶 務 課
⑥ あいさつ運動	■第22期青少年問題協議会の提言を受けて、事業を平成17年度開始。 ■地域で子どもと大人があいさつを交わすことにより、お互いに顔見知りになり、地域の結びつきを強めて、子どもの安全を守ることが趣旨。 ■具体的には、奇数月の最初の登校日に教職員、市職員、保護者、自主防犯組織、自治会、市民活動団体、シルバー人材センターなど地域の人々が校門前で生徒の登校をあいさつで迎える。 ■小中学校にあいさつ運動ののぼり旗を掲げている。	■地域の大人同士がつながり、大人と子どもが互いに顔の見える関係づくりが進んでいるが、依然として子どもが巻き込まれる痛ましい事件の報道が後を絶たない現状もある。 ■より多くの地域の皆様に関わっていただけるよう、参加しやすいきっかけづくり、関係機関と連携し防犯意識をさらに向上することなどが課題。 ■子どもたちが、地域の大人に見守られているという安心感の中で成長できるよう、さらに地域のつながりを広げていきたい。	子育て課
⑦ 自主防犯組織育成支援事業	■地域との合同防犯パトロールの実施や自主防犯組織育成事業交付金の交付等、人的・物的支援を行うとともに、各種防犯研修会等を実施することにより、防犯活動の更なる強化、及び市民の防犯意識の向上を図る。	■自主防犯組織の新規結成を促進するとともに、既存組織の更なる活性化を図る。	防 災 安 全 課
⑧ 市内安全パトロール	■下校時の子どもの見守りを中心に、専門知識を持った監視庁OBによる犯罪特性に留意した青色防犯パトロール等を実施することにより、各種犯罪の抑止、及び防犯体制の強化を図る。	■地域に密着した防犯パトロールを推進することにより、子どもが犯罪に巻き込まれない地域社会の実現を目指す。	防 災 安 全 課
⑨ 「こどもを守るネットワーク」事業	■市庁用車に指定ステッカーを貼付するとともに、車両業務中に、子どもの身の危険を察知、あるいは、子どもから救助を求められた際に、子どもを一時的に保護し、警察に通報する事業。	■引き続き、継続実施する。	防 災 安 全 課

第5章 個別施策の展開

Ⅲ－方針2)

(2) 子育てしやすいまちづくり

施策の方向（2）子育てしやすいまちづくり

子どもたちや子育て家庭が日々生活するうえで、まず、住宅や居住環境が安全で快適であることが大切です。子育て家庭が都市の利便性や職住近接、三世代の同居近居などの利点を享受しながら快適に暮らせるよう、道路や公園の整備など、市民の声を直接活かしながら整備することで、「子育てしたいまち・しやすいまち日野」に近づきます。

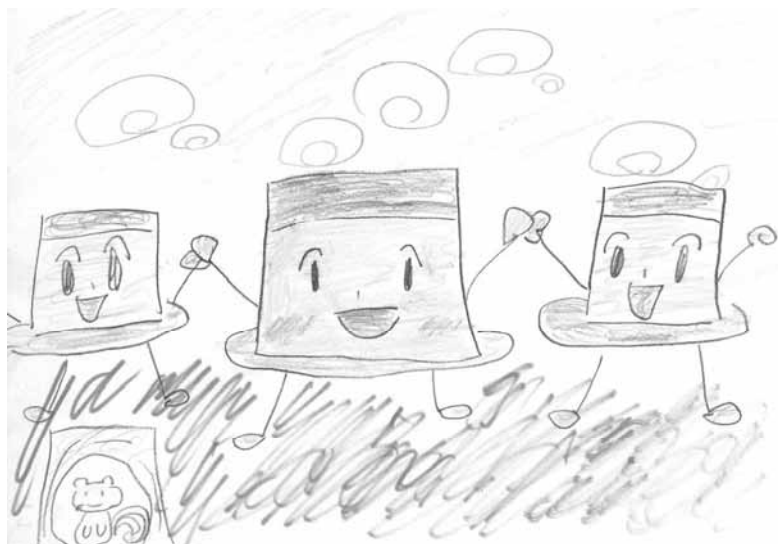
このため、ユニバーサルデザインに基づく整備、市民による道づくりの推進、市民参加（公園探検隊など）による公園デザインにより、「子育ての場となる道路・公園づくり」に取り組みます。

事業	内容	方向性	担当課
① 住宅マスタープランの推進	■高齢者向け住宅の確保、三世代近居・隣居・同居の推進、住み替えやリバースモーゲージの推進、新たな公営住宅施策の展開、省エネルギー住宅の普及促進、住宅の耐震改修促進等、「日野いいプラン2020」「環境基本計画」「行財政改革大綱」等の見直された基本構想・基本計画と整合した住宅政策を推進する。	■国と都が策定する住生活基本計画を踏まえ、平成26年度中に日野市の住宅マスタープランの改訂を行い、住宅施策を総合的かつ計画的に推進する。	都市計画課
② 公園探検隊事業	■地域の特性を生かした市民が利用しやすい「特徴ある公園づくり」及び公園管理などの見直しを市民参画で推進する。	■平成22年度までの9年間、市民とともに公園マップの作成やバリアフリー調査などを行い成果をあげてきた。 ■メンバーの高齢化や転出に伴い、近年は組織が消滅している状況を踏まえ、方向性について検討していく。	緑と清流課
③ 通学路の整備	■第二次日野市バリアフリー特定事業計画の策定や、各小学校の通学路の点検など、市民参画による道路整備を図る。	■第二次日野市バリアフリー特定事業計画に基づき、歩道のバリアフリー化を図る。 ■平成26年度末に策定予定の（仮称）通学路交通安全プログラムに基づき、教育委員会、学校関係者、PTA、各管理者による合同点検の継続、対策の改善、充実等をPDCAサイクルで実施し、通学路の安全性向上を図る。	道路課



第5章 個別施策の展開
Ⅲ－方針2)
(2) 子育てしやすいまちづくり

事業	内容	方向性	担当課
④ 第二次 日野市交通 バリアフリー 基本構想	■第二次日野市バリアフリー基本構想に指定されている路線について計画的に整備を行っていく。 ■市では市民だれもが自らの意思であらゆる活動に自由に参加し、人生を楽しみながら希望を持って生きられる社会を築くことを目的に、ユニバーサルデザインによるまちづくりを進め、重点整備地区を中心に全市のバリアフリーネットワークの形成を目指すもの。また、ハード面のバリアフリー化だけでなく、情報提供のルールや仕組み等のソフト面のバリアフリー化、関係者の援助やマナーの向上等のハート面のバリアフリー化（心のバリアフリー化）を行う。	■第二次日野市バリアフリー基本構想に基づき、平成25年3月に第二次日野市バリアフリー特定事業計画を策定し、具体的な整備内容について取りまとめた。本特定事業計画に基づき進行管理を実施していく。	都 市 計 画 課
⑤ まちづくり マスタープラン の推進	■現行のマスタープランについて、策定後の社会経済情勢の変化や、日野市を取り巻く環境変化等を踏まえるとともに、その後の行政施策の状況、地域の要請の変化等に対応するよう、3か年でまちづくりマスタープランの改訂作業を行う。	■「まちづくりマスタープラン」を推進するために「まちづくり条例」を施行。このマスタープランと条例は日野市のまちづくりの基本となるものであり、ひのっ子すすくプランを推進していく上で「まちづくり」という側面から推進していく必要がある。	都 市 計 画 課





Ⅳ 命を慈しむ心を育て、次の世代の親を育てる

方針1) 家族や地域の人とのふれあいを促進

施策の方向(1) 家族のふれあいを促進

事業

- ①家族ふれ愛の日の啓発(写真展)
- ②親子ふれあい事業
- ③家庭教育学級

} p.115

施策の方向(2) 異年齢交流の促進

事業

- ①幼稚園・保育園での中高生の受け入れ
- ②ジュニアリーダー講習会

} p.116

施策の方向(3) 子どもの人権意識の醸成

事業

- ①道徳授業地区公開講座
- ②人権教育推進委員会
- ③心の教育(いじめ防止基本方針)
- ④高齢者との交流
- ⑤子ども条例の推進
- ⑥いのちの学校

} p.117

} p.118



施策の方向(1) 家族のふれあいを促進

インターネットや携帯電話などの便利な情報伝達手段の利用が広がり、人と人とのつながりが希薄化するとともに、同年齢・異年齢の仲間や地域の人たちとの密接なつきあいは少なくなってきました。このことは、子育てを取り巻く環境にも大きく影響を与えています。

このような中で、子どもの成長にとって家庭の役割（家庭は家族の温かい愛情に育まれ、心身の健やかな成長を図る場であり、大切な安らぎの場）がいかに重要であるかを再認識するとともに、家族のふれあいを通して、心のかような家庭づくりが推進できるよう、地域社会が家庭に働きかけられる、親しみやすく実践しやすい活動を推進していきます。

事業	内容	方向性	担当課
① 家族ふれ愛の日の啓発(写真展)	■第23期青少年問題協議会の提言を受けて、事業を平成20年度開始。 ■毎月第3日曜日を「家族ふれ愛の日」と定め、親子の会話、心のかような家庭づくりが推進できるよう啓発していくことが提言された。 ■具体的には、家族ふれ愛写真展を毎年開催し、受賞作品を基に啓発ポスターを作成し、市内公共機関等に掲示している。	■東京都が定めている「家族ふれあいの日」とも併せ、家族のふれあいについて啓発活動を継続していく。	子育て課
② 親子ふれあい事業	■親子のふれあいを促進するため、3～4か月児健診後に親子の交流する機会を設定し、保育士による手遊びや絵本の読み聞かせを実施。	■親子のふれあい促進のきっかけの場となるよう、継続していく。	健康課
③ 家庭教育学級	■市内小中学校PTAへの委託による家庭教育学級や、生涯学習課による講演会などにより、家庭教育の充実や、主な担い手である保護者の教育力向上を図る。	■各小・中学校PTAによる学習活動の充実。 ■講演会開催や、市ホームページ等での情報発信による家庭教育の啓発及び保護者の意識向上。	生涯学習課

施策の方向(2) 異年齢交流の促進

自ら親になるまで子どもの世話をした経験のない人が増え、身近に子育てを支えてくれる人や気軽に相談できる人も少なくなっています。このため、実際に親になった時に、育児情報だけを頼りに育児をし、現実の問題への対応が困難になるなど、子育て家庭の負担が高まっている状況もあります。このため、中・高校生の段階において、乳幼児や小さな子どもとのふれあいを通じて、次の命を慈しむ心を育てる機会をつくる必要があります。

また、地域の異世代と自然体験を通じた感動体験や成功体験を通じて、仲間同士で支えあったり、自分より年齢が下の子どもの支援に関わるなど、自らが主体的に参加することが、生きる力を育むことにつながります。

第5章 個別施策の展開

Ⅳ－方針1)

(2) 異年齢交流の促進 (3) 子どもの人権意識の醸成

事業	内容	方向性	担当課
① 幼稚園・保育園での中高生の受け入れ	■子どもへの理解を深め、命の尊さ、慈しむ心、家族の大切さや家族をもつ喜びが持てるよう、地域の高等学校・中学校と連携して中高生等の保育体験を受け入れる。 ■中高生を対象に、保育園の行事参加や保育園職場紹介などの交流を深める。	■今後も、地域の高等学校・中学校と連携して中高生等の保育体験を積極的に受け入れる。	保育課
② ジュニアリーダー講習会	■昭和41年度に開始され、異年齢交流・地域交流を通して、思いやりの心や生きる力を養い、地域への愛着・関心を深める事業。年10回実施（平成26年度） ■効果 企画・運営を大学生・高校生のボランティアリーダーが行うことで、将来地域で活動する人材の育成を目指している。「地域活動の担い手の育成」 ■ボランティアリーダーは地域貢献の一環として、子ども会や地域の行事・イベントに赴き、お手伝いやレクリエーション提供等の地域活動を行っている。	■小中学生を対象に、キャンプ等の野外活動や地域交流を行い、子どもたちの体験活動の充実を図る。 ■ボランティアリーダーの地域活動への参加を促し、ジュニアリーダー講習会の認知度を高めるとともに、講習会の成果を地域へ還元していく体系づくりに努める。より一層地域と密着した活動を進めていく。 ■青少年委員による育成環境の整備、地域に根ざした活動を進め、地域で活躍できる人材の育成を行っていく。	子育て課



施策の方向 (3) 子どもの人権意識の醸成

21世紀を担う子どもが心身ともに健やかに育つことは、市民全ての願いです。そのためには、家庭や地域、学校、職場などが一体となって子どもの立場に立った施策を進めていく必要があります。

近年、少子化や核家族化が進み、家庭の教育力の低下や地域社会のつながりの希薄化など、子どもが育まれる家庭や地域環境が大きく変化し、子どもをめぐる問題も複雑・多様化しています。このような状況において、児童虐待、家庭内暴力や学校でのいじめ、体罰、少年非行などの問題行動や不登校、危険ドラッグなどの薬物乱用の低年齢化、「援助交際」や児童ポルノなどの性の商品化など子どもの人権をめぐる問題が深刻化しています。

こういった問題の背景には、家庭・社会環境の変化といった要因のほか、保護や教育の対象としてのみ見ることなどによって子どもの主体性や社会性の欠如を招いているというようなことも要因として考えられます。

子どもが1人の人間として人権が最大限に尊重され、自分の意見を表明することができ、自己実現が図ることができるよう、子どもの人権が保障される社会の実現に取り組みます。

第5章 個別施策の展開
Ⅳ－方針1)
(3) 子どもの人権意識の醸成

事業	内容	方向性	担当課
① 道徳授業 地区公開講座	■全ての小・中学校で学校、家庭、地域社会との連携により開催している。継続して、道徳授業の質の向上と公開講座の開催方法の工夫等を図り、さらに事業を充実させていく。	■道徳教育推進教師を中心に、道徳教育や道徳授業地区公開講座の体制を整え、道徳の時間の活性化や内容の充実を図る。	学 校 課
② 人権教育 推進委員会	■各幼稚園、学校に人権教育理解推進委員を1名置き、様々な人権課題について研修を深めている。引き続き人権課題に応じた研修を企画していく。	■東京都の人権尊重教育推進校指定を受けた日野第四小の取り組みを広めるとともに、人権教育推進委員会を中心に人権課題を深める実践や指導計画作成についての理解を深めるよう研修内容の充実を図る。	学 校 課
③ 心の教育 (いじめ防止基本方針)	■自分の大切さと他の人の大切さを認め、行動できる豊かな人間性を育成するため、人権教育の一層の充実を図り、道徳性を養い、相手を思いやり、社会に貢献する力を育む。	■いじめ防止基本方針に基づく体制整備等取組の充実を図る。 ■人権教育（互いに尊重し合う態度や他者と共に生きる力の育成）の推進を図る。 ■動物ふれあい訪問事業を実施する。	学 校 課
④ 高齢者との交流	■各幼稚園、学校に人権教育理解推進委員を1名置き、様々な人権課題について研修を深めている。引き続き人権課題に応じた研修を企画していく。	■特別養護老人ホームへの施設訪問、昔遊びなどの学習を通して、高齢者とのふれあい学習を継続し、計画的な交流をすすめる。	学 校 課
⑤ 子ども条例 の推進	■児童憲章や児童の権利に関する条約に基づいて、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利と子どもが健全に育つための責務に関する基本理念を定め、市と市民が一人ひとりの子どもの権利を尊重し、保障、擁護することで子どもの幸福の実現を目指す、子どもが健全に育つことができる環境をつくること。 ■【策定までの経過】 ①平成13年から職員によるプロジェクトチームで「子どもの権利条例」づくりを検討。 ②平成14年に市民の意見を取り入れるため、市民を公募。応募した市民（おとな会議23名）と職員が3年間で108回の会議を実施。公募で集まった子どもたち（8名）からも意見をもらい、条例の元になる案を作成。 ③平成18年8月にパブリックコメントを実施。 ④平成20年6月議会に上程。 ⑤平成20年7月1日条例を施行。	■行政、子育て事業者、地域住民、保護者が子どもの目線に立つことが子どもの最善の利益の保護、実現につながるため、様々な機会を活用し、普及・啓発を図る。 ■日野市子ども条例の理念を「新！ひのっ子すくすくプラン」で具現化していく。 ■条例第19条推進体制、20条委員会の設置については、子ども・子育て支援会議にその役割を位置づけていく。	子育て課

第5章 個別施策の展開

Ⅳ－方針1)

(3) 子どもの人権意識の醸成

事業	内容	方向性	担当課
⑥ いのちの学校	■市内中学校で、道徳などの時間を利用し、一人ひとりが人を大切にし、かけがえない「命」の大切さを考えてもらう事業を実施。	■中学生の間に一度は受講できるよう、1年に2～3校で事業実施を予定。パネル展示や講演会を行い、全校生徒と教職員、PTAの方にも参加していただき考えてもらう。	セーフティネットコールセンター



第6章

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、
提供体制の確保の内容、実施
時期について

1 新制度の全体像

子ども・子育て支援新制度について

1) 概要

「子ども・子育て」分野は、社会保障と税の一体改革において、年金・医療・介護とともに社会保障分野の一つに位置づけられました。そして、平成 24（2012）年8月には、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、子ども・子育て関連3法（※）が成立しました。

これらの法律に基づき、平成 27（2015）年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。

※子ども・子育て関連3法

①子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、社会全体で幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目指すもの。

②認定こども園法の一部を改正する法律

幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、認定こども園の充実を図るとともに、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導・監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけを付与し、その設置及び運営その他必要な事項を定めるもの。

③関係法律の整備等に関する法律

子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法など55の関係法律について規定を整備するもの。

2) 現行制度からの主な変更点

①市町村が制度の実施主体

・市町村は、子ども・子育て支援の実施主体として、市民の子ども・子育て支援に関する利用状況と利用希望を調査等により把握したうえで事業計画を作成し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を計画的に提供していきます。

②消費税率引き上げに伴う財源確保

・社会保障と税の一体改革において、「子ども・子育て」は社会保障分野の一つに位置づけられ、消費税率引き上げ（5%→10%）に伴う増収分のうち、約0.7兆円が新制度の財源に充てられます。

③幼児期の学校教育・保育に関する給付制度の創設

・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のために必要な事項を定めるもの。

④「地域子ども・子育て支援事業」の法定化

・地域子育て支援拠点や放課後児童クラブなど様々な事業（13事業）が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化されました。これらの事業を、市の実情に応じて実施していきます。

2 新制度の事業体系

2 新制度の事業体系

新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、この2つの給付制度に基づいて、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みを共通化しています。

子ども・子育て支援給付

《現金給付》

■児童手当

《教育・保育給付》

■施設型給付

- ・認定こども園
- ・幼稚園（※）
- ・保育所（※）

※施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない旨の申出を市町村に行った幼稚園に対しては、私学助成及び就園奨励費補助を継続します。

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁します。

■地域型保育給付

- ・小規模保育
- ・家庭的保育
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援に関する事業
- ②時間外保育事業（延長保育事業）
- ③放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
- ④子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業（養育支援事業）
- ⑦地域子育て支援拠点事業（子育てひろばなど）
- ⑧一時預かり事業（一時預かり保育・トワイライトステイ）
- ⑨病児保育事業（病児・病後児保育）
- ⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑪妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業



第6章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期について

2 新制度の事業体系 1) 子ども・子育て支援給付

1) 子ども・子育て支援給付

「現金給付」

児童手当（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に規定する児童手当をいう。以下同じ。）の支給とします。なお、この法律に別段の定めがあるものを除き、児童手当法の定めによります。

「教育・保育給付」

《施設型保育給付》

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」「幼稚園」「保育所」等の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

①満3歳以上児童に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

②満3歳未満児童の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

認定区分	給付の内容	利用先
1号認定子ども お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合 〔子ども・子育て支援法第19条第1項第1号〕	■教育標準時間※ (4時間を標準)	幼稚園 ----- 認定こども園
2号認定子ども お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 〔子ども・子育て支援法第19条第1項第2号〕	■保育短時間 (パートタイム就労最長8時間) ■保育標準時間 (フルタイム就労最長11時間)	保育所 ----- 認定こども園
3号認定子ども お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 〔子ども・子育て支援法第19条第1項第3号〕	■保育短時間 (パートタイム就労最長8時間) ■保育標準時間 (フルタイム就労最長11時間)	保育所 ----- 認定こども園 ----- 小規模保育等

※教育標準時間外の利用については、一時預かり事業（幼稚園型）等の対象となります。

《地域型保育給付》

新制度では、定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象になります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

事業類型	認可定員	保育実施場所等
小規模保育事業	6～19人	保育者の居宅、その他の場所、施設
家庭的保育事業	1～5人	保育者の居宅、その他の場所、施設
居宅訪問型保育事業		保育を必要とする子どもの居宅
事業所内保育事業		事業所の従業員の子どものほか地域の保育を必要とする子ども

第6章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、 提供体制の確保の内容、実施時期について

2 新制度の事業体系 2) 地域子ども・子育て支援事業

2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。各事業の概要は以下のとおりです。

事業名	概要
利用者支援に関する事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
時間外保育事業（延長保育事業）	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校余裕教室、児童館の他、専用スペース等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で預かる、必要な保護等を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
一時預かり事業 ※幼稚園が行う預かり保育は、新たな事業類型（幼稚園型）に再編	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業。
病児保育事業（病児保育等）	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業。
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。

3 推計の手順

1) 人口推計

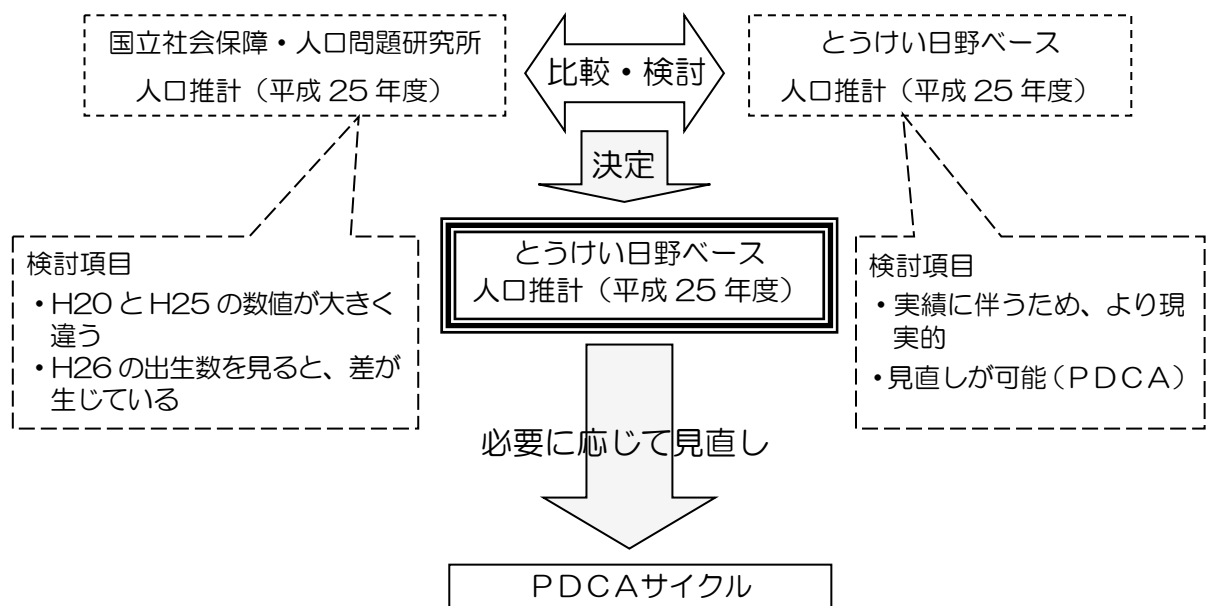
計画の基礎的数値となる人口推計については、とうけい日野をベースにコーホート要因法（男女別、年齢別の平成 21（2009）年度～平成 25（2013）年度までの人口変動要因（生存率・移動率（転入・転出））・25～34 歳の女性子ども比、男女比を用い算出）により算出しました。

一般的に人口推計については、「国立社会保障・人口問題研究所」が広く公に周知されており、平成 25（2013）年度に推計値が見直しされました。日野市としても、数値を検証しましたが、過去5年の人口動態と比較した結果、推計値としては大幅な開きがあると判断せざるを得ませんでした。よって、より現実的な数値として、とうけい日野をベースとした人口推計としました。

また、人口推計においては、市内各地区（町丁目）ごとの積み上げという考え方もありますが、本計画においては全体の人口を捉え、各地区の状況を注視しながら施策展開を図っていきます。

なお、「人口」と「量の見込み」「確保方策」は関連していて、提供区域が需給調整の判断基準になることから1地区での設定が適正範囲（柔軟な調整が可能）であると判断しました。

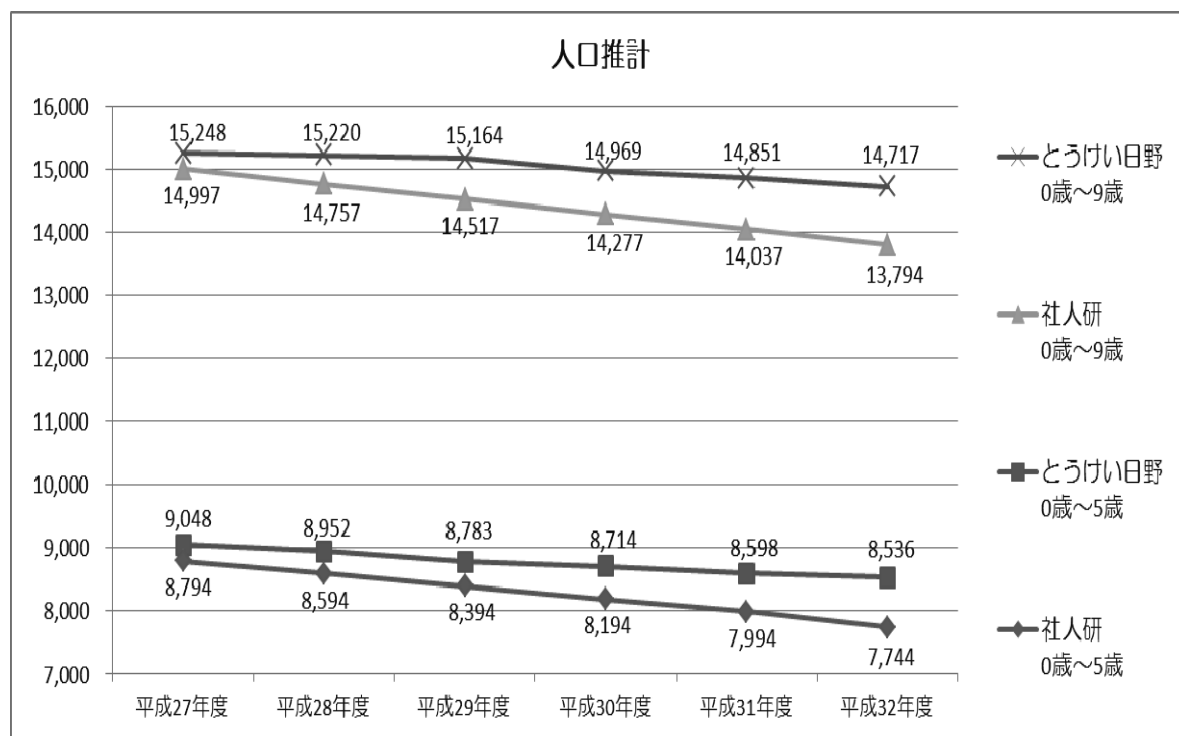
■人口推計決定までのおおまかな検討の流れ（フロー）



第6章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、
提供体制の確保の内容、実施時期について

3 推計の手順 1) 人口推計

■「国立社会保障・人口問題研究所」と「とうけい日野ベース」の比較

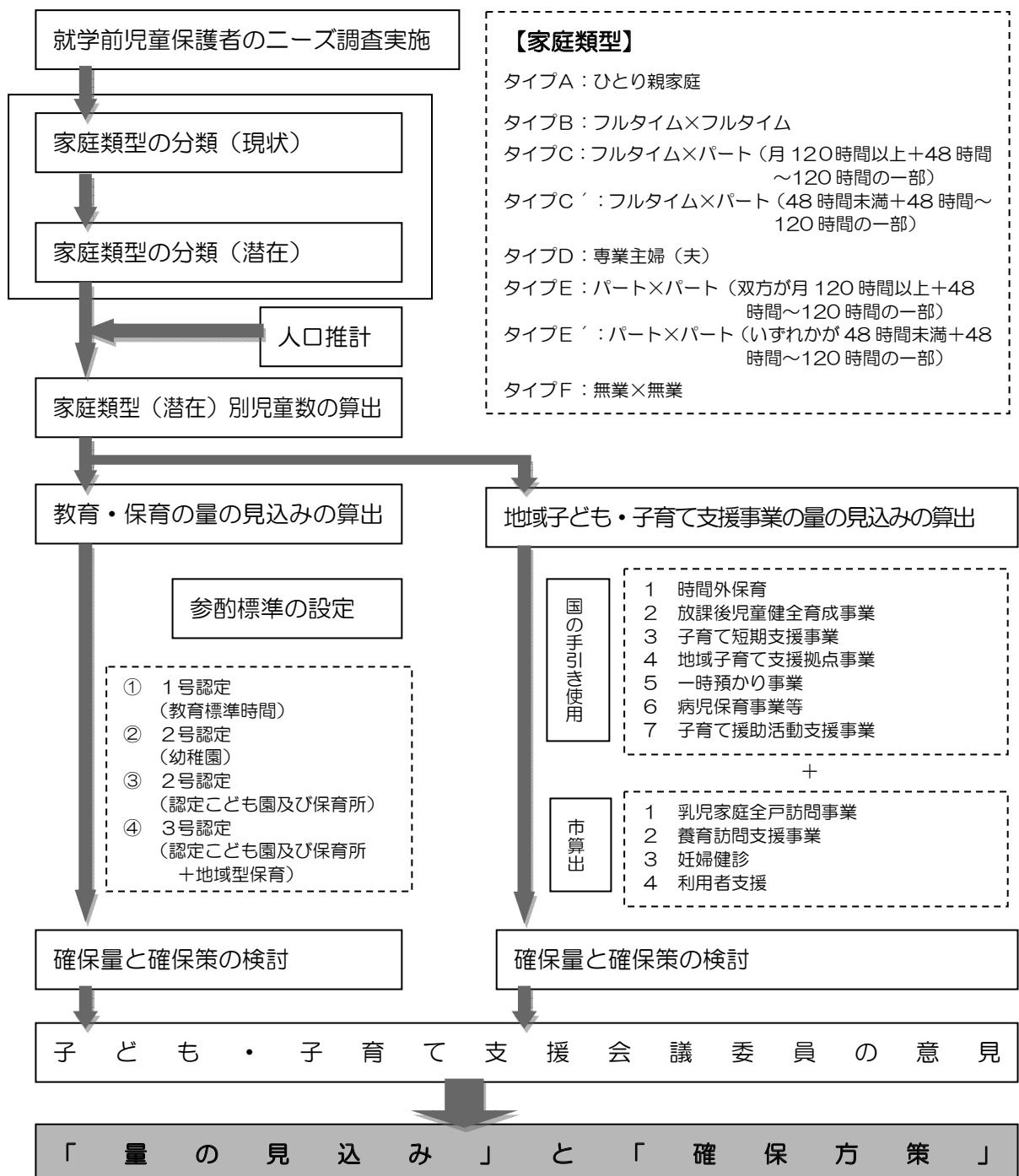


■とうけい日野ベースの人口推計（コーホート要因法）

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	1,405	1,399	1,387	1,373	1,360
1歳	1,470	1,450	1,444	1,432	1,417
2歳	1,521	1,472	1,452	1,446	1,434
3歳	1,494	1,527	1,477	1,457	1,451
4歳	1,606	1,492	1,525	1,475	1,455
5歳	1,552	1,612	1,498	1,531	1,481
6歳	1,536	1,553	1,614	1,500	1,533
7歳	1,632	1,543	1,559	1,621	1,506
8歳	1,541	1,646	1,556	1,573	1,635
9歳	1,491	1,546	1,652	1,561	1,579
10歳	1,633	1,497	1,552	1,658	1,567
11歳	1,624	1,644	1,506	1,562	1,669

2) ニーズ量推計のフロー

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童及び就学児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市の地域特性や各事業の特性や整合性等を検証し、かつ子ども・子育て支援会議委員の意見を伺いながら一部補正を行ったものです。



4 提供体制の確保の内容、実施時期 1) 提供区域 2) 教育・保育

①特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用実績

4 提供体制の確保の内容、実施時期

1) 提供区域

日野市では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域として、全市を1区域と捉えて設定します。今後の教育・保育等に係る施設整備及び各事業の提供にあたり、年度ごとの状況に柔軟に対応するため、市内全域での事業計画を策定します。

2) 教育・保育

①特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用実績

ア. 幼稚園・幼児園（主管課：保育課・学校課）

学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況に関わらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

【過年度の実績】※基準日：各年度4月1日

単位：人/年

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用者 (1号認定・2号認定の一部)	2,515人	2,463人	2,384人	2,369人	2,322人

イ. 認可保育所等（主管課：保育課）

保護者の就労や疾病等で、家庭でお子さんをみることができない場合に、保護者の代わりに保育する施設です。

【過年度の利用実績】※基準日：各年度4月1日

単位：人/年

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用者	2号認定 (その他)	1,809人	1,883人	2,011人	2,038人	2,074人
	3号認定 (0歳)	285人	302人	303人	298人	298人
	3号認定 (1・2歳)	1,079人	1,123人	1,179人	1,194人	1,244人



4 提供体制の確保の内容、実施時期 2) 教育・保育

② 量の見込み ③ 確保方策

②量の見込み（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等）

【量の見込み】※基準日：各年度4月1日

単位：人/年

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1号認定	2,002人	1,993人	1,937人	1,921人	1,888人
	2号認定	179人	178人	173人	172人	169人
	2号認定 (その他)	2,250人	2,240人	2,177人	2,159人	2,122人
	3号認定 (0歳)	330人	335人	337人	339人	342人
	3号認定 (1・2歳)	1,400人	1,407人	1,424人	1,444人	1,459人

※ 2号認定：幼児期の学校教育の利用希望が強い方

※ 2号認定（その他）：上記以外の方

③確保方策

ア. 幼稚園・幼児園（主管課：保育課・学校課）

【確保方策】

単位：人/年

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保方策 (1号認定・2号認定の一部)						

※過年度の実績で満たされています。

イ. 認可保育所等（主管課：保育課）

【確保方策】※基準日：各年度4月1日

単位：人/年

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保方策	2号認定 (その他)	30人	71人	84人	75人	71人
	3号認定 (0歳)		9人	9人	9人	9人
	3号認定 (1・2歳)		40人	47人	46人	40人

ウ. 特定地域型保育事業（主管課：保育課）

【確保方策】※基準日：各年度4月1日

単位：人/年

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保方策	3号認定 (1・2歳)	30人				

エ. 認可外保育施設（主管課：保育課）

【確保方策】※基準日：各年度4月1日

単位：人/年

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保方策	2号認定 (その他)	10人				
	3号認定 (0歳)	10人				
	3号認定 (1・2歳)	20人				

4 提供体制の確保の内容、実施時期 2) 教育・保育 ④ 受け入れ数

3) 地域子ども・子育て支援事業 ① 時間外保育事業 ② 放課後児童健全育成事業

④受け入れ数（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等）

【受け入れ数】※基準日：各年度4月1日

単位：人/年

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
受け入れ数 (※)	2号認定 (その他)	2,114人	2,185人	2,269人	2,344人	2,415人
	3号認定 (0歳)	308人	317人	326人	335人	344人
	3号認定 (1・2歳)	1,294人	1,334人	1,381人	1,427人	1,467人

(※) 受け入れ数：③の確保方策により保育サービスを提供できる人数

3) 地域子ども・子育て支援事業

①時間外保育事業（主管課：保育課）

児童の保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育時間の延長を行うことにより、児童福祉の充実を図ることを目的とする事業です。

【過年度の実績】

単位：人/年

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
利用者		1,816人	1,987人	1,944人	2,016人

【量の見込みと確保方策】

単位：人/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1,199人	1,187人	1,164人	1,155人	1,140人
確保方策					

②放課後児童健全育成事業（主管課：子育て課）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生（障害のある児童は4年生まで）を対象に、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

対象範囲：小学校1～6年生

※児童福祉法の改正により、対象児童が「おおむね10歳未満」から小学生に変更になりました。改正の趣旨は、年齢要件で本来必要な子どもが受け入れられないことがないようにということで、必ずしも6年生までの児童を全て受け入れなければならないということではありません。環境が整い次第、できるところから順次受け入れていきたいと考えています。

考え方：小学生の放課後は、基本的に児童館、学童クラブ、ひのっちの3つの事業で支えています。

実施箇所：36施設（平成26年度現在）

第6章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期について

4 提供体制の確保の内容、実施時期 3) 地域子ども・子育て支援事業

② 放課後児童健全育成事業 ③ 子育て短期支援事業

【過年度の実績】 ※基準日：各年度5月1日（児童数）各年度4月1日（入所者数） 単位：人/年

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
6-8歳児童数	4,700人	4,690人	4,539人	4,505人	4,537人
入所者数	1,549人	1,517人	1,496人	1,567人	1,687人
定員数(※)	2,052人	2,052人	2,072人	2,072人	2,072人
出現率	約33%	約32%	約33%	約35%	約37%

(※)定員数：全学童クラブの面積（専用区画）を1.65㎡/人で割り算出した人数

【量の見込みと確保方策】

単位：人/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み 低学年	2,079人	2,094人	2,088人	2,073人	2,064人
量の見込み 高学年	316人	312人	313人	318人	320人
定員数	2,112人	2,182人	2,252人	2,322人	2,392人
確保方策	40人	70人	70人	70人	70人

③子育て短期支援事業（ショートステイ）（主管課：子ども家庭支援センター）

虐待予防、養育相談の最前線として、取り組みを強化します。児童を養育している家庭の保護者が疾病その他の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合などに、宿泊を伴い一時的に児童を養育・保護する事業です。

- ・対象児：2歳から小学校6年生まで
- ・利用日数制限：1利用につき7日間まで

【過年度の実績】

単位：人日/年

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
定員数 (1日)	4人	4人	4人	4人	4人
利用件数	120日	167日	233日	199日	147日

【量の見込みと確保方策】

単位：人日/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	212人	210人	206人	204人	201人
定員数	1,095人	1,095人	1,095人	1,095人	1,095人
確保方策					

4 提供体制の確保の内容、実施時期 3) 地域子ども・子育て支援事業

④ 地域子育て支援拠点事業 ⑤ 一時預かり事業

④地域子育て支援拠点事業（主管課：子ども家庭支援センター）

乳幼児親子が気軽に集い、語り合い交流する場を提供し、地域で子育てを支えあう関係づくりと相談体制を充実させることで保護者の負担軽減を図ります。また、虐待予防、養育相談の最前線として、取り組みを強化します。

- ①子育て家庭の親とその子ども（概ね3歳未満の児童及び保護者）の交流の場の提供
- ②子育て等に関する相談及び援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
- ①～④をはじめとする総合的な子育て支援の拠点

【過年度の実績】

単位：人回/年

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
箇所数	11 か所	22 か所	23 か所	23 か所	23 か所
来所者数	109,341 人	115,717 人	117,084 人	118,447 人	123,884 人

【量の見込みと確保方策】

単位：人回/年

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	47,508 人	46,704 人	46,284 人	45,948 人	45,516 人
確保方策					

⑤一時預かり事業

《幼稚園の預かり保育》（主管課：保育課）

幼稚園教育時間の終了後、引き続き保育を希望する保護者のニーズに応えるため、在園児を幼稚園において預かり、保育を実施しています。

実施園：9 園

【過年度の実績】

（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））※

単位：人日/年

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
利用者数	25,625 人	33,005 人	28,290 人	29,725 人	31,980 人

※上記の数値には2号認定による定期的な利用を含む。

【量の見込みと確保方策】

(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))

単位：人日/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	39,231人	39,054人	37,950人	37,638人	36,997人
定員数	41,205人	41,205人	41,205人	41,205人	41,205人
確保方策					

(2号認定による定期的な利用)

単位：人日/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	805人	801人	779人	772人	759人
定員数	上記に含む	上記に含む	上記に含む	上記に含む	上記に含む
確保方策					

《その他一時預かり・子育て短期支援事業(トワイライトステイ)》

(主管課：子ども家庭支援センター)

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。以下の2事業については、就学前児童・小学校児童を対象に実施します。

■一時預かり保育

児童を養育している家庭の保護者が育児疲れ解消、急病及び仕事などで一時的に保育が必要となった場合に子ども家庭支援センター多摩平及び市内の民間保育園、日野市立福祉支援センター0歳児一時保育室において児童を保育する事業です。

対象児童：生後3か月～就学前まで

利用時間：0歳児 月・火・木・金 9時～16時30分

1歳～就学前まで 月～土(民間保育園は月～金)

8時30分～17時(超過保育あり)

※祝日・年末年始の実施無

■子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

トワイライトステイ(夜間養護等事業)とは、家族の入院や勤務での残業など様々な事情で帰宅が夜間になる場合などに、一時的に子どもを預かる事業です。

対象児童：1歳～小学校3年生まで

(お子さんの発育、発達状態などにより、利用の時期を相談すること有り)

利用時間：月～土 18時～22時

※祝日・年末年始の実施無

4 提供体制の確保の内容、実施時期 3) 地域子ども・子育て支援事業

⑤ 一時預かり事業 ⑥ 病児保育事業等

【量の見込みと確保方策】

(上記以外) (一時預かり保育・トワイライトステイ)

単位：人日/年

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
利用者数	10,924 人	9,943 人	9,494 人	9,236 人	9,720 人

【量の見込みと確保方策】

(上記以外)

単位：人日/年

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	10,698 人	10,585 人	10,385 人	10,304 人	10,166 人
定員数	一時預かり保育	13,095 人	13,095 人	13,095 人	13,095 人
	トワイライトステイ	2,079 人	2,079 人	2,079 人	2,079 人
確保方策					

⑥病児保育事業等（主管課：保育課）

保育又は監護に欠ける児童が病中又は病気の「回復期」であり、集団保育及び集団育成の困難な期間、一時的にその児童の一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とする事業です。

実施箇所：市内2か所（平成 26 年度現在）

【過年度の実績】

単位：人/年

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
施設数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
日 数	245 日	245 日	245 日	245 日	245 日
利用人数	608 人	637 人	627 人	812 人	711 人

【量の見込みと確保方策】

単位：人/年

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	1,691 人	1,672 人	1,641 人	1,629 人	1,607 人
定員数	2,460 人	2,460 人	2,460 人	2,460 人	2,460 人
確保方策					

4 提供体制の確保の内容、実施時期 3) 地域子ども・子育て支援事業

⑦ 子育て援助活動支援事業 ⑧ 乳児家庭全戸訪問事業

⑦子育て援助活動支援事業（主管課：子ども家庭支援センター）

手助けが必要な方（依頼会員）と、手助けができる方（提供会員）が登録（無料）をし、ファミリー・サポート・センターを仲介とした、子育てなどを地域で助け合う有償ボランティア活動です。依頼会員でもあり提供会員でもある方（両方会員）もいます。会員を組織として、相互援助活動の調整などを行い、また、多様化するニーズに対応するため、講習会の実施などにより会員の資質向上を図っています。

事業主体：日野市（委託事業）

委託先：NPO法人市民サポートセンター日野（本部：多摩平、支部：高幡）

【過年度の実績】

単位：人/年

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
提供会員数	944 人	1,042 人	1,090 人	1,145 人	1,184 人
依頼会員数	3,898 人	5,752 人	7,283 人	9,054 人	10,682 人
両方会員数	174 人	216 人	234 人	257 人	265 人

【量の見込みと確保方策】

単位：人/年

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み 低学年	1,558 人	1,599 人	1,558 人	1,558 人	1,558 人
量の見込み 高学年	8,487 人	8,364 人	8,405 人	8,528 人	8,610 人
確保方策	11,840 人	11,840 人	11,840 人	11,840 人	11,840 人

⑧乳児家庭全戸訪問事業（主管課：健康課）

出産した全ての子どもの家庭に、助産師・保健師が訪問し、赤ちゃんの発育、育児全般のこと、お母さんの体のことなど保健相談を実施しています。

【過年度の実績】

単位：人/年

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
対象者人数	1,570 人	1,466 人	1,391 人	1,421 人	1,188 人
訪問数	1,340 人	1,334 人	1,262 人	1,221 人	1,128 人

4 提供体制の確保の内容、実施時期 3) 地域子ども・子育て支援事業

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業 ⑨ 養育訪問支援事業 ⑩ 妊婦健康診査

【量の見込みと確保方策】

単位：人/年

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	1,405 人	1,399 人	1,387 人	1,373 人	1,360 人
確保方策 実施体制	29 人	29 人	29 人	29 人	29 人

※ニーズ調査によらずに推計（将来人口推計の0歳児人口）

⑨養育訪問支援事業（主管課：子ども家庭支援センター）

子育てに対して不安や孤立感などを抱える家庭や、育児支援を必要とする家庭に対して、健康課と連携し、支援が必要と市が判断した家庭に無償で育児技術訪問指導や育児家事支援ヘルパーの派遣を行っています。今後は、産前産後に周りに手助けしてくれる知り合いがおらず、支援が必要である場合に、本人の希望により有償で家事育児ヘルパーを派遣する制度の検討を含め、個々の家庭が抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図っていきます。

【過年度の実績】

単位：人/年

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
訪問数	464 人	139 人	149 人	179 人	199 人

【量の見込みと確保方策】

単位：人/年

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	213 人	211 人	210 人	209 人	208 人
確保方策 実施体制	550 人	550 人	550 人	550 人	550 人

⑩妊婦健康診査（主管課：健康課）

妊娠中の定期健診として、14回の健診を公費で受けられる制度です。また、助産所及び里帰り出産などのため、市で交付している受診票を使えなかった方へは助成金を支給しています。

【過年度の実績】

単位：人/年

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
受診券 交付数	1,727 人	1,591 人	1,569 人	1,567 人	1,520 人

4 提供体制の確保の内容、実施時期 3) 地域子ども・子育て支援事業

⑩ 妊婦健康診査 ⑪ 利用者支援事業 ⑫ その他

【量の見込みと確保方策】

単位：人/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1,405人	1,399人	1,387人	1,373人	1,360人
確保方策 市内実施箇所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
市内実施機関	市立病院 ほか3病院	市立病院 ほか3病院	市立病院 ほか3病院	市立病院 ほか3病院	市立病院 ほか3病院

※ニーズ調査によらずに推計（将来人口推計の0歳児人口）

⑪利用者支援事業（主管課：子ども家庭支援センター）

小学校就学前の児童とその保護者や妊婦、学童期の児童とその保護者を対象に、多様な子育て支援に関する給付・事業の中から適切に選択できるように、保護者などにとって必要な情報を継続的に収集し提供していきます。

具体的には、相談に訪れた保護者などの個別ニーズを把握した上で、行政窓口や子育て支援に関する施設、事業所などを提示することで、利用を支援したり、適切な専門機関などにつないだりします。

【量の見込みと確保方策】

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み			1か所		1か所
確保方策 実施箇所			1か所		1か所

⑫その他

「実費徴収に係る補足給付を行う事業」及び「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、量の見込みを設定し、計画する事業ではないため掲載していません。



4) 改正次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画

放課後子ども総合プラン（主管課：子育て課）

【放課後子ども総合プランとは】

共働き家庭などの「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を推進するため、放課後子ども総合プランを平成26（2014）年7月31日に策定・公表し、地方自治体に文部科学省と厚生労働省から連名で通知が出されました。

市内全ての児童を対象に学校施設を利用し、放課後などの安全・安心な居場所づくりを地域の方々の参画を得て、遊び、勉強、スポーツ・文化活動、住民との交流活動を行う取り組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する事業です。

【放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型とは】

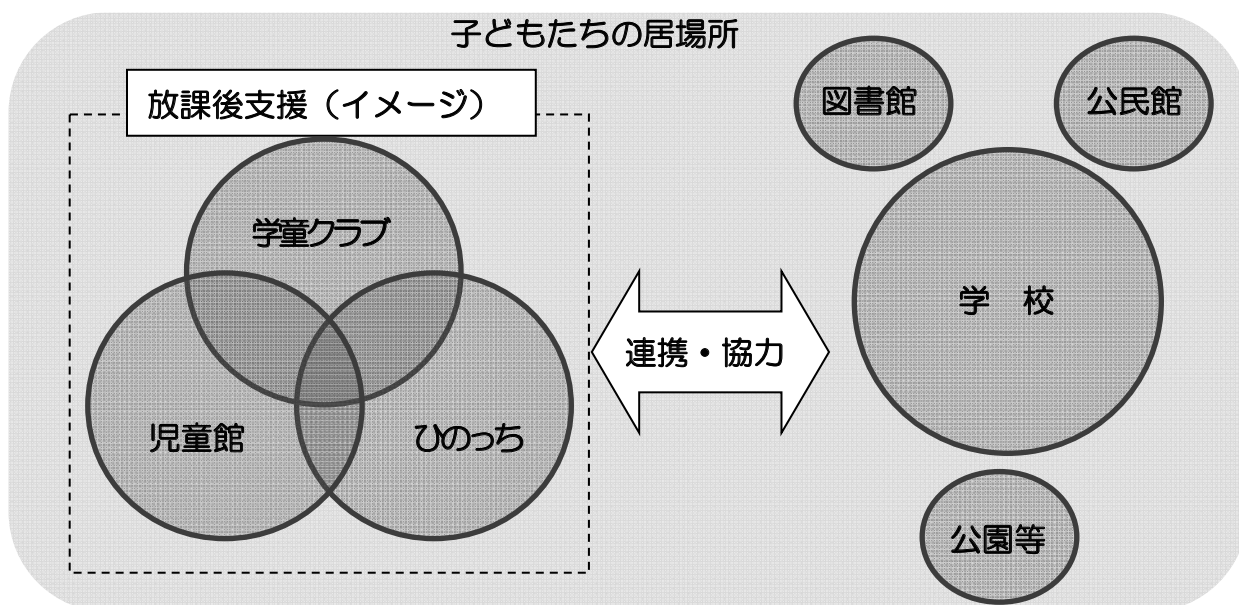
一体型とは、放課後児童クラブと放課後子ども教室の児童が、同一の小学校内などの活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通のプログラムに参加できるものをいいます。よって、日野市は一体型になります。

【日野市の放課後支援】

日野市では、放課後など子どもたちが過ごす場所として「学童クラブ」「放課後子ども教室ひのっち」「児童館」の事業を実施しています。

子どもたちの放課後などの過ごし方は、成長段階に応じて多様に変化します。上記3つの事業にはそれぞれ特徴があります。

保護者の皆様が、お子さんと良くお話しをいただき、ご家庭の状況に応じて事業を選択することができます。



【放課後子ども教室「ひのっち」とは】

市内全ての児童を対象に学校施設を利用し、放課後などの安全・安心な居場所づくりを地域の方々の参画を得て、遊び、勉強、スポーツ・文化活動、住民との交流活動を行う取り組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する事業です。

《実施概要》

- (場所) 市内の全小学校（17校）
- (実施日) 学期中の平日（月～金）の給食のある日※夏休み、冬休み、春休みは原則実施しない。
- (実施時間) 13時30分～17時（授業がおわり、放課後になったら参加できる。）
※上記のほか、学校行事などにより臨時休業や実施時間の変更をすることがあります。
※子ども達は、原則、明るいうちに家に帰ることとしています。
- (参加方法) 事前の登録 ※1年生は5月の連休明けから参加可能。
- (費用) 無料
- (スタッフ) ボランティア（パートナー・学習アドバイザー・コーディネーター）

【放課後児童健全育成事業「学童クラブ」とは】

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とする事業です。

《実施概要》

- (施設数) 36か所（1施設内に2か所の学童クラブを設置している場合を含む。）
- (育成日) 月曜日から土曜日まで（祝祭日を除く。）
通年利用コースと三季休業利用コースの選択制（平成27年度より）
- (育成時間) ①通常 下校時～18時30分
※17時45分以降の利用は事前申込みと別途費用が必要
②学校休業日 8時30分～17時45分※土曜日、三季休業期間等。

【「ひのっち」過年度の実績】基準日：各年度3月31日

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実施数（一体型）	17教室	17教室	17教室	17教室	17教室
参加児童数（延べ）	140,472人	137,469人	137,266人	146,806人	150,003人
登録率	87.0%	94.0%	96.7%	82.8%	90.5%

※学童クラブの過年度の実績は129ページに記載。

【目標事業量・達成年度・整備計画】

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
目標事業量（一体型）	17教室	17教室	17教室	17教室	17教室

※学童クラブの目標事業量は129ページに記載。

【学童クラブ及び「ひのっち」の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策】

- 学童クラブに参加する児童が、「ひのっち」が開催している日に参加できる。
- コーディネーター、パートナー、児童館職員、学童クラブ職員、学校職員、PTA、市職員など様々な関係者で構成される「ひのっち」実行委員会などを通じて、各種のプログラムの企画段階から、学童クラブ指導員とひのっちコーディネーターなどが連携してプログラムの内容・実施日などを検討・調整をしていく。

【小学校の余裕教室などの学童クラブ及び「ひのっち」への活用に関する具体的な方策】

- 教育分野、福祉分野など様々な委員で構成される「ひのっち」運営委員会などにおいて、活動場所などについて定期的に協議を行うよう努めていく。
- コーディネーター、パートナー、児童館職員、学童クラブ職員、学校職員、PTA、市職員など様々な関係者で構成される「ひのっち」実行委員会などを通じて、放課後子ども総合プランの必要性、意義などについて理解を求め、お互いに連携・協力に努めていく。
- 各学校とコーディネーターは、「ひのっち」の活動場所（受付教室・校庭・体育館・特別教室・図書室など）について、一時利用を含め連携・協力していく。

【学童クラブ及び「ひのっち」の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策】

- 放課後活動の実施にあたっての責任体制などを文書化などにより明確にするよう努めていく。
- 「ひのっち」運営委員会などを通じて、総合的な放課後対策について協議・検討を行うよう努める。

【地域の実情に応じた学童クラブの開所時間の延長に係る取り組みなど】

- 平成31年度を目途に、開所時間延長を全ての学童クラブで実施できるよう目指していく。



第7章

計画の推進に向けて

1 日野市としての総合的な取り組み

子どもに関する日野市の施策は、保健、教育、福祉をはじめとして、様々な分野の計画に関わりを持っています。

各部門のプランにおいては、専門領域を中心として、連携を取り、施策が進められてきています。

近年、子育てを取り巻く課題として、「急速な少子化の進行」「待機児童問題」「子育ての孤立感と負担感の増加」などにより、制度間のしっかりとした連携なしには、対応できない状況が生まれています。

市民は、より身近な地域で、一層の部門間の連携を求めています。

こうしたニーズに応えるため、子ども・子育て支援事業計画の推進において、部門間のより一層の連携体制のもとに、施策の総合的コーディネートを行い、これまでの取り組みを発展させつつ日野市の子育て施策の推進を図っていきます。



2 市民参画と地域との連携強化

日野市では、基本構想において、「まちづくりは行政だけで行うものではなく、主権者である市民と一体となって考え、その意思を政策に反映させ、その政策を市民と行政が協働して実行していくこと」と明言しています。

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民などから、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっている中で、子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会をはじめ社会全体で支援していくことが必要といわれています。こうした意味において、市民参画・地域との連携強化は、基盤づくりそのものといえます。

新！ひのっ子すくすくプランの策定にあたっては、子育て支援に関わる関係者、市民の参画を得て進めてきました。今後、計画の推進にあたっては、この体制を維持発展させ、市民の参画と地域との連携を強化していきます。

3 計画の効果的かつ効率的な推進

3 計画の効果的かつ効率的な推進

日野市では、「市民の視点に立ち、効率的かつ効果的な行政運営を行う」「行政が市民への説明責任を果たすと同時に、責任ある行政運営を行う」ことを目指し、市民、自治会などのコミュニティ、事業者、行政などが計画の進捗状況や課題などを共有し、一体となったまちづくり、戦略的な政策を展開できるよう、Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Action（改善）のPDCAサイクルの各段階において進行管理を行っています。

新！ひのっ子すくすくプランにおいても、計画の評価と検証の仕組みが必要になることから、このPDCAサイクルを実施し、市民参画や地域との連携のもとに進めていきます。

◆Plan（計画）

子育て支援に関わる関係者の意見、各種アンケート、パブリックコメントなどを通じて市民と市との協働により、共通の目標となる計画を策定する。

◆Do（実行）

市は、個別施策に基づき事業を実施する。

◆Check（評価）

市は、毎年、事業及び施策の進捗状況を評価する。

子育て支援に関わる関係者などは、事業及び施策の進捗状況を確認し、意見を述べる。

◆Action（改善）

市は、進捗状況を踏まえ、次年度の個別施策を見直す。

子育て支援に関わる関係者なども進捗状況を踏まえ、次年度の行動内容を見直す。



4 時代のニーズに応える施策展開

日野の子ども全てがすくすく育つよう、既存の規制・枠組みにとらわれず、構造改革特区対応なども視野に入れて新しいニーズに合った施策の展開を図っていきます。

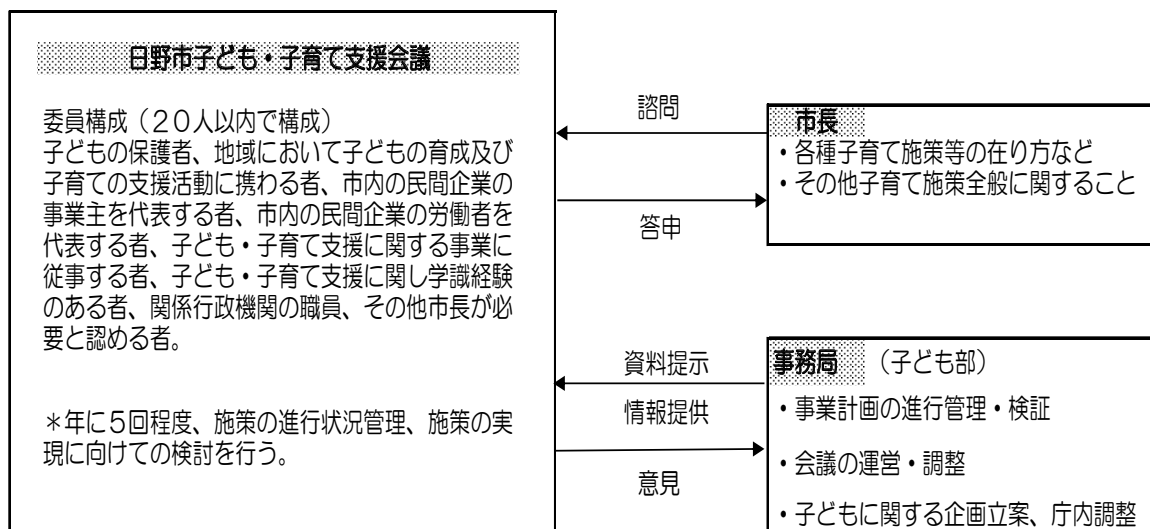
5 計画の推進体制

計画の推進体制としては、計画の策定に関わった、子どもの保護者、地域において子どもの育成及び子育て支援活動に携わる者、民間企業の事業主の代表、民間企業の労働者の代表、子ども・子育て支援に関する事業者、学識経験者、関係行政機関の職員などで構成される「日野市子ども・子育て支援会議」において、市民と行政の協働により計画の推進を図ります。

なお、この支援会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項に掲げる事務を処理するものです。

【子ども・子育て支援法第77条第1項（抜粋）】

- （１）特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関する
こと
- （２）特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定に関すること
- （３）市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること
- （４）子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の
調査審議に関すること





資料編

平成25年11月28日（木）第1回 子ども・子育て支援会議

- ① 会長・副会長の選出について
- ② 会議の運営について
- ③ 子ども・子育て支援新制度の概要について
- ④ 日野市子ども・子育て支援事業計画について
- ⑤ その他（市長あいさつ）

平成26年1月30日（木）第2回 子ども・子育て支援会議

- ① 子ども・子育て支援事業計画（仮称）新！ひのっ子すくすくプランの策定に向けた体制とスケジュールについて
- ② 専門部会の設置について
- ③ ニーズ調査の結果（単純集計）について
- ④ その他

平成26年3月28日（金）子ども・子育て支援会議 第1回 保育・教育専門部会

- ① 対象事業及びニーズ調査結果について
- ② 市の考え方について
- ③ 施設への給付に伴う公定価格及び保護者負担について
- ④ その他

平成26年3月31日（月）子ども・子育て支援会議 第1回 地域支援専門部会

- ① ニーズ調査について
- ② 対象事業説明
- ③ 市の考え方について
- ④ その他

平成26年5月30日（金）子ども・子育て支援会議 第2回 保育・教育専門部会

- ① 量の見込みについて
- ② 公定価格等について
- ③ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）
- ④ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）
- ⑤ その他

平成26年5月30日（金）子ども・子育て支援会議 第2回 地域支援専門部会

- ① 量の見込みについて
 - ・学童クラブの規模等
 - ・学童クラブ、ひのっち、児童館の役割
（必要な人に必要な環境を整える）
- ② その他
 - ・（仮称）日野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例（案）

資料1 子ども・子育て支援会議議事一覧

平成26年7月30日（水）第3回 子ども・子育て支援会議

- ① 各専門部会報告について
- ② （仮称）新！ひのっ子すくすくプランの骨子案について
- ③ その他

平成26年9月30日（火）第4回 子ども・子育て支援会議

- ① ニーズ調査から出てきたことについて
- ② （仮称）新！ひのっ子すくすくプランの素案について
- ③ その他

平成26年11月27日（木）第5回 子ども・子育て支援会議

- ① （仮称）新！ひのっ子すくすくプラン個別施策について
- ② （仮称）新！ひのっ子すくすくプラン（素案）への各委員からの意見について
- ③ 今後のスケジュールについて
- ④ その他

平成27年1月29日（木）第6回 子ども・子育て支援会議

- ① 新！ひのっ子すくすくプラン（素案）について
- ② パブリックコメントの意見等について
- ③ その他

平成27年2月26日（木）第7回 子ども・子育て支援会議

- ① パブリックコメントの実施結果報告
- ② 新！ひのっ子すくすくプランの確認
- ③ ひのっ子すくすくプラン実施状況報告
- ④ その他



資料2 子ども・子育て支援会議委員名簿

1) 子ども・子育て支援会議（平成25年11月28日から平成27年3月31日まで）

区 分	団体等	役職等	氏 名	備 考
子どもの保護者	日野市公立保育園 父母会連合会	会長(平成25年度)	松本 緑美	
	日野市私立幼稚園 父母連合会	会長(平成26年度)	古賀 美帆	
	日野市学童保育 連絡協議会	会長(平成25年度)	對馬 智子	
	日野市立小中学校 PTA協議会	副会長	黒川 洋美	
地域において子どもの 育成及び子育ての 支援活動に携わる者	日野市青少年育成会連合会	四中地区青少年 育成会副会長	佐野 礼子	
	日野市青少年委員の会		岩本 恵理	
	日野市民生委員・ 児童委員協議会	主任児童委員	森山 昌子	
事業主を代表する者	コニカミノルタ株式会社	総務グループ リーダー	原口 剛久	
労働者を代表する者	連合南多摩地区協議会	幹事	半澤 あゆみ	
子ども・子育て支援 に関する事業に従事 する者	日野市私立幼稚園協会	会長	福田 多恵子	
	日野市民間保育園連合会	会長	吉富 正敏	副会長
	東京都認証保育所協会	会長 多摩 南地区幹事	青嶋 暁子	
	特定非営利活動法人 子どもへのまなざし	理事	小俣 彰男	
	特定非営利活動法人 市民サポートセンター日野	理事・ 事務局長	土屋 和子	
学識経験者	実践女子大学	名誉教授	乙訓 稔	会長
関係行政機関 の職員	日野市公立小学校長会	日野第一小学校 校長	中島 和夫	平成26年3月まで
		日野第七小学校 校長	上野 馨	平成26年4月から
	日野市教育委員会教育部	部長	田倉 芳夫	平成26年3月まで
		部長	松本 茂夫	平成26年4月から
	日野市健康福祉部	部長	小山 光雄	平成26年3月まで
		部長	田倉 芳夫	平成26年4月から
	日野市子ども部	部長	大島 康二	

資料2 子ども・子育て支援会議委員名簿

2) 保育・教育専門部会

区 分	団体等	役職等	氏 名	備 考
子どもの保護者	日野市公立保育園 父母会連合会	会長(平成 25 年度)	松本 緑美	
	日野市私立幼稚園 父母連合会	会長(平成 26 年度)	古賀 美帆	
地域において子どもの 育成及び子育ての 支援活動に携わる者	日野市民生委員・ 児童委員協議会	主任児童委員	森山 昌子	
子ども・子育て支援 に関する事業に従事 する者	日野市私立幼稚園協会	会長	福田 多恵子	
	日野市民間保育園連合会	会長	吉富 正敏	
	東京都認証保育所協会	会長 多摩 南地区幹事	青嶋 暁子	
学識経験者	実践女子大学	名誉教授	乙訓 稔	部会長
関係行政機関 の職員	日野市教育委員会教育部	部長	田倉 芳夫	平成 26 年 3 月まで
		部長	松本 茂夫	平成 26 年 4 月から
	日野市子ども部	部長	大島 康二	

3) 地域支援専門部会

区 分	団体等	役職等	氏 名	備 考
子どもの保護者	日野市学童保育 連絡協議会	会長(平成 25 年度)	對馬 智子	
	日野市立小中学校 PTA協議会	副会長	黒川 洋美	
地域において子どもの 育成及び子育ての 支援活動に携わる者	日野市青少年育成会連合会	四中地区青少年 育成会副会長	佐野 礼子	
	日野市青少年委員の会		岩本 恵理	
事業主を代表する者	コニカミノルタ株式会社	総務グループ リーダー	原口 剛久	
労働者を代表する者	連合南多摩地区協議会	幹事	半澤 あゆみ	
子ども・子育て支援 に関する事業に従事 する者	特定非営利活動法人 子どもへのまなざし	理事	小俣 彰男	
	特定非営利活動法人 市民サポートセンター日野	理事・ 事務局長	土屋 和子	部会長
関係行政機関 の職員	日野市公立小学校長会	日野第一小学校 校長	中島 和夫	平成 26 年 3 月まで
		日野第七小学校 校長	上野 馨	平成 26 年 4 月から
	日野市健康福祉部	部長	小山 光雄	平成 26 年 3 月まで
		部長	田倉 芳夫	平成 26 年 4 月から
	日野市子ども部	部長	大島 康二	

1) 事務局

部署	役職	氏 名	備 考
子ども部	主幹	高原 洋平	
子育て課	課長	中田 秀幸	
子育て課	課長補佐	谷 光彦	
子育て課	課長補佐	横井 和夫	
子育て課	副主幹	谷 剛毅	
子育て課	主任	木暮 博	
子育て課	主任	滝瀬 祐介	
子育て課	主事	西野 剛史	
保育課	課長	高橋 真二	
保育課	係長	西山 律子	
子ども家庭支援センター	センター長	宮澤 隆之	
子ども家庭支援センター	副主幹	正井 暢子	
子ども家庭支援センター	係長	大日向 均	
子ども家庭支援センター	係長	中村 友広	
子ども家庭支援センター	主査	稲田 恵美子	



資料4 放課後児童クラブ基準検討ワーキンググループ

1) 会議議事一覧

平成26年3月4日（火）第1回 ワーキング

- ① ワーキンググループの役割等の確認
- ② 今後のスケジュール案の確認
- ③ 現状基準の確認（法、入会基準、利用人数、施設状況等）
- ④ 日野市学童クラブ条例（案）の提示
- ⑤ 今後の確認（日程調整、議題確認等）

平成26年3月27日（木）第2回 ワーキング

- ① 第1回会議の整理
- ② 入所基準について（一般基準、配慮を要する基準、入所制限）
- ③ 今後の確認（日程調整、議題確認等）

平成26年4月16日（水）第3回 ワーキング

- ① 第2回会議の宿題について
- ② 量の見込み及び各学童クラブの定員について
- ③ 今後の確認（日程調整、議題確認等）

平成26年5月1日（木）第4回 ワーキング

- ① 第1回～第3回までの意見整理
- ② 量の見込みについて
- ③ 学童クラブ条例（案）について
- ④ 今後の確認（日程調整、議題確認等）

平成26年6月12日（木）第5回 ワーキング

- ① 出席率の現状と受入要件（案）について
- ② 今後の考え方（案）について
- ③ 今後の確認（日程調整、議題確認等）

平成26年7月3日（木）第6回 ワーキング

- ① 前回の宿題について
- ② 学童クラブの出席率（詳細）について
- ③ 今後の確認（日程調整、議題確認等）

平成26年7月24日（木）第7回 ワーキング

- ① 受入に伴う考え方及び要件の詳細について
- ② 時間の概念について
- ③ 今後の確認（日程調整、議題確認等）

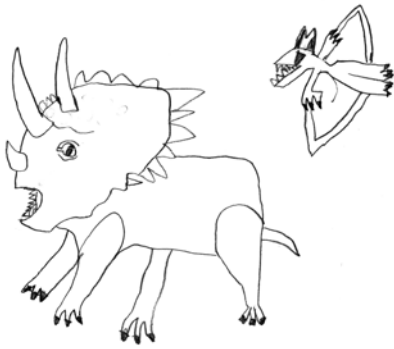
平成26年8月21日（木）第8回 ワーキング

- ① 受入方法について（案）
- ② 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

2) メンバーリスト

日野市学童保育連絡協議会	会長(平成 26 年 3 月まで)	對馬 智子
	会長(平成 26 年 4 月から)	重松 鉄兵
ひのっちコーディネーター	代表	佐野 礼子
子育て課	課長	中田 秀幸
子育て課	課長補佐	谷 光彦
子育て課	副主幹	谷 剛毅
子育て課	主任(平成 26 年 3 月まで)	志茂 哲哉
子育て課	主任	木暮 博
子育て課	主任(平成 26 年 10 月まで)	岡本 大
子育て課	主任(平成 26 年 4 月から)	滝瀬 祐介
子育て課	主事	西野 剛史
児童館	館長	熊谷 真知子
児童館	館長	佐々木 哲







新！ひのっ子すくすくプラン

平成27(2015)年3月発行

発行 日野市

編集 子ども部 子育て課

〒191-8686 東京都日野市神明一丁目12番地の1

電話 (042) 585-1111 (代表)

FAX (042) 583-4198

E-MAIL jidouf@city.hino.lg.jp



表表紙・さし絵は、放課後子ども教室「ひのっ子」に参加している子どもや関係者の方みなさんの作品です。